

インドネシア共和国  
セクター別・基礎資料

(第一卷)

インドネシア共和国  
セクター別基礎資料

(第一卷)

1994年12月

1994年12月

国際協力事業団  
インドネシア事務所

インドネシア共和国

108  
36  
IN  
BRARY

IN
JR



27568

JICA LIBRARY



1119450131

国際協力事業団

27568

インドネシア共和国  
セクター別・基礎資料

(第一巻)

1994年12月

国際協力事業団  
インドネシア事務所



まえがき

インドネシアは、わが国政府開発援助の最重点国のひとつであり、効果的かつ効率的な援助の実施のため、数多くの専門家が派遣され、幅広い分野において活躍しています。また、同国は、1994年から第6次国家開発計画（1994-1998）及び第2次25ヶ年長期開発計画の実施により当面する内外の課題に対処し、近い将来離陸への段階へ発展しようとしています。

本資料は、1990年の2回目の改訂版に引き続き1993年11月にインドネシア国への第2回目の国別援助研究の実施及びインドネシア国の新たな開発計画にあわせて加筆修正をして、最新のインドネシア・セクター現状分析資料として3回目の改訂を行い、ここに刊行することといたしました。今後の援助活動を実施するうえで、有益な執務参考資料として、関係各位におかれまして活用していただければ幸いです。

ここに、執筆に協力していただきましたジェトロ及び各JICA専門家の御尽力に対し深く感謝申し上げます。

1994年12月

JICAインドネシア事務所  
所長 岡崎 剛 一 郎



インドネシア国セクター別基礎資料目次（1994年度版）

分野（注）	執筆者（または 取纏め担当者）	派遣先	頁数
（ 第 一 卷 ）			
序論	インドネシア事務所		I・1-14
1. 経済	田口博之専門家	国家開発企画庁	1・1-15
2. 金融	山路和樹専門家	大蔵省財政金融教育研修所	2・1-23
3. 投資	白川貞雄専門家	投資調整庁	3・1-11
4. 農業	及川 章専門家 大澤慶幸専門家	農業省大臣官房計画局 同 上	4・1-32
5. 畜産	緒方宗雄専門家	農業省畜産総局	5・1-18
6. 水産	奥秋健治専門家	農業省水産総局	6・1-32
7. 灌漑排水	斉藤俊樹専門家	公共事業省水資源総局	7・1-13
8. 砂防・水資源	高橋 透専門家 佐々木庸介専門家	公共事業省水資源総局 同 上	8・1-20
9. 金属・非金属鉱業	秋山伸一専門家 長束宏文専門家	鉱山エネルギー省鉱物資源総局 鉱山エネルギー省 鉱物工学技術開発センター	9・1-35
10. 石炭	蔵方 宏所員	インドネシア事務所	10・1-16

（注） 分野の順序については基本的にブルーブックのBAPPENASコードの順によっている。

分野（注）	執筆者（または 取纏め担当者）	派遣先	頁数
	（ 第 二 卷 ）		
11. 石油ガス	安食恒和専門家	鉱山エネルギー省石油ガスイメージ プロセッシング研究所	11・1-28
12. 工業	林 光洋専門家	工業省工業研究開発庁	12・1-12
13. 電力	松本幸雄専門家	鉱山エネルギー省 電力・新エネルギー総局	13・1-78
	蔵方 宏所員 斉藤芳敬専門家	インドネシア事務所 協同組合省・小企業協同事業 推進総局	
14. 道路	中村 稔専門家	公共事業省道路総局	14・1-14
15. 陸運（鉄道及びフェリー）	武田邦夫専門家 高垣泰雄専門家	運輸省陸運総局 同 上	15・1-31
16. 海運	木村信孝専門家 林 忠志専門家 西口政文専門家 松井照久専門家 坪平八郎専門家 森藤順一専門家	運輸省海運総局 同 上 同 上 運輸省海運総局 同 上 工業省機械・基礎金属・電子工業 造船局	16・1-50
17. 航空	山縣宣彦専門家 落合進一専門家	運輸省航空総局 同 上	17・1-28
18. 電気通信（電波監理、内国 電気通信、国際電気通信）	宇野登志夫専門家 佐藤善昭専門家 玉井敏彦専門家 福山隆博専門家 月岡浩二専門家	観光郵電省郵電総局 同 上 同 上 観光郵電省郵電総局 P.T. INDOSAT	18・1-39

分野(注)	執筆者(または 取纏め担当者)	派遣先	頁数
( 第三卷 )			
19. 林業	嶋崎 省専門家 佐藤雄一専門家	林業省大臣官房計画局 林業省自然保護総局	19・1-36
20. 環境	岩田元一専門家	環境管理庁	20・1-49
21. 観光	川崎健一専門家	観光郵電省観光教育訓練センター	21・1-17
22. 水道	師岡 誠専門家 脇坂純一専門家	公共事業省人間居住総局 同 上	22・1-13
23. 環境衛生(固形廃棄物 処理、下水道)	石井明男専門家 大森信慈専門家	公共事業省人間居住総局 同 上	23・1-39
24. 住宅	金子 弘専門家 野田和利専門家	住宅担当国務大臣府 公共事業省人間居住総局	24・1-19
25. 都市地域開発 (土地制度を含む)	滝本 勝専門家 林 正之専門家	公共事業省人間居住総局 土地庁	25・1-52
26. 放送	岡本幸雄専門家 花井 孝専門家 丹羽 甫専門家 下地 昇専門家	情報省大臣官房研究開発委員会 インドネシア国営テレビ 同 上 情報省ラジオ局	26・1-25
( 第四卷 )			
27. 教育	西野節男専門家 矢追秀敏専門家 濱田真由美専門家 蓮田裕太郎専門家  蔵方 宏所員	教育文化省高等教育総局 教育文化省高等教育開発プロジェクト 同 上 教育文化省スラバヤ電子工学 ポリテクニク学院 インドネシア事務所	27・1-265

分野（注）	執筆者（または 取纏め担当者）	派遣先	頁数
	（ 第 五 卷 ）		
28. 保健医療・人口家族計画	上原鳴夫専門家 佐藤善子専門家	保健省官房計画局 保健省人口家族計画 母子保健プロジェクト	28・1-47
29. 労働	坂田哲雄専門家	労働省職業訓練生産性向上総局	29・1-59
30. 商業	平野 豊専門家	商業省調査開発庁	30・1-27
31. 貿易	ジェトロ・ジャカルタセンター		31・1-17
32. 協同組合	渡辺英夫専門家	協同組合・小企業省大臣官房計画局	32・1-25
33. 移住地域開発	望月由三専門家	移住省	33・1-13
34. 科学技術	千葉 貢専門家 服部幹雄専門家	科学技術院 技術評価応用庁	34・1-17
35. 社会福祉	成岡 衛専門家	社会福祉省 社会リハビリテーション総局	35・1-53

# 序論 国家開発計画と国家予算

国際協力事業団  
インドネシア事務所



1. 開発計画の基本目標
  - 1-1. 第2次25ヵ年長期開発計画
  - 1-2. 第6次5ヵ年開発計画
  
2. 投資計画と国家予算
  - 2-1. 投資計画
  - 2-2. 国家予算
  
3. 我が国の援助の重点分野

## 1. 開発計画の基本目標

### 1-1. 第2次25ヵ年長期開発計画

第2次25ヵ年長期開発計画の目標はパンチャシラ精神と1945年憲法に基づき、公正で繁栄した社会を築くことにある。

この目標を達成するためには、経済の発展と人的資源の開発が重要な要因となる。

経済の発展は ①開発成果の公平な配分 ②健全な社会（人口増加率、平均余命等の改善）③質の高い人材による高い生産性によって為し遂げられる。

また国家自立の視点から、政治、社会文化、防衛等をも考慮しなければならない。

第2次25ヵ年長期開発計画期間中の経済成長率は第1次25ヵ年長期開発計画と比較してさらに加速されなければならない、年平均7%を達成する必要がある。

こうした経済成長は低い人口増加率と安定した雇用により初めて可能となるものであり、これら二つの要素が達成された場合には、第2次25ヵ年長期開発計画終了時には、国民一人当たりの国内総生産は2600ドルに達するであろう。

次にセクター別の重要な政策について述べる。

高い経済成長は生産性の向上によってもたらされる。したがって人的資源の開発、質の高い人材の養成が極めて重要である。

教育分野においては6年制義務教育を9年制に移行させる。この目標は10年から15年かけて達成する予定である。また高等学校への就学率も現在の35%から80%に向上させる。就学機会の改善に加え、教育の質の向上、文化、科学 技術促進等への努力が継続される。

保健分野においては現在の平均余命63才から第2次25ヵ年長期開発計画終了時には70才への向上をめざす。また乳児死亡率を現在の1000人当たり58人から26人に減少させる。

高い経済成長率を達成する上で、工業分野の役割は極めて重要となるが、今後は豊富な資源と安価な労働力という優位性は低下していく。したがって、これを克服するためには付加価値の高い製品を生産する必要があると共に、品質向上を目ざし、さらに科学技術の習得に努めなければならない。

農業分野についてはその生産性は他の分野に比較して未だに低く、農業従事者の所得も低い。したがって工業、その他の産業等と連携した経済活動のネットワークを構築し、生産性の向上に努める必要がある。

また全国的な経済活動の効率性を低下させている最大の原因は経済インフラ整備の立ち遅れである。運輸、灌漑、電力、通信のインフラ整備を早急に進めて行く必要がある。これまでも本セクターについて着実に整備が進んでいるものの、政府資金による開発には限界がある。したがって今後は民間セクターによる積極的な開発への参加が不可欠である。

第2次25ヵ年長期開発計画においては貧困の撲滅を重要な課題としている。第1次25ヵ年長期開発計画においては1970年に貧困層が60%であったものを、終了時には15%にまで減少させた。しかし未だにその数は膨大であり、さらに減少への努力を継続する必要がある、第7次5ヵ年開発計画終了までには当該期間中に実施される特別プログラムにより貧困層の大部分が救済されることになる。

また地域間格差の是正についても引き続き配慮しなければならない。これはセクター

間の調和の取れた発展、都市と地方間の格差是正等をも含むものである。特に東部インドネシア、開発の遅れた地域、国境地域等における開発が促進されなければならない。

さらに第2次25ヵ年長期開発計画においては民間セクターの育成がきわめて重要であり、より高度で且つ信頼性のある調和の取れた産業構造を目ざさなければならない。こうした視点から中小企業、裾野産業の育成が重要である。

#### 1-2. 第6次5ヵ年開発計画

第6次5ヵ年開発計画の目標は、自立した国家、国民を目ざし、精神的にも繁栄した、調和のとれた、平等な社会を実現することにある。具体的には国家、国民の自立への発展と国民の生活、知性向上に向けての住民参加によるインドネシア社会の建設である。

第6次5ヵ年開発計画中の経済成長率は年平均6.2%を目標としている。各セクターの開発において、非石油ガス部門の役割は極めて重要であり、GDPに占める割合は24.1%にまで増加する。他方農業部門は17.6%、政府部門は5.6%にまでシェアが低下することになる。

また人口の増加率は現在の1.66%から第6次5ヵ年開発計画終了時には1.51%に低下させる。こうした目標を為し遂げた時、第6次5ヵ年開発計画終了時にはGDP一人当たり1000ドルが達成されることになる。

こうした目標を達成する上で、貧困の撲滅と中小企業の育成が重要な要素となる。貧困の撲滅については大統領基金による特別のプログラムにより第6次5ヵ年開発計画終了時には絶対的貧困層の人口を1200万人、全人口の6%にまで減少させる計画であり、さらに第7次5ヵ年開発計画終了時には撲滅させる予定である。

第6次5ヵ年開発計画期間中年平均6.2%の経済成長を為し遂げるためには、インフレが年間5%を越えないよう細心の注意をする必要がある。また外貨準備高は最低5ヵ月分は確保しなければならない。

債務返済比率(DSR)については現在の30.5%から第6次5ヵ年開発計画終了時には20.6%にまで低下させる。

第6次5ヵ年開発計画期間中の外国援助は政府貯蓄の増大が期待されるため、減少することになる。開発予算における政府貯蓄の割合は第5次5ヵ年開発計画終了時の62%から第6次5ヵ年開発計画終了時には68%に増加することになる。したがって経常予算に対する債務返済の割合は44.3%から32%に減少する。この目標を達成するためには、非石油ガス部門の税収入の増加が不可欠であり、国家歳入に占める割合が65%から78%に達することを期待している。

第6次5ヵ年開発計画期間中に必要な投資額は5年間で660兆ルピアであり、内73%以上を民間投資に期待している。この投資額は第5次5ヵ年開発計画の投資実績の1.8倍となる。

## 2. 投資計画と国家予算

### 2-1. 投資計画

第6次5ヵ年開発計画期間中の所要投資額は5年間で660兆ルピアと見込まれており、基本的には国内源資の動員に最大限の努力を払い、外国援助は補完的なものとしてその量を徐々に減らすべきであるとの基本方針をとっている。

同計画期間中の所要投資計画および開発資金の内訳を表-1および表-2に示す。

表-1 第6次5ヵ年開発計画期間中の所要投資額 (単位:兆ルピア)

年 度	94/95	95/96	96/97	97/98	98/99	合計
所要投資額	102.1	113.5	128.8	147.7	168.0	660.1
1. 開発予算	27.4	30.4	34.5	39.1	44.3	175.9
2. その他	74.3	83.1	94.3	108.6	123.5	484.2

表-2 第6次5ヵ年開発計画期間中の開発資金 (単位:兆ルピア)

年 度	94/95	95/96	96/97	97/98	98/99	合計
I. 国内貯蓄	95.3	106.4	120.8	140.1	160.9	623.5
1. 政府貯蓄	27.9	30.4	32.5	36.4	42.2	169.4
2. 民間貯蓄	67.4	76.0	88.3	103.7	118.7	454.1
II. 外国資金	6.7	7.1	8.0	7.6	7.1	36.6
開発資金総額	102.0	113.5	128.8	147.7	168.0	660.1

注) 政府貯蓄は経常収入から経常歳出を差し引いたものであるが、経常歳出には債務に対する元本及び利息の返済額を含んでいない。

次に第2次25ヵ年長期開発計画および第6次5ヵ年開発計画期間中の分野別GDP成長率を表-3、表-4に示す。

表-3 第2次25ヵ年長期開発期間中の分野別GDP目標成長率(%)

	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
GDP成長率	6.6	6.2	6.6	7.1	7.8	8.7
1.農業	2.4	3.4	3.5	3.5	3.5	3.5
2.石油ガス	10.0	9.4	9.4	9.4	9.1	8.7
非石油ガス	11.0	10.3	10.2	10.0	9.5	9.0
3.その他	7.2	6.0	6.3	6.8	8.0	9.5

表-4 第6次5ヵ年開発期間中の分野別GDP目標成長率(%)

	94/95	95/96	96/97	97/98	98/99	平均
(1)農業	3.3	3.4	3.5	3.5	3.5	3.4
(2)鉱業	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6
(3)石油・ガス	9.4	8.9	8.9	10.0	9.7	9.4
工業 (非石油ガス)	10.0	10.1	10.3	10.5	10.7	10.3
(4)建設	7.6	7.8	8.0	8.2	8.4	8.0
(5)貿易	6.3	6.5	6.7	6.7	7.0	6.6
(6)通信・運輸	7.0	7.4	7.7	8.0	8.4	7.7
(7)その他	6.0	6.1	6.1	6.1	6.3	6.1

## 2-2. 国家予算

国家予算は従来からの均衡予算を堅持する方針である。すなわち経常収入から経常支出を差し引いた政府貯蓄に、諸外国及び国際機関等からの援助資金を加え開発予算に当て、歳入と歳出のバランスをとる方針を持続することになる。

第2次長期開発期間中の開発は国内貯蓄（政府貯蓄＋民間貯蓄）で実施出来るよう努め、諸外国からの援助資金を徐々に減らさなければならない。

国家の財政基盤を強化するためには、経常収入を増加させる必要があり、特に税収の増加と増税に対する国民の支持が重要となる。

第6次5ヵ年開発計画を実施するための国家予算は、経常収入382兆ルピア、外国援助61兆ルピアと予測している。

第6次5ヵ年開発期間中の国家予算計画を表-5に示す。

表-5 第6次5ヵ年開発計画中の国家予算計画 (単位：10億ルピア)

	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	合計
A. 経常収入	59737.1	66747.9	74032.5	84239.9	97291.2	382048.6
I. 石油・天然ガス部門	12851.2	13986.1	14288.4	14851.1	15210.3	71187.1
II. 非石油・天然ガス部門	46885.9	52761.8	59744.1	69388.8	82080.9	310861.5
B. 経常歳出	42350.8	47677.1	51837	58580.9	67149.9	267595.7
C. 政府貯蓄 (A-B)	17386.3	19070.8	22195.5	25659	30141.3	114452.9
D. 開発歳入	10012	11356	12327.9	13417.6	14366.5	61480
I. プログラム援助	0	0	0	0	0	0
II. プロジェクト援助	10012	11356	12327.9	13417.6	14366.5	61480
E. 開発予算 (C+D)	27378.3	30426.8	34523.4	39076.6	44507.8	175932.9

表-5からも明らかなように、経常収入における非石油・天然ガス部門（主に税金収入）の割合は、94/95年の78%から98/99年には84%まで増加することになる。

また開発予算における外国援助の割合は、94/95年の37%から98/99年には32%まで徐々に減少する計画となっている。

第6次5ヵ年開発計画期間中の分野別の開発予算計画を表-6および図-1、2に示す。また、第1次25ヵ年長期開発計画期間中の国家歳入、歳出および1992/93年度の分野別予算歳出実績を表-7～9に示す。

表-6 第6次5ヵ年開発計画期間中の分野別開発予算計画 (単位:百万円)

分 野	1994/95	(%)	94/94-98/99	(%)
1. 工 業	450496	1.64	3032480	1.72
工 業	450496	1.64	3032480	1.72
2. 農 業・林 業	989630	3.61	6403950	3.64
農 業	956340	3.49	6157650	3.5
林 業	33290	0.12	246300	0.14
3. 灌 溉	1687034	6.16	10473430	5.95
水資源開発	780135	2.85	4456580	2.53
灌 溉	906901	3.31	6016850	3.42
4. 労 働	146532	0.53	1073200	0.61
労 働	146532	0.53	1073200	0.61
5. 貿易・企業育成・協同組合	736250	2.69	5936150	3.37
国内貿易	16800	0.06	116590	0.07
海外貿易	279560	1.02	1852410	1.05
国営企業育成	184260	0.67	1184670	0.67
金 融	120750	0.44	879680	0.5
協同組合・中小企業育成	134880	0.49	1002800	0.57
6. 運 輸・気 象	5225515	19.07	33054190	18.79
道 路	3530580	12.89	22195440	12.62
陸 運	589028	2.15	3782550	2.15
海 運	466777	1.7	2990850	1.7
空 運	605470	2.21	3870500	2.2
気象・地質探査・救助	33660	0.12	214850	0.12
7. 鉱 業・エネルギー	3581922	13.07	21779530	12.38
鉱 業	67870	0.25	439840	0.25
エネルギー	3514052	12.83	21339690	12.13
8. 観 光・通 信	721850	2.63	4778570	2.72
観 光	48730	0.18	325380	0.18
郵 便・電 話	673120	2.46	4453190	2.53
9. 地域開発・移 住	5504326	20.09	34227530	19.45
地域開発	4547891	16.6	28069880	15.95
移 住	956435	3.49	6157650	3.5
10. 環 境・区域指定	452300	1.65	3254750	1.85
環 境	356880	1.3	2639000	1.5
区 域 指 定	95420	0.35	615750	0.35
11. 教育・文化・道徳・スポーツ	3061310	11.17	20381960	11.59
教 育	2783330	10.16	18557260	10.55
学校外教育	194831	0.71	1261060	0.72
文 化・道 徳	52750	0.19	338460	0.19
青年教育・スポーツ	30398	0.11	225180	0.13

12. 人口・家族福祉	290221	1.06	1743120	0.99
人口・家族福祉	290221	1.06	1743120	0.99
13. 社会福祉・保健・女性	1031033	3.76	6892390	3.92
社会福祉	76205	0.28	518760	0.29
保健	946328	3.45	6315790	3.59
女性・保母・青少年	8500	0.03	57840	0.03
14. 住宅	887922	3.24	5740600	3.26
住宅	840300	3.07	5441510	3.09
都市環境改善	47622	0.17	299090	0.17
15. 宗教	121870	0.44	1055540	0.6
宗教団体支援	22450	0.08	175930	0.1
宗教教育	99420	0.36	879610	0.5
16. 科学・技術	529805	1.93	3627050	2.06
生涯技術	147606	0.54	986760	0.56
基礎・応用科学	71355	0.26	531890	0.3
科学技術研究所・施設	107207	0.39	733780	0.42
海洋工学	86411	0.32	576310	0.33
航空工学	28850	0.11	188120	0.11
情報・統計	88376	0.32	610190	0.35
17. 法律	111365	0.41	814400	0.46
法律研究	14148	0.05	91960	0.05
法務官能力向上	30180	0.11	194640	0.11
法律関連施設整備	67037	0.24	527800	0.3
18. 政府関係機関	556991	2.03	3613260	2.05
政府関係機関	520054	1.9	3373690	1.92
システム開発	36937	0.13	239570	0.14
19. 国際関係・報道・情報	157335	0.57	1036250	0.59
政治	2850	0.01	18360	0.01
国際関係	3900	0.01	29010	0.02
公報・報道	150585	0.55	988880	0.56
20. 防衛・安全保障	1154593	4.21	7914550	4.5
防衛・訓練	2280	0.01	15170	0.01
軍隊	1100340	4.02	7563640	4.3
支援設備	51973	0.19	335740	0.19
合計	27398300	100	175932900	100

図-1 1994/95年度分野別開発予算計画

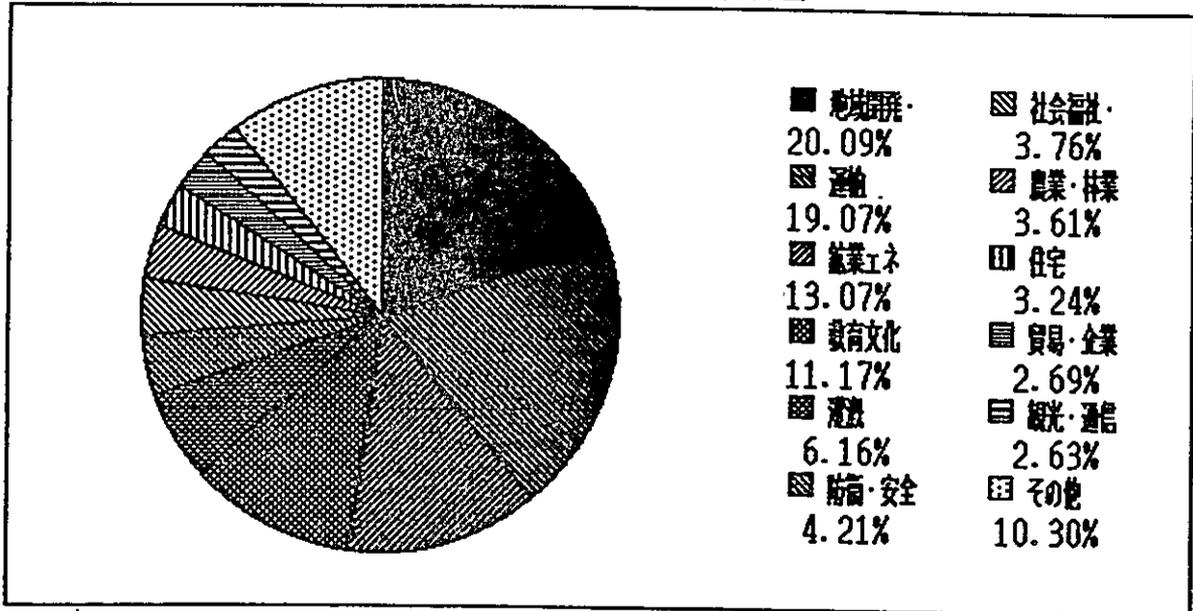


図-2 第6次5ヵ年開発計画期間中の分野別開発予算計画

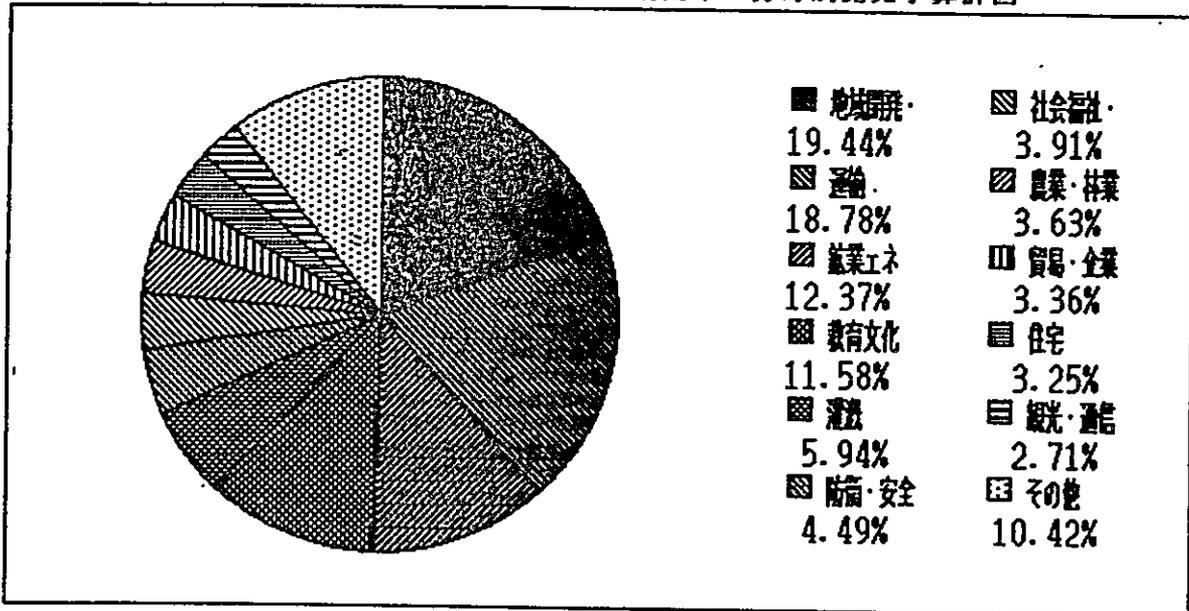


表-7 国家歳入の変遷

(単位：10億ルピア)

	1968	1973/74	1978/79	1983/84	1988/89	1993/94
A. 経常収入	149.7	967.7	4266.1	14432.7	23004.3	52769
I. 石油・天然ガス部門	33.3	382.2	2308.7	9520.2	9527	15127.6
1. 石油	33.3	382.2	2308.7	8484.9	8326.3	11807.3
2. 天然ガス	-	-	-	1035.3	1200.7	3320.3
II. 非石油・天然ガス部門	116.4	585.5	1957.4	4912.5	13477.3	37641.4
1. 所得税	25.3	140.3	617.2	1932.3	3949.4	14848.5
2. 付加価値税	15.2	105.3	346.6	830.6	4505.3	11682.6
3. 輸入税	37.3	128.2	295.3	557	1192	3105.5
4. 物品税	16.6	61.7	252.9	773.2	1389.9	2498.2
5. 輸出税	13.9	68.6	166.2	104	155.6	30
6. 土地・建物税	-	20	68	144.9	424.2	1320.1
7. その他・税収	3.4	11.6	19.8	51.5	292.1	363.8
8. 税外収入	4.7	49.8	191.4	519	1568.8	3792.7
B. 開発歳入	57.9	203.9	1035.5	3882.4	9990.7	9553.1
1. プログラム援助	35.5	89.8	48.2	14.9	2040.7	426.8
2. プロジェクト援助	22.4	114.1	987.3	3867.5	7950	9126.3
合 計	207.6	1171.6	5301.6	18315.1	32995	62322.1

注1) 73/74-88/89 は各5ヵ年開発計画の最終年度の実績を示している。

注2) 93/94 は予算ベース

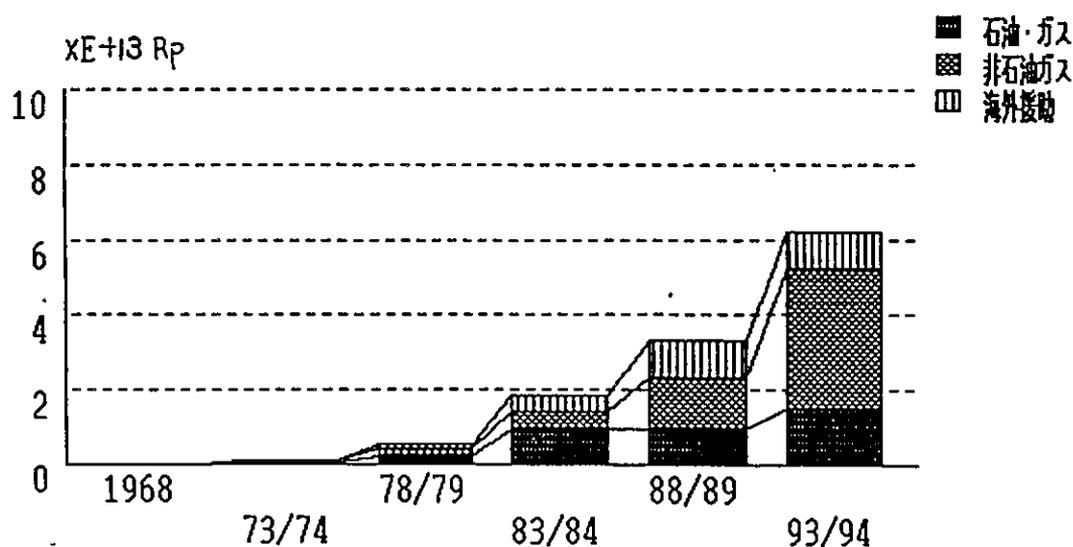


表-8 国家歳出の変遷

(単位：10億ルピア)

	1968	1973/74	1978/79	1983/84	1988/89	1993/94
A. 経常歳出	149.7	713.3	2743.7	8411.8	20739	37094.9
I. 人件費	78.3	268.9	1001.6	2757	4998.2	10894.5
1. 米の現物供与		50.6	132.8	346.1	518.3	905.2
2. 給与・年金		173.9	760.3	1996	3832.7	8868
3. 食費	不明	16.8	51.2	261.3	326.9	481.9
4. その他国内人件費		20.2	33.6	87.6	185.1	342.2
5. 国外人件費		7.4	23.7	66	135.2	297.2
II. 物件費	29.1	110.1	419.5	1057.1	1491.6	2979.7
1. 国内物件費	22.7	98.3	398.4	1007	1378.1	2785.5
2. 国外物件費	6.4	11.8	21.1	50.1	113.5	194.2
III. 地方補助金	25.5	108.6	522.3	1547	3037.7	6028.9
IV. 債務返済	10	70.7	534.5	2102.6	10940.2	16711.9
1. 国内	1.9	8.2	8.8	29.8	77.6	286.1
2. 国外	8.1	62.5	525.7	2072.8	10862.6	16425.8
V. 石油製品向け補助金	-	-	197	928.1	133.1	-
VI. その他	6.8	155	68.8	20	138.2	479.9
B. 開発歳出	57.9	458.3	2557.9	9903.3	12256	25227.2
1. ルピア支出	0	254.4	1522.4	6020.9	2265.3	16100.9
2. プロジェクト援助	57.9	203.9	1035.5	3882.4	9990.7	9126.3
合計	207.6	1171.6	5301.6	18315.1	32995	62322.1

注) 93/94 は予算ベース

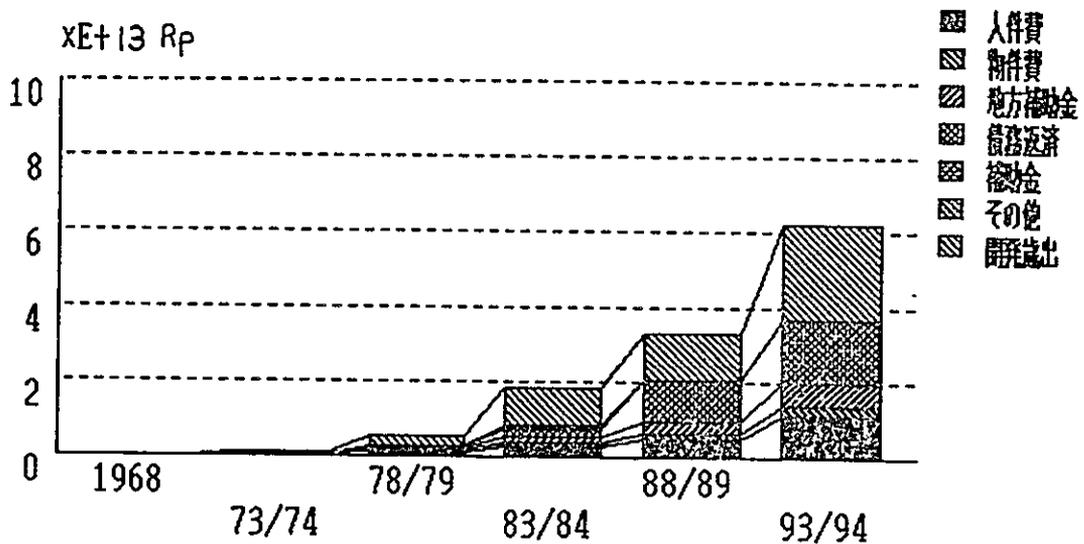


表-9 92/93 年度分野別予算歳出実績

(単位:10億円)

分野	経常歳出	(%)	開発歳出	(%)	合計	(%)
1. 農業・灌漑	153.3	0.46	2955.2	12.9	3108.5	5.54
農業	138.2	0.42	1928.4	8.42	2066.6	3.68
灌漑	15.1	0.05	1026.8	4.48	1041.9	1.86
2. 工業	12.6	0.04	519.8	2.27	532.4	0.95
工業	12.6	0.04	519.8	2.27	532.4	0.95
3. 鉱業・エネルギー	33.5	0.1	3013.1	13.15	3046.6	5.43
鉱業	31.9	0.1	264.5	1.15	296.4	0.53
エネルギー	1.6	0	2748.6	12	2750.2	4.9
4. 通信・観光	130.4	0.39	4385.2	19.14	4515.6	8.05
道路	8.8	0.03	2767.2	12.08	2776	4.95
土地	14.1	0.04	428.4	1.87	442.5	0.79
海路	69.9	0.21	416.7	1.82	486.6	0.87
空路	30.5	0.09	515.5	2.25	546	0.97
郵便・電話	1.3	0	201.6	0.88	202.9	0.36
観光	5.8	0.02	55.8	0.24	61.6	0.11
5. 貿易・協同組合	82.3	0.25	313	1.37	395.3	0.7
貿易	41.7	0.13	101	0.44	142.7	0.25
協同組合	40.6	0.12	212	0.93	252.6	0.45
6. 労働・移住	99.2	0.3	886.3	3.87	985.5	1.76
労働	57.2	0.17	132	0.58	189.2	0.34
移住	42	0.13	754.3	3.29	796.3	1.42
7. 地域開発(都市・地方開発)	5389.2	16.23	2918.9	12.74	8308.1	14.81
地域開発(都市・地方開発)	5389.2	16.23	2918.9	12.74	8308.1	14.81
8. 宗教	70.7	0.21	67.3	0.29	138	0.25
宗教	70.7	0.21	67.3	0.29	138	0.25
9. 教育・スポーツ・文化・道徳	1897	5.71	3001.9	13.1	4898.9	8.73
教育・スポーツ(少精精)	1806.1	5.44	2740.1	11.96	4546.2	8.1
学校外教育	59.2	0.18	224.3	0.98	283.5	0.51
文化・道徳	31.7	0.1	37.5	0.16	69.2	0.12
10. 保健・福祉・女性・人口家族	298.2	0.9	955	4.17	1253.2	2.23
保健	164.9	0.5	655.7	2.86	820.6	1.46
福祉・女性の役割	40.8	0.12	65.4	0.29	106.2	0.19
人口・家族計画	92.5	0.28	233.9	1.02	326.4	0.58
11. 住宅	8.7	0.03	958.6	4.18	967.3	1.72
住宅	8.7	0.03	958.6	4.18	967.3	1.72
12. 法律	280.5	0.84	74.4	0.32	354.9	0.63
法律	280.5	0.84	74.4	0.32	354.9	0.63
13. 国家安全保障	2621.9	7.9	1120	4.89	3741.9	6.67
国家安全保障	2621.9	7.9	1120	4.89	3741.9	6.67
14. 情報・報道	127.8	0.38	79.6	0.35	207.4	0.37
情報・報道	127.8	0.38	79.6	0.35	207.4	0.37
15. 科学・技術	145.3	0.44	566.8	2.47	712.1	1.27
研究	0	0	319.1	1.39	319.1	0.57
研究	145.3	0.44	247.7	1.08	393	0.7
16. 政府関係機関	21846	65.81	323.5	1.41	22169.5	39.51
政府関係機関	1695.9	5.11	323.5	1.41	2019.4	3.6
地方	20128.3	60.63	0	0	20128.3	35.87
その他	21.8	0.07	0	0	21.8	0.04
17. 産業開発	0	0	390.1	1.7	390.1	0.7
産業開発	0	0	390.1	1.7	390.1	0.7
18. 自然・環境	0	0	383.3	1.67	383.3	0.68
自然・環境	0	0	383.3	1.67	383.3	0.68
合計	33196.6	99.99	22912	99.99	56108.6	100

### 3. 我が国の援助の重点分野

94年2月の対インドネシア経済協力総合調査団の結果、我が国の対インドネシア経済協力の基本的方向づけとして、(1) 最重点国の一つとしての継続的支援、(2) 政策対話の一層の促進、(3) 協力形態間の有機的連携、(4) 公平性や環境問題等に対する配慮、(5) 草の根レベルの協力の強化、(6) 多様な経済協力による総合的なアプローチが打ちだされ、我が国経済協力の重点分野については次の重点分野に沿って協力を進めることとしている。

なお、各重点分野の序列については、必ずしも量的な面での優先順位を示すものではないが、今後我が国がインドネシアに対して経済協力を行っていくに際しての質的な面での力点に置き方を示すものである。各分野への協力に際しては、きめ細かい経済協力の観点より、大型プロジェクトのみでなく小規模であっても、住民に直接裨益する草の根レベルの案件に対しても積極的に協力を進めることとしている。

#### ①公平性の確保

- (1) 貧困撲滅
- (2) 基礎生活分野に対する支援（特にプライマリーヘルスケア）
- (3) 人工・家族計画とエイズに関する協力
- (4) 東部インドネシアの開発（地域間格差是正）

#### ②人造り・教育分野

- (1) 初等・中等教育の充実
- (2) 教員の質の向上
- (3) 技能・技術者教育の充実

#### ③環境保全

- (1) 自然資源の保全
- (2) 都市居住環境の改善
- (3) 公害面での協力
- (4) 環境問題全般における体制の整備

#### ④産業構造の再編に対する支援

- (1) マクロ経済運営に対する支援
- (2) サポート・インダストリーの振興
- (3) 農業振興（農産物多様化、付加価値の高い農産物の生産）

#### ⑤産業基盤整備（経済インフラストラクチャー）

- (1) 電力分野
- (2) 水資源開発分野
- (3) 運輸分野
- (4) 通信分野

# 1. 経 済

田口博之専門家  
国家開発企画庁

## 1. はじめに

93年度は、新体制（69年度～）下の25年間及び第5次5ヶ年計画（89年度～93年度）の最終年度にあたり、現在、93年3月に国民協議会（MPR）にて決定された「国策の大綱」（GBHN）に基づき、同月に組閣された新内閣の下で、94年度より開始される第2次25ヶ年計画及び第6次5ヶ年計画の策定作業が行われているところである。本稿では、新計画が策定中であることに鑑み、現計画（第5次5ヶ年計画）の実績と評価に比重をおきつつ、新計画については93年8月の大統領演説で示された基本的考え方について、マクロ経済の分野に焦点をあてて解説する。また、今後の課題については、個人的見解を交えながら、マクロ経済における諸論点を整理したい。

## 2. 第5次5ヶ年計画の実績と評価

本節では、現計画期間中におけるマクロ経済の実績について、計画の当初目標に対する達成度合、第4次5ヶ年計画期間中（84年度～88年度）の実績との比較、近隣諸国等との国際比較、等の視点から評価する。

### (1) 経済成長とマクロ政策運営

経済成長率については、89年から92年までの4年間の平均で7.0%であり、現計画期間を通して7%前後の成長が達成される見込みである。現計画が5%成長を目標としていたこと、第4次計画期間中の成長率が5.2%であったことを考慮すると、現計画期間中にかなり高い成長が達成されたことになる。ただし、これを年次別にみると、89～90年に7%を超える高成長を達成し、景気が過熱気味に推移した後、90年後半からの金融引締め、91年の大型プロジェクト延期等の大幅な景気抑制策を反映して、成長が急速に減速し、92年には6.3%の成長にとどまる結果となった。

こうした経済成長の姿をマクロバランスの観点からみると、89～90年の景気過熱を反映し、インフレ率が90年前後に9%台に昂進する一方、対外バランスについても、資本財輸入の急増を主因に経常収支が大幅に悪化し、91年度には同収支の赤字幅が44億ドルに達するとともに、民間債務の急増を主因に対外累積債務が90年度末には700億ドルに達した。これを契機に、前述の景気抑制策が発動され成長が急速に減速した結果、インフレについては、消費者物価上昇率が92年中には4.94%に収まり、対外バランスについても、経常収支赤字幅が92年度には33億ドルにとどまった。

以上の動きから、現計画期間中は、総じて高成長が達成されたものの、その過程において景気過熱から大幅な調整へと大きな変動を経験したことになり、政府による景気調整策について、インフレ及び対外バランスの悪化なき持続的成長を確保するという経済の安定化機能に着目すると、今後課題を残す政策運営であったと評価できよう。

## (2) 工業化及び脱石油化

現計画が目標とする工業化の進展度合について、付加価値ベースで各部門毎のGDPに対する割合の推移をみると、91年の時点で製造業の割合が農業の割合を上回り、92年には製造業の割合が21.0%に達し、一方農業の割合は19.2%まで減少した。現計画の目標として、93年の製造業の割合を16.9%、農業の割合を21.6%においていたことを考慮すると、農業部門で旱魃等の特殊要因はあったものの、製造業部門の二桁を超える高成長により、かなりのスピードで工業化が進展したことになる。ただし、①製造業の中味をみると、依然として繊維、木材加工、石油化学といった伝統部門に依存し、産業の裾野の広がりも未発達であること、②就業構造の面からみると、農業の割合が5割強を占め、製造業の割合は1割程度にとどまっていること、③近隣諸国との比較においても、付加価値ベースの製造業の割合が、マレーシアで28.7%（91年）、タイで24.7%と、インドネシアを大きく上回っていること、等も併せて判断すると、工業化は進展しているもののその発展段階は初期にあると評価されよう。

一方、経済の自立的発展のための脱石油化の方向については着実な進展がみられる。付加価値ベースで非石油・ガス部門のGDPに対する割合をみると、92年で87.0%に達し、現計画の目標である83.7%（93年）を大幅に上回っている。また、輸出構造においても、非石油・ガス部門の輸出総額に対する割合が、88年度の61.5%から93年度の政府見通しで72.9%まで上昇し、現計画の目標である72.8%（93年度）が達成される見込みである。さらに、財政面においても、非石油・ガス部門の国内歳入総額に対する割合が、88年度の58.6%から93年度予算で71.3%まで上昇し、現計画の目標である75.9%（93年度）がほぼ達成されることになる。

なお、石油・ガス部門においては、ガス部門の比重が高まっている。石油・ガス部門の輸出額のうち、ガス部門の割合の推移をみると、88年の31.3%から92年の38.5%まで上昇している。これは、石油の生産量がほぼ横ばいで推移するなかで、経済成長に伴う国内消費の増加から、石油の輸出量が減少傾向にある一方で、ガスの生産体制の強化により、ガスの輸出量が着実に増加していることが背景にある。

## (3) 投資実績と対外依存度

投資実績について、89年から92年までの4年間の累積投資額でみると、民間、公共部門をあわせて235.6兆ルピアに達した。現計画が5%成長に必要な5年間の累積投資額として239.1兆ルピアを想定していたことから、93年分を含めた投資実績は、これを大幅に上回ることになる。このうち、公共部門の累積投資額については、93年度予算を含めた5年間の実績見込みで104.4兆ルピアであり、現計画の目標である10

7. 5兆ルピアとほぼ同水準である一方、民間部門の累積投資額は、92年までの4年間の実績で156.4兆ルピアに達し、現計画の目標である131.6兆ルピアを既に上回っている。したがって、投資実績の目標を上回る増加は、主として民間投資によって引き起こされたものといえる。これを官民の投資バランスという視点からみると、民間投資の全投資に占める割合が89年から92年までの4年間の平均で約7割近くに達し、現計画が目標としていた55%を大きく上回っている。

こうした投資動向をその資金調達面における対外依存度という観点からみると、公共投資については、その伸びが現計画の目標の範囲内に抑えられるなかで、税収の顕著な伸びにより政府貯蓄が大幅に増加した結果、資金調達の対外依存度、すなわち公共投資額のうちで援助資金の占める割合が、88年度の81.6%から93年度予算の37.9%まで大幅に減少した。一方、民間投資については、その急激な増加に対して国内の民間貯蓄による資金調達が追いつかなかつたため、民間部門の投資貯蓄バランスが悪化し、90年度以降年間で40億ドルを越える海外からの民間資金の純流入がみられたように、資金調達の対外依存度は高まった。ちなみに、投資調整庁(BKPM)による新規認可投資額でも、外国投資の占める割合は89年の3割程度から92年の4割強へと高まっている。この結果、対外累積債務も民間部門を中心に88年度末の556億ドルから92年度末の821億ドルまで拡大し、このうち民間債務の占める割合も、88年度末の21.0%から92年度末の34.9%まで高まった。

以上の動きから90年前後にみられた投資ブームは、主として民間投資の急激な増加によってもたらされたものであり、これが官民の投資バランスの悪化により電力等のインフラ不足を引き起こすとともに、対外バランスの悪化等を招き、その後において民間投資の大幅な調整を強いられる結果となった。経済の自立的発展のためには、インフラの整備とともに、国内貯蓄の動員による投資の持続的・安定的成長が必要であり、対外借入れによる性急な民間投資の拡大は、持続的成長をかえって妨げる要因となろう。

#### (4) 金融と実物経済のバランス

金融部門の成長度合について、マネーサプライ(M2)に焦点をあててその動向をみると、88年10月の金融自由化政策等を反映して、89年から92年までの4年間で平均29.8%の伸びを示した。この間の名目GDPの伸びが15.9%であったことから、金融部門の成長は飛躍的なものであったことがわかる。

こうした金融部門の急成長は、90年前後の投資ブームの一つの原動力となったことは事実であるが、実物経済の自由化・効率化の進展度合からみて、金融部門の自由化及び成長のテンポは性急であったために、90年代に入ってマクロ経済にいくつかの弊害をもたらすことになった。その一つは、銀行貸付における不良貸付の増加である。不良貸付の全貸付に対する割合は、世銀レポートによれば、92年には15%に達しており、これが貸

付金利の高どまりと新規貸付の低迷をもたらしている。不良貸付が増加した背景には、88年10月の金融自由化後、貸付資金量の拡大は図られたものの、貸し手である金融機関において貸付にかかわる経営、監督機能が未成熟であるとともに、借り手である企業サイドにおいても国営企業や独占企業にみられる非効率な経営が行われていることがあげられる。もう一つの弊害は、不動産投機等によるバブル現象が生じたことである。これは、実物の投資機会が政府の規制によって制約されているなかで、金融自由化の過程で急拡大したマネーが不動産等の資産投機に向かったものとみられる。

80年代以降の金融自由化を契機とする金融部門の成長は、それ自体、国内貯蓄を誘因しそれを効率よく投資資金として配分するためのチャネルを形成するという点で、長期的には経済発展に貢献するものと評価できよう。しかし、金融部門の自由化及び成長は、実物経済の自由化・効率化が伴わない場合、経済の発展過程に攪乱要因を持ち込むことになることにも留意すべきであろう。

### 3. 新計画におけるマクロ経済フレームの考え方

本節では、新計画（第2次25ヶ年計画及び第6次5ヶ年計画）におけるマクロ経済フレームの基本的考え方について、93年8月の大統領演説で示された考え方をもとに解説を加えたい。なお、新計画は、現在策定中であることから、定量的目標等について今後変更される可能性があることを付記しておく。

#### (1) 第2次25ヶ年計画

##### ① 所得水準

第2次25ヶ年計画は、一人当たりGDPを実質ベース（89年価格）で、現在の水準（約680ドル）から計画期間を通じて約4倍程度（2600～700ドル）に引き上げることを目標としている。この目標水準は、例えば、近隣諸国であるマレーシアの現在の水準（2000ドル強）を念頭におきながら、持続的成長の可能性を踏まえて、設定されたものと考えられる。

##### ② 経済成長

経済成長率は、第6次5ヶ年計画期間の6.2%から出発し、最後の第10次5ヶ年計画期間で8%を越えるところまで、漸次成長率を高めていき、25年間を通して平均7%程度の成長を達成することを目指している。これは、一人当たりGDPを25年間で約4倍に引き上げるためには、一人当たりGDPが平均で6%程度成長することが必要であり、これに平均で1%強の人口成長率を加味して設定されたものとみられる。

7%程度の経済成長は、10年間でGDPを倍増させる伸びであり、また過去25年間

の平均成長率が6%程度でこれより約1%高い成長率であることから、新計画で唱えるテイクオフを定量的に裏付ける一つの根拠を与えるものであろう。

経済成長を牽引するのは製造業部門であり、計画期間を通して、農業部門の3.5%の伸びに対し、製造業部門は9%強程度の伸びを目標としている。以上の部門別の伸びを前提とすると、計画期間の末期には、製造業部門のGDPに対する割合が3割を超えることになり、最終的にはアジアNIESと比べても遜色のない工業化の水準を達成されることになる。

### ③ 雇用吸収

労働市場に供給される労働力人口は、人口成長率の低下に伴い、その増加率も低下していくものの、絶対数では5年間で1200万人程度の増加が見込まれている。労働力人口の増加にたいしては、サービス部門、製造業部門を中心に雇用吸収を図り、失業率を下げしていくことを目標としているが、これに加えて、現在、就業者のうち4割程度を占める不完全就業者（労働時間が週35時間未満の就業者）に対し、いかに雇用機会を確保していくかを大きな課題としている。

### ④ 平等化

平等化の達成は、93年3月の「国策の大綱」においても強調されている経済発展の三原則（成長、安定、平等化）の一つとして重要な目標である。新計画では、人的資源の向上を基本に、貧困の撲滅対策をはじめ、零細企業の育成、農業の近代化等部門別格差の是正、及び東部地域の開発支援等地域別格差の是正等を重要な課題としている。とくに、貧困撲滅に関しては、現在、約2720万人（人口の約15%）を数える貧困層の解消を図るため、インプレス（大統領から配分される交付金）の効果的配分のための新しいシステムの構築について検討中である。

平等化の定量的目標については、所得水準等経済指標のみによる評価では限界があるとの認識から、貧困を示す指標にみられるようなカロリー摂取量、乳幼児死亡率、就学率といった社会指標を含めた目標の設定に重点をおくものとみられる。

## ② 第6次5ヵ年計画

### ① 経済成長

第6次5ヵ年計画は、計画期間の5ヵ年を通して平均6.2%の成長を目標としている。この目標は、現計画期間中に達成が見込まれる7%前後の成長からみると、かなり抑え気味に設定されたものといえるが、これは、現計画期間中マクロバランスの点から経済が過熱気味であったことの反省から、足下の景気動向をも踏まえて設定されたものとみられる。これに関連し、インフレ率も、現計画期間中の平均8%強程度の伸びから、新計画期間中

は5%程度にまで抑えられる見通しである。

## ② 経済の効率化

新計画は、6.2%の成長を達成するにあたり、経済の効率性を高めることに力点をおいている。経済の効率性を示す一つの指標である限界資本係数（一単位の生産を増やすために必要な投資量）に着目すると、これが計画期間中、低下傾向を示すものと想定している。これは、少ない投資量で多くの生産量を産み出すことができる経済構造の姿を描いていることを意味する。

雇用吸収のための高成長の達成と対外バランスの安定化とは、マクロ経済政策の二大目標であるが、経済構造が変わらないものとするれば、両者は一般に二律背反の関係にある。それは、高成長には高投資が必要であり、高投資には対外借入れを必要とし、対外バランスの悪化を招くからである。新計画では、少ない投資量で高成長を産み出すことができるように経済の効率性を高めることで、二つの目標を同時に達成することをねらいとしているわけである。

ただし、近隣諸国の経験からみても、経済のテイクオフの準備段階においては、インフラ整備、設備更新等のための投資がかさむため、一時的に限界資本係数が上昇するのが通常である。このことから、限界資本係数を低下させる想定は、その上昇トレンドを打ち消すべく、規制緩和、市場の競争条件の確保等の経済効率化のためのゆるぎない政策努力を行うことを前提としているものといえよう。

## ③ 必要投資額

6.2%の経済成長に必要な投資額については、新計画期間の5年間の累計で、民間・公共投資及び在庫投資も含め、約700兆ルピアを想定している。これを前提に、新計画期間中の名目投資（在庫投資を除く）の伸び率を推計すると12%前後となり、現計画期間中の伸び率17.5%（89年～92年）からみると、かなり低い伸びに抑えられていることになる。これは、経済成長率及びインフレ率の想定が現計画期間中の実績よりも低く設定されていることに加え、限界資本係数を低下させる想定が反映されているものとみられる。

官民の投資バランスについては、現計画期間中に民間投資が一時的に急増し、そのバランスの悪化を招いたことを踏まえ、インフラの着実な整備により、公共投資の比重が多少高まる見込みである。

## ④ 対外バランス

対外バランスについて、これを輸出入の面からみると、輸出では、非石油・ガス部門が、現計画期間に引続き、輸出全体を牽引し、新計画期間を通して平均で16.5%程度（ドルベース）の伸びを示すものと見込まれており、同部門の輸出総額に対する割合も、引続

き上昇傾向をたどる。一方、輸入では、上述したように投資の伸びが低めに想定されているため、現計画期間よりも伸びが抑えられる。こうした想定から、経常収支は改善され、外貨準備も6ヶ月分の輸入額に相当する水準が達成されるものと見込んでいる。

また、貯蓄投資バランスの面からみると、国内貯蓄の伸びが投資の伸びを上回るものと想定しているため、海外からの資本流入が現計画期間よりも低く抑さえられ、対外累積債務の増加テンポも鈍化するものとみられる。対外累積債務は、新計画期間の末期には、900億ドル台に達するものの、これをGDPに対する割合でみると現在よりは低下し、デッドサービスレシオも公共部門を中心に低下傾向を示し、現在の30%を越える水準から新計画期間の末期には20%程度に収まるものと想定している。

#### ⑤ 財政バランス

財政バランスについては、歳入面では、税収が、現計画期間に引続き20%を越える高い伸びを示すものと見込んでいる。税収のGDPに対する割合でみると、現在の1割強から、新計画期間の末期には2割に近づき、マレーシア、タイ等の近隣諸国並みの水準に達するとともに、非石油・ガス部門の国内歳入に対する割合も、現計画期間に引続き上昇傾向を示す。

このため、政府貯蓄も拡大傾向が続き、歳出面における公共投資の増加分を政府貯蓄でまかなうことができる見通しであるため、現在と同程度の援助資金は必要であるものの、資金調達の対外依存度は引続き低下傾向をたどる見込みである。

#### 4. 今後の課題

経済の自立的・持続的発展のためには、新計画における考え方が示すように、その土台となる人的資源の向上及びインフラの整備を進めるとともに、経済の効率性を高めるための規制緩和、市場の競争条件の確保等の政策努力が必要である。また、この過程において、中期的視点からは、対外バランスの安定化、インフレの抑制等の健全なマクロ政策運営が求められ、長期的視点からは、経済民主化のための平等化の達成が大きな課題となる。

政府の政策運営は、こうした幾多の政策目標を同時にかつ矛盾なく達成することが要請され、政策選択の余地も極めて限られているなかで、先進国の経験等も踏まえ、有効かつ効率的な政策手段を模索していかなければならない段階にあるといえよう。

最後に、日本の経験等も踏まえ、今後の政策運営に関し検討すべき課題を個人的見解としてあげておく。

一つは、新しい産業政策の枠組みについてである。これまでの構造改善政策は、零細企業への支援等の例外的措置を除いて、基本的には自由経済の考え方に立脚し、市場メカニズムの機能を重視した規制緩和の積み重ねの歴史であった。経済の効率化のために規制緩和の推進は不可欠であるが、それとともに、今後長期的にテイクオフを実現していく過程においては、戦略的に中核となる産業をターゲットとし、積極的な優遇・支援措置を講じ

ていくことも検討されるべきである。ただし、こうした産業政策は、政府による資源配分が透明であり、かつ合理的に機能することが前提となつて、はじめて有効な政策手段となりうることに留意すべきであろう。

二つは、今後の産業育成の方向についてである。インドネシアの主要産業は、現在までのところ、農業、木材加工、石油関連等の資源依存型の産業を除けば、繊維、雑貨等の軽工業が中心である。電気・機械等の先端産業の分野では、組立・加工等の川下部門が中心で、川上部門はその多くを輸入に依存しなければならない発展初期の段階にある。インドネシアは、人口規模からみても大国であり、将来的に国民の所得水準が向上し購買力が高まる段階になると、その国内市場の大きさと外貨準備の制約から、経済活動の多くの部分を輸入に依存することには限界があろう。したがって、マレーシアのような国際分業に依存する小国の産業構造とは異なる、フルセット型の産業構造の構築に向けて、長期的視点から産業の川上部門の強化を図っていくことが肝要であろう。

**MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE  
(REPELITA V)**

---

**LIST OF CONTENTS**

**TABLE 1. ECONOMIC GROWTH AND STRUCTURAL CHANGE**

**TABLE 2. POPULATION AND EMPLOYMENT**

**TABLE 3. INVESTMENT REQUIREMENTS**

**TABLE 4. FISCAL & MONETARY POLICY**

**TABLE 5. BALANCE OF PAYMENTS**

**BAPPENAS  
TSO**

MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE (REPELITA V)

TABLE 1. ECONOMIC GROWTH AND STRUCTURAL CHANGE

	REPELITA IV		REPELITA V		NOTE: (I; Indonesia, M; Malaysia, T; Thailand) Per Capita GDP I; US\$ 678 (92), M; US\$ 2320 (90), T; US\$ 1420 (90)
	(ACTUAL)		(ACTUAL)	(TARGET)	
REAL GDP	gr %	5.2 (84-88)	7.0 (89-92)	5.0 (89-93)	
GDP BY INDUSTRIAL ORIGIN					
NONMIGAS REAL GDP	gr % nominal	6.0 (84-88) 65.6 (88)	7.6 (89-92) 87.0 (92)	6.0 (89-93) 83.7 (93)	77.7 (93)
AGRICULTURE	gr % nominal	3.6 (84-88) 24.1 (88)	3.1 (89-92) 19.2 (92)	3.6 (89-93) 21.6 (93)	
MINING & QUARRYING	gr % nominal	-0.3 (84-88) 12.1 (88)	4.7 (89-92) 12.6 (92)	0.4 (89-93) 12.6 (93)	
MANUFACTURING	gr % nominal	12.9 (84-88) 18.5 (88)	10.2 (89-92) 21.0 (92)	8.5 (89-93) 16.9 (93)	
CONSTRUCTION	gr % nominal	2.7 (84-88) 5.0 (88)	11.5 (89-92) 6.0 (92)	6.0 (89-93) 5.8 (93)	
TRADE	gr % nominal	6.5 (84-88) 17.2 (88)	7.7 (89-92) 16.6 (92)	6.0 (89-93) 16.7 (93)	
TRANSPORTATION & COMMUNICATION	gr % nominal	4.9 (84-88) 5.7 (88)	9.9 (89-92) 6.5 (92)	6.4 (89-93) 6.0 (93)	
GDP BY EXPENDITURE					
PRIVATE CONSUMPTION EXPENDITURE	gr % nominal	2.9 (84-88) 57.0 (88)	6.3 (89-92) 53.0 (92)		
GROSS DOMESTIC FIXED CAPITAL FORMATION	gr % nominal	5.3 (84-88) 25.9 (88)	9.3 (89-92) 27.3 (92)		
EXPORT OF GOODS & SERVICES	gr % nominal	5.6 (84-88) 24.4 (88)	12.5 (89-92) 29.3 (92)		
IMPORT OF GOODS & SERVICES	gr % nominal	-3.4 (84-88) 21.9 (88)	14.4 (89-92) 26.6 (92)		

MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE (REPELITA V)

TABLE 2. POPULATION AND EMPLOYMENT

	REPELITA IV (ACTUAL)		REPELITA V (ACTUAL) (TARGET)		NOTE: (I: Indonesia, M: Malaysia, T: Thailand)
	(88)	(89)	(90)	(93)	
POPULATION			179.3	192.9	growth rate: 2.32 (71-80), 1.97 (81-90) Target: 1.90 (89-93) Projection: 1.58 (91-2000)
EMPLOYMENT BY INDUSTRIAL ORIGIN					
AGRICULTURE	55.9	(88)	53.9	51.4	
MANUFACTURING	6.3	(88)	10.4	10.0	

MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE (REPELITA V)

TABLE 3. INVESTMENT REQUIREMENTS

	REPELITA IV		REPELITA V		NOTE: (I; Indonesia, M; Malaysia, T; Thailand)	
	(ACTUAL)		(TARGET)			
INVESTMENT	total	135.1 13.8	(84-88) (84-88)	235.6 17.5	(89-92) (89-92)	
INVESTMENT/GDP	tril.Rp. gr %			239.1 18.2	(89-93) (89-93)	
	average	25.9 24.1	(88) (84-88)	27.3 27.9	(92) (89-92)	M; 35.6 (91), T; 35.5 (90)
GOV.DEV.EXP. /TOTAL INVESTMENT	total	50.9 37.7	(84-88) (84-88)	104.4 33.6	(89-93) (89-92)	F93 based on APBN
	tril.Rp. sh %			107.5 45.0	(89-93) (89-93)	
OTHERS APPROVED (BKPM)	total	84.2 48.9	(84-88) (84-88)	156.4 207.8	(89-92) (89-92)	
	tril.Rp.			131.8	(89-93)	

MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE (REPELITA V)

TABLE 4. FISCAL & MONETARY POLICY

	REPELITA IV		REPELITA V		NOTE : (I; Indonesia, M; Malaysia, T; Thailand)	
	(ACTUAL)	(ACTUAL)	(ACTUAL)	(TARGET)		
DOMESTIC REVENUES						
	tril.Rp.	210.1	(F89-93)	179.9	(F89-93)	F93 based on APBN
	gr %	9.6	(F89-93)	17.5	(F89-93)	
OIL & GAS REVENUE						
NON OIL & GAS REVENUE						
/DOMESTIC REVENUES	gr %	0.0	(F84-88)	5.9	(F89-93)	
(TAX/NONMIGAS GDP)	gr %	22.4	(F84-88)	23.5	(F89-93)	
	sh %	58.6	(F88)	75.9	(F93)	
	%	9.6	(F89)	13.6	(F93)	M; 26.2 (91), T; 20.1 (90)
ROUTINE EXPENDITURE						
	tril.Rp.	73.2	(F84-88)	132.8	(F89-93)	
	gr %	19.8	(F84-88)	8.3	(F89-93)	
GOVERNMENT SAVING						
	tril.Rp.	21.9	(F84-88)	47.1	(F89-93)	
DEVELOPMENT FUNDS						
	tril.Rp.	50.9	(F84-88)	107.5	(F89-93)	
FOREIGN AID						
/DEVELOPMENT FUNDS	tril.Rp.	28.0	(F84-88)	60.4	(F89-93)	
	sh %	81.6	(F88)	40.1	(F93)	
MONEY SUPPLY (M2)						
	tril.Rp.	42.0	(88)	119.1	(92)	
	gr %	23.4	(84-88)	29.8	(89-92)	
/GDP	%	28.6	(88)	46.4	(92)	
MONEY MULTIPLIER	%	5.1	(88)	8.1	(92)	M; 74.9 (91), T; 74.5 (90)

MACROECONOMIC TARGETS AND PERFORMANCE (REPELITA V)

TABLE 5. BALANCE OF PAYMENTS

	REPELITA IV		REPELITA V		NOTE: (I; Indonesia, M; Malaysia, T; Thailand)
	(ACTUAL)	(ACTUAL)	(ACTUAL)	(TARGET)	
CURRENT ACCOUNT	bill.\$	-1.9 (F88)	-3.2 (F93)	-0.5 (F93)	F93 based on Government Projection
average	bill.\$	-2.3 (F84-88)	-3.2 (F89-93)	-1.5 (F89-93)	
EXPORTS	bill.\$	19.8 (F88)	37.2 (F93)	31.9 (F93)	F93 based on Government Projection
NONMIGAS	gr %	17.8 (F84-88)	17.4 (F89-93)	15.6 (F89-93)	
/EXPORTS	sh %	61.5 (F88)	72.9 (F93)	72.8 (F93)	
IMPORTS	bill.\$	-14.3 (F88)	-30.1 (F93)	-24.3 (F93)	F93 based on Government Projection
NONMIGAS	gr %	-0.9 (F84-88)	16.6 (F89-93)	13.4 (F89-93)	
CAPITAL GOODS	gr %	39.0 (F88)	30.4 (F89-91)	16.8 (F89-93)	
/NONMIGAS	sh %		44.8 (F92/4-9)	42.8 (F93)	
SERVICES	bill.\$	-7.4 (F88)	-10.3 (F93)	-8.1 (F93)	
OFFICIAL BORROWINGS	bill.\$	6.6 (F88)	4.9 (F93)	5.8 (F93)	
	bill.\$	4.7 (F84-88)	5.3 (F89-93)	6.1 (F89-93)	
GOVERNMENT DEBT REPAYMENTS	bill.\$	-3.8 (F88)	-4.9 (F93)	-4.4 (F93)	
	bill.\$	-2.4 (F84-88)	-4.3 (F89-93)	-4.3 (F89-93)	
MISCELLANEOUS CAPITAL (NET)	bill.\$	-0.2 (F88)	4.2 (F93)	1.2 (F93)	
DIRECT INVESTMENT	bill.\$	0.8 (F84-88)	3.9 (F89-93)	1.1 (F89-93)	
	bill.\$	0.6 (F88)	1.7 (F92)		
	gr %	24.8 (F84-88)	30.6 (F89-92)	12.0 (F89-93)	
FOREIGN RESERVES	bill.\$	6.0 (F88)	13.0 (F93)	13.1 (F93)	
/MONTHLY IMPORTS	months	5.0 (F88)	5.2 (F93)	6.5 (F93)	
DEPT SERVICE RATIO	%	38.1 (F88)	25.2 (F92)	25.0 (F93)	F88, F92; IMF

## 2. 金 融

山路和樹專門家  
大蔵省財政金融教育  
研修所

2-1

10-15



## インドネシアの金融・証券事情

ジャカルタを久しぶりに訪れたある国際金融機関の首脳は、驚いた。

スカルノハッタ空港からの高速道路の沿道は金融機関の広告がやたら目につく。ビルの屋上や、空き地のみならず、歩道橋の横断幕、バスの胴体に至るまで、銀行等の宣伝で埋め尽くされている感じだ。

ジャラン・スディルマンからジャラン・タムリンに入るともっとすごい。

通りの両側には金融機関の建物が林立する。重厚な構えのバンク・インドネシア。地元銀行の名前を冠した派手な造りの高層ビル。欧米有名銀行の支店。そして見慣れた日本の銀行のマークがたくさん...

ジャカルタはいまや「国際金融都市」になったのであろうか？



本稿では、近年変貌が著しいインドネシア金融・証券セクターの現状をできるだけコンパクトかつ判りやすくまとめることを主眼とした。

### 〔目 次〕

- |             |               |
|-------------|---------------|
| I 概 況       | IV 金融制度改革     |
| (1) 沿 革     | (1) 制度改革の背景   |
| (2) 特 徴     | (2) 第1次金融制度改革 |
|             | (3) 第2次金融制度改革 |
| II 金融機関     | (4) 改革の成果     |
| (1) 中央銀行    | V 最近の諸問題      |
| (2) 預金金融機関  | (1) 90年代の金融情勢 |
| (3) 非預金金融機関 | (2) 新銀行法・政令   |
| III 証券の現状   | (3) 銀行の指導・監督  |
| (1) 資本市場の整備 | (4) 不良債権問題    |
| (2) 証券会社    | (5) 第6次5ヵ年計画  |
|             | VI 今後の課題      |

## I 概 況

### (1) 沿 革

インドネシアの伝統的な金融制度として、「アリサン」とよばれる風習が知られている。隣近所、職場内などでグループをつくり、毎月集まってお金を出し合い、籤で当選した者がその月分全額をもらい、全員がお金を得て一巡するというものである。我が国の無尽講によく似たこの風習は、今日でもさかんに行われているのを見るが、もっぱら親睦を深めることが目的となっているようである。

インドネシアにおける最初の近代的な銀行は植民地時代の1827年、ジャワバンク (De Javasche Bank) の設立に遡る。同行は民間銀行であったが、オランダ政府から通貨発行権を付与されていた。その後、地元銀行のほか、オランダ、英国、日本、中国から銀行が進出してたが、第2次大戦下、横浜正金銀行 (東京銀行の前身)、庶民銀行 (旧Algemene Volkscredite) 以外は閉鎖された。

独立宣言後、1946年に新政府は中央銀行として、バンク・ネガラを創設したが、オランダ政府との独立交渉の過程で、ジャワバンクが中央銀行とされた。このため、ジャワバンクは、50年より発券業務を開始し、51年にバンク・インドネシアと改名された。なお、バンク・ネガラは国立商業銀行に転換した。

そして50年代半ばまでに多数の国立金融機関が設立され、スハルト新政権のもとで67年に銀行業基本法 (67年法14) が制定されるなど、金融制度は逐次整備された。インドネシアの金融は、他のセクター同様、石油経済と深い結びつきのもとに成長した。すなわち、石油・ガス収入を背景とした政府主導の政策金融と石油・ガス貿易を支える外国為替業務が金融の主軸となったのである。

一方、証券市場についても、オランダ植民地時代にすでに成立しており、今世紀初頭にはオランダ籍会社の株式・債券が活発に取引されていたといわれる。市場は第2次大戦により閉鎖され、戦後一端再開したものの、スカルノ政権が企業を国有化政策を推進したため、58年頃より市場は事実上閉鎖状態であった。しかし、資本市場の重要性が認識されるころとなり、76年に資本市場振興の大統領令が公布され、資本市場運営庁 (その後資本市場管理庁 BAPEPAMに発展) が設立され、翌77年にジャカルタ証券取引所が再開された。

その後、経済の発展とともに、証券・金融セクターは幾多の困難を乗り越えつつ、次第に充実してきており、とりわけここ数年の変貌が極めて顕著である。そして、インドネシア経済の《テイクオフ》のメイン・エンジンとなることが期待されているのである。

### (2) 特 徴

それでは、次に、インドネシアの金融・証券のプロフィールを描いてみよう。

#### i) 金融制度の改革～国内資金の動員と外国資本の導入にむけて

インドネシアの金融・証券セクターの使命は、いうまでもなく良質の資金の国内投資への供給にある。

かつては石油・ガス収入を原資とした潤沢な財政資金が開発の原動力となっていたが、81年以降石油価格の低下を背景に経常収支は赤字基調となり、対外債務の利払いが大きな圧迫となっている。したがって、インドネシア経済の《テイク・オフ》のためには、国内民間資金の動員と外国資本の導入、特に利払い負担につながらない直接投資の受け入れが最重要課題となっている。

以上の見地から、証券・金融分野においては、80年代以降制度改革が進められ、自由化による市場原理の導入、規制緩和による国内金融機関の育成と外国投資促進が図られつつある。

〔表1〕主要経済指標

	実質成長率 〔%〕	1人当りGDP 〔米ドル〕	物価上昇率 〔%〕	経常収支 〔10億ドル〕	外貨準備 〔10億ドル〕	為替相場 〔\$ / Rp〕
80	9.9	491	18.0	3.0	5.4	627
81	7.9	608	12.2	▲3.0	5.0	644
82	2.2	611	9.5	▲5.3	3.1	693
83	4.2	540	11.8	▲6.3	3.7	994
84	6.7	542	10.5	▲1.9	4.8	1,074
85	2.5	531	4.7	▲1.9	5.0	1,125
86	5.9	476	5.8	▲3.9	4.1	1,641
87	4.8	441	9.3	▲2.1	5.6	1,650
88	5.8	457	8.1	▲1.4	5.0	1,731
89	7.5	502	6.1	▲1.1	5.5	1,797
90	7.1	553	7.7	▲3.0	7.5	1,901
91	P 7.0	593	9.4	▲4.1	9.3	1,992
92	P 6.3	P 635	7.5	▲3.7	10.4	2,062
93	NA	NA	9.7	NA	NA	2,108

<注> Pは暫定値、NAは未公表、実線は計数非継続、物価は消費者物価。

<出所> IMF、BI統計

## ii) 高金利～引き締め政策と資金の不足

インドネシアの預貸金金利は、一連の制度改革に先駆け、83年6月に完全に自由化された。このため、銀行の店頭には金利が大きく表示されているところが多い。表示をみると、3カ月定期預金が10%以上（94年3月第一週現在各行加重平均金利は10.15% [BI週報同月10日号]）と1%台の日本と比較し、相当高いことに気付く。実はこれでもかなり下がっており、91年央には25～6%に達していた。金利は伝統的に、ASEAN諸国のなかでも高水準であるといわれる。

高金利の要因は、大きく分けて三つある。

まず、資金の不足ないし偏在である。一人当り国民所得はようやく600米ドル余、概ね3万ドルに達する我が国（29,460ドル [92年]）の50分の1にしか過ぎず、その上、貯蓄性向が低いとされている。また、資産家層もルピア建て金融資産の保有に消極的だともいう。要するに、金利を高くしないと預金が集まらないのである。

次に、ルピア為替相場が恒常的に低下傾向にあることが挙げられる。インドネシア政府は輸出の振興等を目的とし、過去4回のルピア切下げを実行してきたが、86年の切下げ（40.5%）以降は対米ドルで年率5%の低下を目処に緩やかな為替

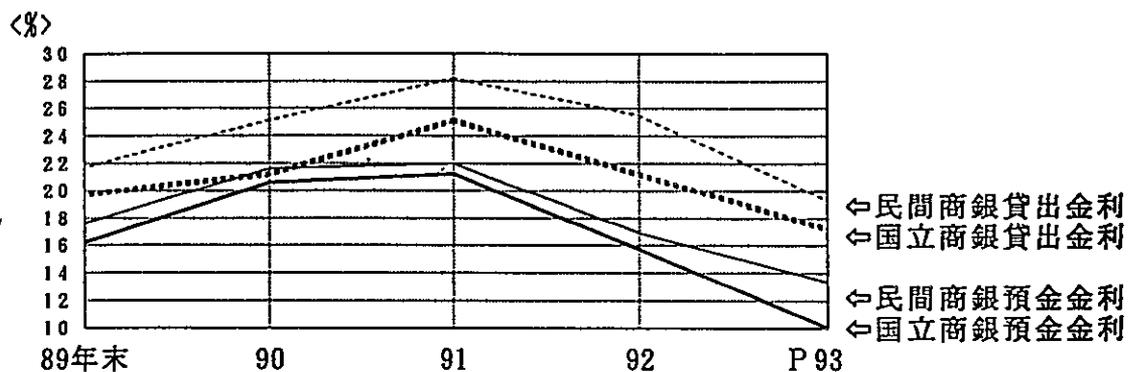
調整をおこなってきているといわれる。したがってルピア建金利はこれに相当する分だけドル建金利に比較して押し上げられることになる。

最後に、中央銀行による金利の高め誘導である。金融政策の基本は物価の安定に置かれ、このため金融政策のスタンスは常に引き締め基調となる。

〔参考〕高金利と預金者保護

高金利は預金者サイドからは一見有利なようである。しかし、高い預金利息をまかなうため、融資が高金利でも資金需要のある一部特定の業種・企業に集中し、貸倒れ等の危険性が増加するおそれがある（いわゆる「ハイリスク＝ハイリターン」型資産運用）など銀行の健全経営には好ましくない面が生じる懸念がある。現在のところ、預金保険制度がないなど預金者保護が十分とはいえないため、預金者としても銀行の選択等に十分留意する必要がある。

〔図1〕主要預貸金の推移



<注> 預金金利は3カ月定期、貸出金利は通常運転資金の各年末月の加重平均  
 <出所> B I 月報

iii) 短期・間接金融中心～長期金融・資本市場の育成が重要

インドネシアの金融は、9割以上が商業銀行等の預金金融機関を介在した間接金融で、株式・債券等の直接金融のシェアは低い。また、銀行融資の7割程度（残高ベース）が運転資金で、設備資金は3割程度となっている。

この要因としては、制度・市場の未成熟のほか、預金者・投資家がルピアの不安定等もあって長期資金を出したがるらないこと、反面、企業家側も長期資金の需要が強くなかったことがあげられる。しかし、企業経営の発展のためには、長期安定的な資金需要に応じることが必要であり、中長期金融を充実させるとともに、資本市場の整備により、直接金融の充実を図ることが重要になってきている。

iv) 政府と華僑資本～金融市場の二大勢力

インドネシアの金融の主導権は、いまのところ、政府・中央銀行および華僑・華人資本にあるとあってよいだろう。

たとえば、金融資産の構成をみると、中央銀行のウエートが依然全体の四分の一程度を占め、預金銀行のうち、国立商業銀行5行のみで、40%台を維持し、国立開発銀行・貯蓄銀行を加えると過半となる。また、制度金融など、各種業務面でも政府・中央銀行の役割は大きい。

すなわち、金融政策の実行、金融機関の指導・監督といった間接的な立場のみ

ならず、自らも直接的プレーヤーとして金融市場に参加しているのである。

残りの殆どは、華僑・華人の商業銀行に占められている。この国の経済界で華僑・華人が強大な勢力を有しているのは、オランダ政権が流通を彼らの手に委ねたことに始まるとされるが、彼らはそれを足掛かりに次第に企業グループを形成し、金融業にも進出していった。こうした経緯があるため、グループ全体では商業・流通・不動産・工業等手広く業務を展開しており、金融がこれをサポートする《産業資本型》になっている場合が多い。冒頭紹介した銀行名を冠した高層ビルは、こうした企業グループの象徴として覇を競っている面もあるようだ。

〔表2〕金融資産の変化

単位：10億ルピア、%

	90年末	93 年末	増加率
中央銀行	47,310[ 26.3]	68,440[ 23.6]	44.7
預金金融機関	132,623[ 73.7]	221,526[ 76.4](100.0)	67.0
国立商業銀行	64,766[ 36.0]	91,333[ 31.5]( 41.2)	41.0
民間外為銀行	37,311[ 20.7]	76,092[ 26.2]( 34.3)	103.9
外資系銀行	9,777[ 5.4]	18,419[ 6.3]( 8.3)	88.4
開発銀行	10,247[ 5.7]	19,916[ 6.9]( 9.0)	94.4
合計	179,933[100.0]	289,966[100.0]	61.1

<注1> [ ]は合計に対する構成比、( )内は預金金融機関に対する構成比  
 <注2> 民間外為銀行は民間商業銀行のうち、外為業務を認められた銀行。預金金融機関には国立貯蓄銀行その他も含む。  
 <出所> B I 月報

## II 金融機関

金融機関を、中央銀行、預金金融機関、非預金金融機関に分けて紹介する。

### (1) 中央銀行

インドネシアの中央銀行（中銀）はバンク・インドネシア（Bank Indonesia : B I）である。同行は日本銀行同様、「通貨の番人」として紙幣の発行、財政資金の出納、金融機関の管理・監督、外国為替の管理等の業務を行っている。

金融政策は大蔵大臣を議長とし、経済調整大臣、バンク・インドネシア総裁等をメンバーとする金融評議会で決定される（中央銀行法第9条）。

通貨供給量の管理については、従来民間金融機関の融資総枠規制による直接コントロールを行っていたが、83年の金融制度改革以降は公開市場操作を重視している。

また、バンク・インドネシアは自ら商業銀行としての機能も有しており、従来から直接企業貸出も行って来た。これは、民間の金融機関が未発達な段階において、これを補完するためのものであるが、石油収入による政府の余裕資金の運用という側面もあったとされる。

しかし、68年の中央銀行法の施行により、商業銀行機能は次第に国立商業銀行に移管されるようになり、72年に「流動性信用（Liquidity Credit）」と称される制度金融が設けられた。これは、各国立商業銀行に産業分野別の優遇金利によ

る貸出を実行させ、資金の不足分をバンク・インドネシアが補うというものである。同制度は83年の金融制度改革で削減の方針が打ち出されたが、実際には縮小せず、90年にいたって農家向け運転資金（KUT）等限定されたもの以外は原則廃止された。なお、これまで重点が置かれてきた輸出業、中小企業向け貸出については、今後商業銀行等が一般の貸出のなかで取り組むことになったわけであるが、別途その促進措置が講じられている。

〔参考〕短期金融市場の整備について

短期金融市場の整備は、通貨供給量適切な管理手段である公開市場操作に欠くことのできないものであり、ルピア安定化の実現にとって必須の条件であるといえよう。このため、BIは手形割引市場（SBPU市場）による通貨供給、中銀譲渡預金証書（SBI：Bank Indonesia Certificates）発行による通貨吸収を主軸として短期金融市場の育成に努めてきている。最近の動きとしては、93年2月頃よりSBIの金利オークション方式が序々に導入がされている。

しかし、SBIとSBPUは法的性格（SBIは預金証書、SBPUは手形）が異なること等から金利格差が生じ、また、両者の流通量のアンバランスがあるなどの問題点が従来から指摘されており、以下の点について整備が待たれる。

i) 短期市場の充実～参加者の育成

銀行間の短期金融市場としてはコール市場があるが、現在各行の資金ポジション調整の場となっているにすぎず、国立銀行系の余剰資金が外国銀行や一部民間商業銀行に一方的に流入する形になっている。コール市場の機能の充実のためには、信用力に格差のない十分な数の銀行が参加する市場を育成することが課題。

ii) 市場の多様化～社債、NCD及びCP市場の整備

社債市場の整備を行なう他、NCD（譲渡性預金）市場の充実、CP市場の創設等市場に厚みを設け、公開市場操作のタマ（Instruments）の多様化が重要。

社債の発行は87年まで国営企業3社にだけ認められていたが、88年に民間企業にも解禁され、92年末25社の社債が上場、時価総額1.84兆ルピア。なお、政府は「財政均衡主義」を堅持しており、国債の発行は行っていない点に留意。

iii) 財務情報の開示制度～格付け機関の創設等

社債、CPの円滑な発行・流通には、各企業の財務および営業状況等に関する正確かつ迅速な情報が必要である。このためには、財務情報の開示制度の整備、債券等の合理的レーティングを行なう格付け機関の創設・整備が重要。

## （2）預金金融機関

預金金融機関とは、我が国の都市銀行、インドネシアの商業銀行のように主として資金を預金で調達し、貸出で運用する金融機関をいう。92年3月に公布された新・銀行業法（92年法7）では、預金金融機関を「銀行」と総称し、「預金の形で社会から資金を動員し、一般社会の生活水準の引き上げの枠組みの中において資金を社会に経路づけるビジネス単位をいう（第1条）」と定義している。

新・銀行業法では、銀行の種類を「商業銀行」と「庶民信用銀行」の2種類に整理しているが、旧制度にも若干ふれることとしたい。

### ① 商業銀行

預金、貸出、為替を主要業務とする商業銀行は、総資産ベースで全体の6割以上を占めるなど、金融市場で中心的役割を果たしている。設立主体別に、国立商業銀行、民間商業銀行及び外資系商業銀行に分けられる事が多い。

i) 国立商業銀行

国有の商業銀行で、5行ある。沿革にも記したが、1行（BNI46）は新政権が設立したものであるが、他の4行はオランダ統治時代から営業資産を60年前

後に国有化したもので、68年の特別法（各行設置法）により特定の産業向け開発金融を主眼とした政策金融機関とされた。

その後、業務面に関しては、実態的には通常の銀行と差は殆どなくなってきたが、92年の新・銀行業法により各設置法が廃止され、資本面からも株式会社への転換がなされ、上場も可能となった。法的ステータスは、民間商業銀行と同一となった訳で、「旧国立商業銀行」と称されることも多い。

国立商業銀行は、政府・中銀や国営企業との深いつながりから寡占的地位を占てきたが、株式会社化した後も、政府所有で信用があること、全国的な支店ネットワークを有していること等から依然優位性を保っている。しかし、後述の不良債権問題等様々な問題を孕んでいるのも事実であり、民営化問題を始め今後の動向が極めて注目される。

〔表3〕国立商業銀行の概要

名称（略称）	支店数（海外）	主要貸出業種
Bank Negara Indonesia 1946 (BNI46)	299 (6)	製造業・運輸業
Bank Dagang Negara (BDN)	324 (4)	鉱業・住宅ローン
Bank Bumi Daya (BBN)	NA	農・林業
Bank Rakyat Indonesia (BRI)	323 (1)	地方産業・農業
Bank Ekspor Impor Indonesia (BBI)	152 (5)	輸出入

<出所> 各行ANNUAL REPORT 等

## ii) 民間商業銀行

民間商業銀行のほとんどは華僑・華人系資本で、企業グループの一角を形成していることは既にのべた。このためグループ企業に資金を供給することが使命となっており、預金金利を高め（93年11月現在加重平均〔BI月報〕、全預金金融機関 12.42%、国立商銀 10.03%に比べ、民間外為公認商銀 13.33%、同非公認商銀 15.56%）に設定することにより、富裕層の金融資産吸収に努めている。

かつて小規模・零細銀行が乱立していたため、政府は銀行の統合政策をはかり、長らく設立が禁止されており88年末には63行まで減少した。88年金融改革で民間銀行の設立が解禁され、93年9月末現在 155行となった。

規模をみると、最大のBCAで総資産約14兆ルピア（約7,000億円）で日本でいえば小規模地方銀行程度である。

また、所属する企業グループは幅広い分野の事業活動を行っている。たとえば、BCAの属するサリムグループは製粉、食品、セメント、化学、自動車販売、建設、不動産等を営み、傘下企業400社、年間売上13兆以上（推計値）とインドネシア最大、東南アジアでも有数の企業グループを構成している。

〔表4〕主要民間商業銀行の概要

名称（略称）	資産(RPbn)	グループ名	株式 上場
Bank Central Asia (BCA)	14,382	SALIM	非上場
Bank International Indonesia (BII)	5,003	SINAR MAS	上場
Bank Dagang National Indonesia (BDNI)	4,669	GADJAH TUNGGAL	上場
Lippo Bank	4,226	LIPPO	上場
Bank Umum National (BUN)	3,648	ONGKYO/BOB HASAN	上場
Bank Niaga	3,359	JULIUS TAHIJA	上場
Panin Bank	2,425	PANIN	上場

<出所> 各行ANNUAL REPORT 等

### iii) 外資系商業銀行

外国銀行の進出の方法としては、支店、合併銀行と直接的な営業活動は行わない駐在員事務所の3通りがある。

外国銀行の支店の進出は68年に10行の進出が一括認可された後、認められていない。これらの支店は伝統的な外国為替業務のほか、信用力を背景に国内預貸金業務においても重要な役割を果たしてきているものが多い。日本の銀行としては、東京銀行のみが支店を有している。

合併銀行に関しては、大和銀行合併のブルダニア銀行（P. T. BANK PBRDANIA:84年に大和ブルダニア銀行に名称変更）が58年から業務を開始していたものの、その後は長期間設立が認められなかった。

しかし、88年の金融制度改革で外資系合併銀行に関する規制が大幅に緩和され、89年1月のフランス系合併銀行認可の後、日本系についてみると同2月の富士銀行系のフジバンク・インターナショナルを皮切りに都銀系7行、長信銀系2行の合併銀行が開設されている。

日系合併銀行は親銀行をメインバンクとする本邦法人やその現地法人を主要顧客としたコーポレイテッド・ファイナンス（企業金融）を中心とした業務展開を行っているが、今後地元企業との取引深耕等営業基盤の一層の強化を模索することになる。

駐在員事務所は92年末現在68行（日系16行）あり、情報の収集等を行なっている。

### ② 庶民信用銀行

預金・貸出金業務を主体とした地域金融機関で村落地域の開発を目的としている。為替業務、外国為替業務、出資の禁止等業務上の制限があるほか、本店は「郡（District）」に置くこととされ、州・県庁所在都市等の都市部への設置は原則禁止されている。

### ③ 旧制度上の銀行

「開発銀行」は長期金融専門金融機関として設けられていたもので国立開発銀行（Bank Pumbangunan Indonesia：略称BAPINDO）のほか、州立27行、民営1行があった。BAPINDOは預金のほか債券の発行も可能で、最長15年の国家プロジェクト等への開発金融をおこなってきた。

また、「貯蓄銀行」は個人の零細な貯蓄性預金を受入れ、住宅貸付等を行なう金融機関。国立貯蓄銀行（Bank Tabungan Negara）ほか民営2行があり、国立銀行は郵便局への業務委託もおこなっている。

このほか、「農村銀行」として、「村落銀行」、「米穀銀行」等多数の金融機関が主として村落地域で営業を行なってきた。

以上のうち、国立の2行は、国立商業銀行5行とともに「国立（営）銀行7行体制」を構成してきたが、今回商業銀行とともに設置法が廃止され、通常の株式会社となり、今後は商業銀行としての道を歩むことになる。他の銀行の多くは

庶民信用銀行として、地域金融を担うことになる。

こうした専門銀行制度の廃止については、金融当局首脳は、専門金融の必要性が全くなくなった訳ではないが、固定・硬直的な制度によってではなく、市場メカニズムを通じ、各商業銀行に多様な得意分野を持たせることにほうがより多角的かつ木目細かな対応が期待できると判断したもので、不足があれば政策金融で適宜補っていくとしている。

〔表5〕金融機関数の推移

		88/12	90/12	92/12	93/9
商業銀行	国立	5	5	5	5
	民間	( 815 )	( 945 )	( 981 )	( 984 )
	外国	( 559 )	( 2052 )	( 2747 )	( 2852 )
開発銀行	国立	1	1	1	1
	州立	27	27	27	27
貯蓄銀行	国立	1	1	1	1
	民間	1	1	1	1
小村	計	111	171	208	231
合	計	7,706	8,918	8,520	8,654
	計	7,817	9,089	8,728	8,885

<注1> 中銀の公表資料は旧法の区分である。

<注2> ( ) 内は支店数。

<出所> BI月報

### (3) 非預金金融機関

非預金金融機関とは、預金以外の資金を原資とする金融機関で、今日では預金金融機関とともに、経済社会で極めて重要な役割を果たしている。

#### ① 保険会社

主要国同様、損害保険会社と生命保険会社とに別れているほか、社会保険、再保険会社がある。

損害保険については、外資系が多数進出している。日本からは三井海上・東京海上・安田火災・住友海上・日本火災・同和火災・日産火災が合併方式で進出しているほか、富士火災・千代田火災が要員を派遣している。

一方、生命保険の普及は極めて低調だったが、都市部における中間層の形成によるマーケットの拡大もあって、急速に発展しつつある。日系としては、共栄生命が合併会社を有している。

#### ② ノンバンク金融会社 (Non-Bank Financial Institution: NBFi)

預金業務を行わず、中長期の融資を行なう機関として、72年に設立が認められた。

このうち、投資金融会社は手形貸付と証券投資が主要業務である。ただし、次第に証券引受・売買等証券関係業務の比率が高まり、金融機関銀行と証券会社の両方の顔を有するに至った。このため新・銀行業法により、証券または銀行への

專業化を図ることとされた。

このほか、開発金融会社、住宅金融専門会社等がある。

### ③ リース会社

リースには、中長期金融を補完する機能があるとして、同じく72年に設立が許可された。企業の関心が低く、あまり活用されてい状況であったが、節税効果が期待出来ることもあって、このところ急速に利用が広がりつつある。日本からも專業リース会社のほか、銀行系、商社系あわせて10数社が進出している。

### ④ 年金

政府、大手企業等は年金基金（“YAYASAN”の一種となっている）を有しており、この国における有力な資金運用機関となっている。

## III 証券の現状

近年目ざましく発展しつつあるインドネシアの証券セクターを概観する。

### (1) 市場の整備

資本市場は、長期資金の運用・調達の間として、資本主義経済の発展に不可欠のものであるが、他のASEAN諸国同様、インドネシアにおいても、債券・株式市場の整備は立ち遅れていたことは否めない。政府としてもこのことが国内資金の動員や外国資金の導入の制約になっていることを強く認識し、資本市場の育成に注力してきており、このところ急速に整備されつつあるといえよう。

まず、株式市場としては、実質的に77年に開設されたジャカルタ証券取引所と89年6月に開設されたスラバヤ証券取引所および89年開設の店頭登録市場（OTC市場）がある。

ジャカルタ証券取引所には、77年8月のセメント会社の「セメン・チビノン社」を手始めに84年末までに24社が上場したが、その後数年間は全く上場がなかった。これは、民族系・華僑系とも、上場適格な大企業であっても株式の分散（所謂「経営と資本の分離」）を嫌うこと、上場に必要の財務内容の開示に消極的なこと、また、グループ内に資金調達機関としての銀行部門を有していること等が挙げられる。したがって、上場企業のほとんどが外国企業との合併企業（PMA会社）であった。これは『マジョリティ・ルール』（注）があるため、株式市場が現地出資比率の維持の間として活用されてきたためであると言われている。

〔注〕マジョリティ・ルール：直接投資後一定期間内（もとは10年だったが、87年12月に15年、92年4月に20年に緩和）に資本のマジョリティ（51%以上）を現地側に委譲しなければならないとの規則。

しかし、88年前後からの世界的な証券投資ブームの影響がこの国にも及び、外国人の株式保有の解禁など当局の規制緩和もあって、株式市場は活況を呈し、上場企業も増加した（現在155社）。

株価指数は、ブームによる高騰後、91、92年は低迷を続けたが、93年回復に転じ、同11月には90年のピークを超え、その後も概ね高水準で推移している。イン

ドネシアを含むASEAN諸国の株価は、今後長期的には経済成長を背景に上昇を続けるであろうとの見方から、海外の機関投資家のなかにはポートフォリオにASEAN株式を組み込み始めているものも多い。

また、債券市場については、国債が上場されていないこともあり、社債等が極めて小規模に取引されているのみで、今後の整備が待たれるところである。

なお、資本市場の監督権限は大蔵大臣にある。具体的には、資本市場政策審議会(Capital Market Policy Council)が制度立案を司っており、上場審査、市場の運営及び証券会社の監督は大蔵省に属する資本市場管理庁(BAPBPAM)がおこなっている。なお、OTC市場は民間団体のPPUBが自主的に運営している。

## (2) 証券会社

証券業務は主要国同様免許制になっており、ライセンスの種類として、「引受売出」、「委託売買」、「投資顧問」がある。各々資本金等の要件が定められており、業者数は、92年末現在各、142社、47社、186社ある。

日系のものとしては、合弁形式で野村、大和、日興、山一、三洋、一吉の6社が進出している。

# IV 金融制度改革

ここでは80年代に行われた金融制度改革とその成果について紹介する。

## (1) 制度改革の背景

インドネシア政府は80年代に各種の規制緩和政策を強力に推進した。その規模は極めて広範であり、かつテンポは著しく急である。

自由化政策への転機となったものは、原油価格の低下であるとされている。

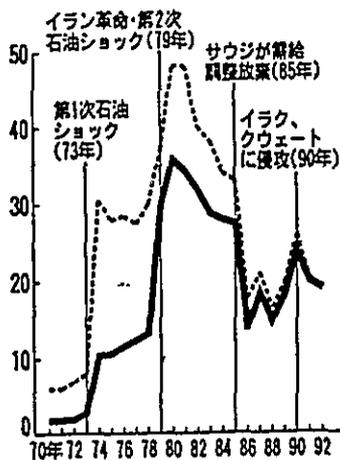
70年代以降の国際原油価格の動向(アラビアン・ライト等の軽質油)をみると、73、4年以降82、3年までの10年間に、2度にわたる「石油ショック」をへて、1バレルあたり3ドル以下の水準から34ドルまで10倍以上の高騰をしめしたことは周知のとおりである。

石油価格の上昇は、インドネシア経済においては、国際収支と財政収支の黒字化をもたらす。すなわち、ほとんど自動的に外貨がたまり、国庫がうるおうわけで、この時期インドネシアの経済政策が保護主義的スタンスを保持したことは当然の帰結とも言えよう。

石油ブームを謳歌していたインドネシア経済にとって、82年以降の石油価格低下と世界不況は「逆石油ショック」とでもいうべき大変なできごとであった。たよりの石油・ガス輸出が下落したのに加え、成長の兆しがあった非石油・ガス輸出も不況のおおりで急落したのである。

この結果、80年には30億ドルの黒字を記録した経常収支は、82～3年には50億ドル以上の赤字にまで転落したのである。

〔図2〕原油価格の推移



<注> 一バレル当たりドル。点線は92年のドル価値に基づく実質価格。  
 <出所> B P 統計 / 日本経済新聞

こうした外部環境の急激な変化が、インドネシア経済に国際競争力の強化、産業構造の改善、市場原理の導入等の規制緩和政策の実施をせまり、実物経済の自由化に先行する形で金融制度改革が行われたのである。

### (2) 第1次金融制度改革

金融制度改革の一連の流れは83年6月のパッケージに始まる。

特に注目されるのは、預金・貸出金利の完全自由化である。我が国より10年以上先行した、ともいえるわけである。

バンク・インドネシアによる銀行の信用供与枠、流動性信用 (Liquidity Credit) が削減され、同時に外貨預金にかかる利子諸税が撤廃された。

その後、84～5年に、信用供与枠にかわる金融調整として、前述の中銀預金証書(SBI)及び手形割引市場(SBPU市場)による公開市場操作が導入され、87年12月には、株式市場の弾力化が図られ、上場基準の緩和、店頭市場(OTC市場)の創設、外人投資家への開放等が行われた。

〔参考〕ASEAN各国の金利自由化  
 ASEAN各国の金利自由化はマレーシア(78年)、フィリピン(81年)とタイを除きかなり早い時期に行われている。対外債務解消のためには、金利自由化により国内資金の効率的動員をはかるべきとのIMF/世界銀行からの要請があったとの見方がある(日銀調査月報平成2年2月号)。

### (3) 第2次金融制度改革

86年8月、石油価格が10ドル以下に暴落した。これに対応し、9月のルピア引き下げ等の輸出促進策がとられたが、同年の貿易収支は40億ドル近い赤字となるなど経済情勢は悪化し、国内資金の海外流出が発生した。このため、87年6月には、政府は、国営企業の預金を引き上げてルピア資金を逼迫させ、金利を急騰させて海外から資金の還流を図るといった臨時・緊急措置を講じた(当時の大蔵大臣

代理の名前をとって「スマルリンショック」と呼ばれた)。

ついで、88年5月にはかねてからの念願であったIMF8条国への移行が実現した。

こうした状況下、88年10月に第2次金融改革が実施された。これは、抜本的かつ大規模な金融制度の改革で、ひとことでいえば、自由化により内外の競争を促し、金融・証券市場の効率化をはかり、もって資金の流れの円滑化を図ろうとするものである。

内容の骨子は以下のとおりである。

#### i) 民間銀行新規設立

新規設立が30年振りに解禁されたほか支店開設認可条件が緩和され、インドネシア全国での店舗設置が可能となった。

#### ii) 外国銀行進出

合併比率85%以下、払込資本金500億ルピア以上、輸出金融50%以上等を条件とし、外国合併銀行の進出が20年振りに容認。また、外国系銀行支店ののスラバヤ、スマラン、バンドン、メダン、ウジュンパンダン、デンパサール、メダンの7地点への設置を容認。

#### iii) 業務の自由化・弾力化

従来国立銀行のみとされていた国営企業からの預金受入れが民間銀行でも可能となり、ルピア建て貯蓄預金がすべての銀行で可能。また、高金利の一因でもあった銀行の支払準備率制度およびスワップ制度が弾力化された。

すなわち、銀行の預金残高の一定割合を無利息で中央銀行に預託させる支払い準備制度は、一面では預金コストを引き上げる要因ともなるが、準備率が15%から2%に変更され、コストは2~3%程度低下した。

また、外国から導入した外貨建て資金の為替差損をなくすために利用される為替スワップ制度の、適用期間を最長3年にし、またスワップレート(手数料)も市況に基づくものとしたため、低金利資金の長期活用が可能となった。

#### iv) 利子課税の導入

15%の預金利子課税が導入され、株式配当やキャピタルゲインとの課税の均衡がはかられた。これは、いうまでもなく、証券資本市場への資金の流入を促進するものである。

### (4) 改革の成果

以上の金融制度改革に引き続き88年11月に貿易・投資等の実物経済に関しても規制緩和が講じられ、翌年11月には国営企業の民営化をも含む改革措置が発表された。

こうした経済成長志向の一連の政策が功を奏して、工業製品の輸出等が拡大し、石油ガス依存のモノカルチャーを脱却が図られるなか、88~89年に経済は急速に回復し、89年3月に終了した第4次五カ年計画では経済成長年平均5.1%が達成されたのである。

金融・証券セクターにおける直接的な効果としても、以下のような点が挙げら

れよう。

i) 金融システムの充実

88年末から90年末の僅か2年間で、民間商業銀行は64行から91行へ、支店数は512支店から1,460支店に増加した。外資系商業銀行も11行から23行に増加している。預金、貸出金の増加もそれぞれ30~40%の高いものとなった。

ii) 資本市場の発展

ジャカルタ証券市場の上場企業数は88年末の24社から90年末の128社に増加、同期間に株式時価総額も2.5億ドルから227億ドルへと100倍近く膨張した。海外投資家もこうした急成長に注目し、89、90年の両年に13件、約5億ドルに達するカントリーファンド(当国株式を対象とした投資信託)が設定された。

iii) 外国投資の増加

直接投資(認可ベース)は86年には、8.3億ドルであったが、90年には87億ドルと5年間で10倍の伸びとなった。内容をみても、3割程度であった輸出指向型が8割以上となった。

## V 最近の諸問題

90年代の金融情勢および新・銀行法の制定等最近のトピックスを紹介する。

### (1) 90年代の金融情勢

インドネシアの景気は89年から90年にかけて、引き続き拡大を続けた。

海外からの製造業・金融業への投資は、株式市場等への二次投資を誘発した。株式市場は89年9月に507.4を記録したジャカルタ株価指数は、年末にかけて一時400台を割り込んだものの、歳明け1月19日には451.3まで急伸し、低下局面は一過性のものであるように思われた。

外国企業の進出を背景に都心部の地価、事務所ビル賃料が高騰し、ゴルフ会員権が信じられない高い価格で取引された。これに刺激されるかのように、国内の企業グループも競って各種大型プロジェクトに取り組み始めた。

《バブル経済》はインドネシアにもみられたのである。

〔表5〕マネーサプライの推移

89				90				91			
I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
33.4	25.6	38.3	39.1	35.3	64.9	38.8	44.6	26.0	11.8	21.4	17.5
92				93				94 / I			
I	II	III	IV	I	II	III	IV	JAN	FEB	MAR	
24.2	21.8	21.6	20.2	22.2	18.8	20.5	22.3	23.3	NA	NA	

<注> M2末残の前年同期比伸び率

<出所> B1月報、週報

この間、マネーサプライが急伸し、インフレ圧力が次第に高まった。一方、実物経済面では石油価格が下落、経済の先行きに陰りを落とすなかで、ルビアへの

信頼が低下し、再び資金の海外流出が増加するようになった。さらに、経済成長の恩恵が一部に集中する傾向もみられたことから、富の分配の公正、物価安定等を求める世論が93年の大統領選挙を控え無視できないものとなった。

こうした状況下、90年第二・四半期より景気の鎮静化とインフレ抑制のため金融政策は引き締めへ転じた。高金利政策とマネーサプライの抑制が行われ、90年末には再度国営企業の預金引き上げが行われたのである（「第2次スマルリンショック」と呼ばれる。なお、同氏は大蔵大臣に昇格していた）。

また、90年代には金融業界を巡る不祥事件の発生が続いた。景気の加熱を背景に90年9月のBANK DUTA事件、同年末に発覚した為替投機事件に続き、景況の悪化や不動産融資の焦げつきから多数の銀行が不良債権を抱えているとされるようになり、92年11月にはついにBANK SUMMAの倒産という事態に立ち到った。

政府・中銀としては、こうした状況をも踏まえ、91年3月の銀行規制の強化（自己資本比率規制や減点制度の導入）、同年9月のオフショアローン採り入れ規制等規制の強化に乗り出したところである。また、92年3月に新・銀行法、同10月に政令が制定された。

その後、商業銀行信用（貸出等）の伸び悩みが目立ってくるなど金融引き締めの弊害もでてきているため、92年4月ころより金融緩和スタンスをとるようになり、さらに5月に銀行規制の変更をはかる措置が講じられた。

## （2）新銀行法・政令

### ①、背景

92年3月に「銀行業法」が、同10月に「商業銀行に関する政令」が公布された。旧・銀行業基本法はスハルト政権誕生直後の67年に制定されたもので、その後の経済成長により現状にそぐわない面が見られた。このため、今日の内外金融情勢に対応し、かつ金融制度改革により実施した規制緩和を内容を盛り込むとことを基本に法律の改正が行われた。

これに加え金融制度改革により、外国合併銀行を含め多数の銀行が誕生し、また、既存の銀行も営業規模を拡大するなか、一部に経営の破綻する銀行も出てきている現状に鑑み、銀行の監督を強化し、健全経営を確保しようとする意図も強く感じられる。

### ②新・銀行業法

本法は10章61条で構成されており、おもな内容は以下のとおりである。

#### i) 原則・機能・目的

銀行業は、慎重の原則により、民間資金を動員する機能を果たし、公正・経済成長・国家安定に寄与することを目的とする。

#### ii) 銀行制度

銀行を商業銀行と庶民信用銀行の2種類に区分し、業務範囲を規定。また、国立商業銀行等を株式会社とした。

#### iii) 免許

引き続き大蔵大臣の免許制とされ、資本金、株主構成、事業計画等免許要件が明定。商業銀行の所有者は、インドネシア公民、法人、国内・海外の銀行のみとされた。なお、庶民信用銀行には地方政庁が参加可能。

#### iv) 監督

バンク・インドネシアが銀行の監督権を有する。健全性確保のため、資産・経営の質、流動性、支払能力等に関する規制および検査を実施し、必要な場合増資、役員交代、合併等の措置が可能。

### ② 商業銀行に関する政令

本政令は 8章37条からなる。やや細くなるが、注目される点を紹介する。

#### i) 最低資本金

最低資本金は 500億ルピア（以前は 100億ルピア）、合併銀行 1,000億ルピア（同 500億ルピア）。

〔参考〕経営の健全性を維持するためというのが当局の公式見解であるが、既存の銀行については払込資本金の引き上げは免除されていること等を勧告すると新規参入障壁を設けたとの見方もできる。

#### ii) 役員等の制限

取締役が他社の役員等を兼ねること、同族出身者が役員会の過半を占めること等を禁止。また、役員数の過半数は、3年以上の銀行事業経験が必要。

#### iii) 株式上場等の制限

一般商業銀行の外国人（非居住者）の株式取得は上場株式の最高49%まで。国立商業銀行についての上場は、払込資本の最高49%以内。

〔参考〕外人投資家は、最大で払込資本の 24.01%の株式しか取得することができない訳であるが、新規合併銀行の設立に際しては、直接投資奨励策の一環として従来通り85%までの外銀参加を認めている。直接投資という形での外資導入は歓迎するものの、銀行株式取得という形での外国資本の参入は制限するというやや矛盾した政策が取られているところに当局の悩みが感じられる。

#### iv) 外人雇用の制限

外国人の雇用に関して、一般商業銀行では雇用期間を最長5年に制限。外国・合併銀行では、インドネシア人では遂行できない職務について、役員以外に外国人を雇用することができるが、当該業務を将来インドネシア人に移行すべく、社内研修を実施することが要件。

#### v) 外国銀行等に対する輸出振興のための特別義務

外国・合併銀行および外貨建て貸付を行なう銀行は一部資金は非石油ガスの輸出に資するような貸付を実施する義務を有する。

〔参考〕従来から合併銀行は行政指導によって、総貸出の50%を、うち外貨建てローンについては80%、非石油ガスの輸出企業への融資に振り向けることとされていたが、今次の改正でこれが明文化されたもの。但し、具体的数字については、政令上には現れていない。

### (3) 銀行の指導・監督

インドネシアにおける銀行の指導・監督に関しては、新・銀行法の精神をややに先取りするかたちで91年3月の銀行規制強化政策において集大成された。自己

資本比率規制、評点制度の導入等かなり先進的かつ充実した内容となっており、適切な運用とあいまって、銀行経営の健全化が図られることが期待される。

## ① 自己資本比率規制

基本的には、〔自己資本／総資産〕として算定される自己資本比率は古くから銀行経営健全性を示す最も基本的な経営指標とされてきた。この比率が高いほど自己資本が充実しているわけである。

ところが、近年、各国の銀行が徒らな経営規模拡大に走る傾向が見られた。すなわち貸出等の分母（資産）のみが増加し、これに見合った分子（自己資本）の充実が図られないため、自己資本比率は低下することとなる。

そこで、中央銀行間の国際金融問題討議の場でもある国際決済銀行（B I S）において国際統一基準（いわゆるB I S基準）が制定され、自己資本比率を8%以上確保することとされるようになった。B I S非加盟国のインドネシアにおいても、91年3月期以降同基準を準用してきたところである。

しかし、基準の達成を急ぐあまり、分母（資産）の拡大が嫌われ、貸し渋り（クレジット・クランチ）の発生という副作用がみられるようになった。そこで、92年5月発表の金融政策変更措置では、自己資本比率規制はやや緩和された。

すなわち、自己資本比率の分子（自己資本）・分母（資産）算定にあたっては、各項目ごとにリスクが異なることが考慮され一定のリスク・ウェイトが乗じられているが、92年5月の措置で

- |                            |      |   |      |
|----------------------------|------|---|------|
| ・自己資本に算入する前年度課税引後利益のウェイト増加 | 50%  | ⇒ | 100% |
| ・総資産に算入する国営企業向け債権のウェイト減少   | 100% | ⇒ | 50%  |
| ・総資産に算入する未使用貸出額のウェイト減少     | 100% | ⇒ | 50%  |

とされた。分子項目が拡大し分母項目が縮小されたわけで、この結果、8%の達成が容易になるため、貸出が拡大することが期待される。

〔参考〕特に、国営企業向け貸出が厚遇されているため、一層増加する効果がある。国営企業向け貸出の比率が高く、自己資本比率の達成に苦慮しているいくつかの国立商銀の事実上の救済策であるとの指摘もある。

## ② 評点制度

バンク・インドネシアは91年規制で銀行の経営健全性を判定するための評点制度が導入し、金融機関指導の基準とするとともに、銀行経営のガイドラインとしている。

これは、5つの基本項目（自己資本比率、資産健全性、内部管理、収益性、流動性）と4つの特別項目（輸出金融比率、小規模企業貸付比率、外貨ネットオープンポジション、大口融資）からなるチェック・リストで基本項目評点の合計を100点とし、ここから、特別項目による加算・減産が行われている。

本制度の各項目は国際的にも広く使われている各種指標を網羅したものであるが、どの項目に重点をおくべきかは議論の余地があるところで、配点の仕方にバンク・インドネシアの政策目標が体现されているともいえよう。

この配点についても93年5月の弾力化措置で以下の通り変更が加えられた。

・自己資本比率	20点	⇒	25点
・内部管理	30点	⇒	25点
・輸出金融比率	▲10～5点	⇒	▲5～5点
・小規模企業貸付比率	▲10～5点	⇒	▲5～5点
・外貨ポジション	▲10～0点	⇒	▲5～0点

すなわち、自己資本比率は上記の通り達成を容易にした上で、ウェイトをこれまでの20%から25%に高めている。逆に輸出金融比率規制（外貨建てローンの50～80%を非石油ガス輸出企業向けに割当）、小規模企業貸出割当（20%割当）、外貨ネットオープンポジション規制（外貨建資産のネット残高が自己資本の20%以内）の諸規制のマイナスポイント幅が減少している。

### ③ 貸出金対預金比率

貸出金対預金比率〔貸出金/預金〕については、91年規制で「限度 110%、89%以下が望ましい」との基準が設けられた。

92年 5月の措置で、分母（預金項目）に自己資本金額を含めることとされた。通貨供給量の拡大効果が期待され、实体经济への効果はかなりあると見られる（マネーサプライM2が10%以上増加との試算もある）。

### ④ 大口融資規制

各国の金融当局は、融資の過度の集中を抑制し、貸倒れ等のリスクの分散を図る見地から、大口融資規制を行っているところであり、インドネシアにおいても88年より規制が設けられ1企業・1グループへの貸出は全体の20%までとされた。ただし、グループ（実態的には銀行自体の属する企業グループ）融資限度は達成が容易ではないことを勘案し「当面最大50%、97年3月までに30%にすること」との経過規定が付されていた。

しかし、93年 5月措置では関連企業への多大な不良貸出集中を主因とした銀行の倒産をきっかけに経過規定が見直され、「当面50%、95年12月までに35%、97年3月までに20%にすること」と規制が強化された。

## （4）不良債権問題

### ① 背景

88年以降の経済成長政策のもとで、民間企業は事業の拡大に走り、金融機関も制度改革と金融緩和政策のもと、積極的に融資展開を図ってきたところである。ところが、金融政策が引き締めへ転じ、景気が鎮静化するにつれ、プロジェクトの頓挫や資金繰りの逼迫等により企業の経営破綻が相次いだ模様で、金融機関の融資の焦げ付きが多数発生したと言われている。俗にいう《バブルの崩壊》現象の一環である。

不良債権問題顕在化の走りが、92年11月のBANK SUMMA倒産である。倒産の原因はやはりグループ企業への不動産融資の焦げつきとされる。同行は総資産2兆ルピア弱、業界17位の大型銀行で、インドネシア第2の大財閥アストラグループと深い人的関係（直接的な出資関係はないが、グループ盟主の子息が銀行のオーナー）を有していただけに社会的な反響は大きいものがあった。

## ② 国立銀行の不良債権問題

### i) 報道内容

93年6月、国立銀行も巨額の不良債権をかかえているらしいとの報道がなされ、注目を集めた。報道内容を集約すると「92年12月末国立商業銀行5行及び国立開発銀行の全貸付残高の71.7兆Rpのうちの5.8～35%が不良債権〔注〕。大口延滞債務者として、Barito社、Continental社等がある旨の内容を記した文書が存在している模様」というものである。

〔注〕バンク・インドネシア規則により、銀行貸出債権はアメリカ、日本と同様以下の4類型に分類されている（ただし、使用基準は異なる）。

- ・Current ... 元利遅延がないもの。または6か月未満の遅延のもの。
- ・Non Standard... 元利遅延が6か月以上最長1年未満のもの。
- ・Doubtful ... 1年以上の遅延があるが担保等返済保証があるもの
- ・Loss ... 21か月超の遅延、または1年以上の遅延で保証のないもの。

このうちCurrent以外が広義の不良債権にあたるが、上記の数字がどの範囲にあたるかは不明。

### ii) 経済界の反応

各国立銀行は「銀行業務の守秘義務」を理由に当該文書の真偽については直接の明確なコメントをさけている。また、Barito等の債務者は報道内容を全面的に否定している〔注〕。

マーケットの動きをみると、報道直後、海外での国立銀行の調達金利の引き上げ（シンガポール市場のインドネシア政府向け金利が約0.5～1%上昇）や一部株価の下落等の反応がみられた。

〔注〕Barito：華僑系の企業グループで、合板等の事業を展開するグループで絶大な「政治力」を持つともいわれ、公務員年金基金に株式(3.7億Rp)を引受させていたとの報道や株式上場等でも話題をあつめた。

### iii) 当局の対応

政府・中銀当局は、直ちに、大蔵省金融総局長、同国営企業総局長、中銀理事及び検察当局をメンバーとする「不良債権に関する特別調査委員会」を結成して事実解明に着手した。また、当面の措置として、国立銀行の役員更迭、不良債権買取機関（BUPLN）の受入れ限度額（300億Rp）の運用の弾力化、返済不能とおぼしき者の海外渡航の禁止するなどの措置を講じた。

詳細な事実関係は未だ明らかにされていないが、中銀総裁は6月25日の国会で以下のように説明した。

- ・3月末現在全商業銀行貸出残高124.92兆Rpのうち不良債権残高は3.49兆Rp(2.8%)。
- ・国立銀行分は同じく2.54兆Rp(1.9%)
- ・貸出金額別の不良債権割合は、2億Rp未満が6.9%、2～10億Rpが5%、10Rp以上1.1%

また、9月には中銀の担当Directorより、

- ・2年以上利息未払いの不良債権と半年以上未払いの準不良債権を合算すると3月末国内銀行貸出の15.2%にあたる20兆Rp。
- ・同比率は88年12月末7.4%、91年12月末9.2%。

とのコメントが出されている。

この他、世界銀行・アジア開発銀行等の国際金融機関においても、不良債権問

題に極めて大きな関心を有しており、各国立商業銀行向けセクターローン（BIS基準上自己資本に算定可）を振り向けるなど、国立銀行の財務内容の改善に努めている。

### ③ 今後の見通し

その後、94年2月頃から、BAPINDOの不正融資問題や他の国立商業銀行の海外に於ける不祥事件等様々な報道が連日新聞紙面を賑わせており、不良債権問題を発端とした金融機関の巡る金融スキャンダルが何処まで広がるかは、現段階では予断をゆるさないところである。

当局としても、事態正常化へむけての真剣な対応を迫られている。3月のAPECホノルル蔵相会議で、①証券関係法令の整備、②国際基準に合致した企業会計原則の整備、③国立銀行への外国銀行の協力依頼を表明した背景には「インドネシア金融界の問題を解決し、金融システムに対する国際的・国内的な信頼性を回復する必要がある（会議後のインドネシア記者団への蔵相談話）」との問題意識が存在する。また、当局首脳は筆者らに、「金融界を目覚めさせる(WAKE UP)させることから始めている」と語り、抜本的な対策の実施を示唆している。

### (4) 第6次5カ年計画

94年4月から実施される第6次5カ年計画は、テイクオフが期待される第2次25カ年計画の冒頭にあたるものであり、年平均6.2%の着実な成長を目標としている。

この成長が実現するための必要投資額は、5カ年累計で660兆ルピアが見込まれている。その内訳として、民間投資が第5次五カ年計画中に到達した全体の7割強のレベルを堅持し、484兆ルピアを占める計画となっている。

これを資金供給面から見ると、660兆ルピアの約94%にあたる622兆ルピアを国内資金でまかなうこととしている。なかでも、民間部門の貯蓄の伸びが引き続き期待されており、169兆ルピアに達することが計画されている。

〔表6〕第6次5カ年計画に於ける投資・貯蓄

	単位：兆ルピア、%		
	93年度実績見込み	94年度計画	5カ年累計
投資〔資金需要〕	93.4	102.1	660.1
内 民間部門	68.2	74.7	484.1
(同構成比)	(73.0)	(73.2)	(73.3)
政府部門	25.2	27.4	175.9
(同構成比)	(27.0)	(26.8)	(26.6)
貯蓄〔資金供給〕	93.4	102.1	660.1
内 国内資金	87.5	95.2	622.8
(同構成比)	(93.7)	(93.2)	(94.3)
内 政府部門	61.5	67.3	453.4
(同構成比)	(70.2)	(70.6)	(72.8)
民間部門	26.0	27.9	169.4
(同構成比)	(29.7)	(29.3)	(27.1)
対外資金	5.9	6.9	37.3
(同構成比)	(6.3)	(6.8)	(5.7)

<出所>第6次5カ年計画計数

このため、投資・貯蓄面でも、貯蓄・投資バランスの改善を眼目に、民間貯蓄・投資の堅実な伸びが続くことを期待している。計数的にも、現下の諸情勢からみて、無理のない計画水準となっており、達成の可能性はかなり高いものと予想される。ただし、その前提として金融システムへの信頼性が損なわれないことが必要で、引き続き適切な政策運営が求められるところである。

新5カ年計画は、全体に手堅い計画であると評価されている。現第5次計画期間中、6.6%の高成長が実現（達成見込）した反面、景気がやや加熱化し、物価上昇率が高まったこと等への反省を踏まえ、新計画では、経済の効率性を高め、テイクオフへの足がためをすることが重要とのスタンスが打ち出されているわけである。

## VI 今後の課題

インドネシアの金融・証券セクターは、近年、金融改革により制度が急速に整えられ、外形から判断するかぎり冒頭紹介したような活況が呈されている。しかしながら、90年代の金融引き締めによって様々な矛盾、問題点が露顕しているのも事実であり、今後とも、金融・証券セクターの内容の充実が図られなくてはならない。具体的には次のようなことが課題になると思われる。

### ① ルピア及び金融システムの安定

2度にわたる金融制度改革の結果、相当の改善をみたとはいえ、未だにルピア及び金融システムに脆弱性がないとはいえない。通貨および金融システムの安定の実現には王道はなく、金融証券セクターの充実とともに、マクロ経済の安定が必須の条件となる。インドネシアにおいては、金融制度改革が実物経済に先行した面があるため、今後とも適切なマクロ経済政策による経済全体のレベルアップの努力が必要であろう。

### ② 金融機関の経営姿勢

金融機関には高度の公共性が期待されている。しかし、金融自由化政策のなかで各金融機関は経営規模の拡大に走り、グループ企業に大量に貸し進む一方、中小企業金融の充実等公益への配慮がなおざりにされがちである。また、「情実融資」（融資資金の一部のキックバックを要求する等）、「メモ融資」（有力者からのメモにより特例扱いされたという融資）の噂もたえず、経済的公正の実現が必要との見方も多い。さらに、また、人的要素をみても、貸出し審査や内部管理等事務の不徹底、中堅管理層の絶対的不足、役員クラスの経営ノウハウの欠如などの問題点も指摘されている。

### ③ 債務者の意識改革

インドネシアの債務者は財務・営業の実態を公表したがる傾向が未だに強

い。また、返済履行のモラルの欠如が指摘されており、債務者のなかには、融資は贈与だと見做す風潮が残っており、返済を求めると有力者との私的結びつき等を持ち出し「居直り」をみせるものも少なくないという。不良債権対策として海外渡航が禁止された途端、多くの「不良」債務者が利払いを開始したとの笑い話のような話もある。いずれにせよ公私混同の前近代的経営の色彩が濃厚であり、ディスクロージャー制度の充実により経営の透明性を図ることが重要であろう。経営内容を十分開示した企業に対する金融面さらには税制面の優遇が検討されてもよいように思われる。

#### ④ 預貯金の奨励

インドネシアの貯蓄性向は極めて低い。簡単にいえば、「宵越しの金はもたない」ライフ・スタイルが定着している。農産物等の天然資源に恵まれ、相互扶助（ゴトンロヨン）精神が発達しているため、お金なんてなくても、なんてことない（ティダ・アバアバ）というわけである。これに加えて、ルビアへの信用がないことから、資産家は外貨や海外での資産運用にはげみ、庶民は貴金属を買って身につける、というわけである。こうした状況を打破し、国内資金の動員を図ることが金融制度改革の目的であったわけだが、今後とも様々な方法で貯蓄の奨励が図られるべきであろう。たとえば、税制上の優遇、学校における貯蓄教育の充実などが考えられる。

#### 〔主要参考文献〕

- 書籍) 大蔵省財政金融研究所『アジアの金融・資本市場』(平 3/9・きんざい)  
田中・高橋『海外ビジネス事情シリーズ・インドネシア』(93/5・総合法令)  
第一勧銀『インドネシア投資ガイド』(平 3/8・同行)
- 論文) 「最近におけるアジア諸国の金融制度改革」(日銀調査月報平 2/2)  
稲村他「インドネシアにおける金融規制緩和政策とそのマクロ経済へのインパクト」  
(日本輸出入銀行海外投資研究所報93/5)
- MARZUKI USMAN“INDONESIAN CAPITAL MARKET-MORE FOR THE FUTURE-”  
新聞等) BUSNIS INDONESIA、日本経済新聞、インドネシア経済法令時報、野村アジア情報  
統計) バンク・インドネシア年報・月報・週報、国際通貨基金国際財政統計年報

《あとがき》本稿執筆にあたっては、筆者のカウンターパートである大蔵省教育研修庁長官(前同資本市場監督庁長官) MARZUKI USMAN 氏を始め、同金融総局長 BANBAN SUBIANTO 氏、バンク・インドネシア理事(前同東京事務所長) HARYONO 氏等のインドネシア金融当局幹部、及び、日本輸出入銀行川原首席、東京銀行斉藤次長、大和ブルダニア銀行坂口取締役、第一勧業銀行高木所長、日本興行銀行藤原首席、インシンド大正河野社長、野村インドネシア湯本副社長(順不同)ほか、在日日系金融・証券関係者各位の協力を戴きましたので謝意を表します。ただし、文責は筆者個人にあり、文中の意見は個人的見解であることを申しそえます(94・3山路)。

### 3. 投 資

白川貞雄専門家  
投資調整庁



## 投資

はじめに

本章での投資とは、特に断らない限り、投資調整庁（インドネシア語の略称でBKPM）が管轄する投資を言う。これは、石油天然ガスおよび金融部門に対する、国内外の投資ならびに零細規模の内国投資を除く民間投資<sup>1)</sup>とすることができる。上述の例外部門を含む、民間投資全体の数字やその内訳が論じられることはあまりない。本章でいう投資はこの民間投資全体の60-70%を占めるという説があるが、中央銀行の年次報告書、国際金融機関の各種報告書においても投資といえば本章でいう投資のこのみを受けていることが多い。

ここでの外国投資は、インドネシアにおける企業経営を目的として、資本所有者が当該投資にかかわる危険を直接担うものと規定されており、いわゆる直接投資のことである。ただし以下における投資の金額は、資本金に借入金を加えた総投資額であり、外国投資案件の資本金は、インドネシア側パートナーの出資分を含んでいる。また投資に関する数字は、原則として承認ベースである。なお、外国企業が資本参加している投資案件をPMAプロジェクトという。これに対し、内国資本のみによる案件を、PMDNプロジェクトという。

### 1. 各次5カ年計画における投資

これまでの5カ年計画は、本章でいう投資については計画額などを具体的に示してはいない。ただ各次計画で、所要投資額を政府開発予算と「その他」に分けて示しており、この「その他」が冒頭で述べた、民間投資全体にほぼ該当する。現行第5次計画ではGDPの目標成長率平均5%を達成するために必要な投資額を、5年間で239兆ルピアとし、その45%を政府開発予算により、また55%(132兆ルピア)を「その他」によるとしている。ちなみに、この55%に相当する数字を、過去の各計画についてみると、1次、2次計画では25%、4次計画では45%であった。すなわち各計画毎に民間資本に期待する割合を大きくしているわけである。

各次計画期間中の投資認可状況を表1に示す。今次計画での投資の伸びは著しく、1992年12月末時点での内国及び外国投資の合計は、165兆ルピア(換算レート US\$=Rp. 2110)で、前述の目標額 132兆ルピアをすでに上回っている。しかも表の数字以外に、石油や金融関

---

1) BKPMが認可する投資案件には、中央政府や州政府と民間企業、国営企業と民間企業の合弁も含まれている。外国投資案件は規模の如何を問わず、BKPMを通じて大統領の認可を要する(別途、付章に示す最低投資額の規制がある)。内国投資案件は生産設備の輸入関税の減免など、投資恩典を希望する案件のみBKPMによる認可を受ける(結果的に小規模の投資は対象にならない)。

の投資があるので、民間投資の全体はさらに大きなものになる。表の数字は認可ベースであるから、実施までに幾分のタイムラグがあり、また落ちこぼれ<sup>1)</sup>もありうることを考慮しなければならないが、それにしても計画を大幅に上回る数字である。期間中のGDP目標成長率が5%のところ実績は1989、90年と2年連続7.4%を記録したことによって、大幅に押し上げられた事による。ただし、過熱きみの景気に対応して取られた、政府の金融引き締め策その他の要因により、1991年以降はかなりの様変わりをしめす。GDPも1991年6.6%、1992年6.3%と下降線をたどり始めた。

## 2. 投資動向

表2は1978年以降の各年の投資の件数及び金額を示す。1967年から1979年までの投資動向は1978、79年の兩年のごとき低調さで推移してきたので省いた。1986年から1990年までの4年間急増してきた外国投資、内国投資ともに1990年を峠に不振となった。外国投資は案件数は減少に転じ、金額的には伸びが鈍化した。内国投資は案件数、金額ともに激しい落ち込みが見られる。

その他、注目すべき点をあげると以下の通り。

- ◇ 分野別では内外国投資とも、製造業の比率が圧倒的に大きい。しかし外国投資では、近年製造業の比率が低下し、第三次産業の比率が、高くなる傾向が見られる(表1参照)。個別案件のリストを見ると、各部門内の多様化の傾向も見られる。
- ◇ 近年急激に増加して来た、輸出指向の外国投資案件も、1990年を境に減少傾向に転じた。以下の数字はBKPMの資料による、承認ベースでの輸出指向外国投資案件数と、これらの案件の輸出目標額(石油、天然ガス、金融を除く)である。

	案件数	輸出目標額(単位:100万ドル)
1989	229	3,899.9
1990	311	4,441.6
1991	234	3,183.9
1992	137	4,504.4
1993	33	534.3 (1993年4月末現在)

- ◇ 地域別ではジャワが外国投資全体の62%を占め、なかんづくジャカルタおよび西部ジャワだけで全体の45%が集中している(累積の金額ベース。内国投資もほぼ同様の傾向)。

1) 認可を受けても実施が遅れる、縮小される、またはまったく実施されないものもある。認可に対する実施の状況については第3章を参照されたい。

- ◇ 外国投資を国別にみると、ほぼ一貫して日本が第一位を占め、累積ベース(1967-1992)で案件数、金額共に全体の約21%を占める。以下、金額でいうと、香港 8.3%、台湾 6.2%、韓国 4.7%、米国 4.3%、英国 3.9% と続く。前回の「基礎資料」では、日本の投資比率は、案件数で22%、金額で25%であったから、少し低下気味である。更に1967-31/8/1993の累積ベースでは、19.8%と、落ち込みに拍車がかかっている。

### 3. 投資実施状況

投資認可を受けて、3年間なんらの実施がない場合は、認可が取り消されることが法令で定められている。そこで、此のような取り消しや、投資家自ら認可の取り消しを申し出たものの累積総件数および金額と、3年間さかのぼった、新規認可の累積総件数および金額を比較すれば、1967年以来1989年の期間の内国、外国投資の通算実施率が得られる。表3によれば、内国(PMDN)、外国投資(PMA)の案件数、金額ベースでの実施率はそれぞれ75.3%、79.8%(内国)、89.6%、92.2%(外国)で、極めて高い実施率である。

### 4. 投資の貢献

途上国への外国民間投資は、技術、経営、販売、財務などの経営資源が一括して移転されるものとして、評価される事が多いが、これらは計量的分析に馴染まないの、ここでは別の観点から、最近の外国投資の動向がインドネシアの経済にどんなインパクトを与え得るかをみてみよう。表-4 Aは1992年に承認された投資案件について、投資額、雇用数、輸出額を内国と外国投資の別に示したものである。参考までに日本および台湾、香港、韓国、シンガポールのN I E S 4カ国の合計数字も列記した。それを見ると、

- ◇ 外国投資108億ドルは、おなじ年のC G I 約束手続額49.5億ドルの2倍を上回り、1992年度政府予算を上回る。
- ◇ これらの投資は毎年74億ドルの、輸出収入をあげる計画となっているが、これは1992年の非石油ガス輸出の実績 190億ドルを40%弱押し上げている。
- ◇ また45万人に雇用機会が与えられる計画であるが、毎年約 240万人といわれる労働力増加の約19%を吸収することになる。

### 5. 日本からの投資の特徴

日本の投資の特徴をやや詳しく見るために、表4-Aと同じ様式で、累積ベースのデータを示したのが表4-Bである。これを見ると、次のようなことがわかる。

- ◇ 雇用者1人当たりの投資額を比較すると、日本からの投資は6,700ドルで、外国投資全体の平均5,500ドルを上回っていて、日本の投資が、より資本集約的であることを示唆している。
- ◇ 内国投資のそれが2,400ドルと低いのは、資本希少経済として当然であるが、NIES諸国が2,500ドルとほぼ同水準にあるのは興味深い。
- ◇ 輸出額と投資額の比、すなわち投資がどれだけの輸出につながるかをみると、外国投資が36.5%、日本は35.6%であるに対し、内国投資は61%、NIESは76%である。

上のことは、NIES諸国の投資が、従来繊維縫製品などの輸出向けで労働集約的産業分野に集中していたこと、また内国投資も同様の傾向であったことと符合する。他方、日本と欧米諸国の投資が、このような産業分野だけでなく、資本集約的で直接輸出につながらない、産業資材部門にも向かって居たことを示す。なお、表の雇用はインドネシア人のそれを示して居る。

表5は外国投資全体と日本の投資規模、そして全投資に占める日本の投資を、分野別にみたものである。第1次、第2次産業については、日本の投資比率は、前回の「基礎資料」に較べて若干の上下変動は会ったものの、特筆すべき程の変化はない。問題は第3次産業分野である。20番目の不動産では、前回の43.6%から、僅か9.7%に落下しているが、これは外国投資全体が、この間に6.7倍に増えたのにたいして、日本からの投資は1.5倍しか増えていないためだ。また、22番目のその他サービスでも、外資全体は8.7倍に増えたのに、日本の投資は2.6倍にとどまっている。

## 付章. 外資政策の概要 (1993年9月現在)

### (1) 外資参入可能分野

#### 1. 投資ネガティブ・リスト

インドネシア政府は、外国および内国投資に対して、石油、天然ガス、金融関係以外で、参入を禁止している分野を、投資ネガティブ・リストで公表している。これに含まれない業種、産業分野は、原則として参入可能である。最新のものは、1993年6月10日に発表された大統領令第54号によるもので、34業種を外資参入閉鎖分野としている。もっとも、このうちで13分野以外は、特定の付帯条件を満たせば、投資が可能である。なお、このリストの規定は、一部を除き、新規案件、拡張案件ともに適用される。

## 2. 小規模企業保留分野

インドネシア政府は、上述の投資ネガティブ・リストと同じ法令で、小規模企業保留分野表を公表している。1993年6月10日付のものは37業種を記載しているが、その殆どはインドネシアの小規模伝統産業である。外国企業がこれらの業種に参入する場合、生産工程の全部または一部を現地の小規模企業または小農に外注し、経営、技術、機械設備、資金のいずれかについて、現地側を支援することが義務づけられる。

## 3. 商業、流通分野への参入

従来インドネシア政府は、商業、流通分野への外国投資を禁止していたが、最近の規制緩和により、次のような部分には参入が可能となっている。

- ◇ 製造に従事するPMA企業は、国内企業との合併企業を設立し、これを通じて、卸売段階まで自社製品の販売ができる。
- ◇ 製造に従事するPMA企業は、次のような場合、自社製品を他の製造業者に、直接販売することができる。すなわち、購入する企業がその製品を原材料、部品、資本財、建材として使用する場合である。
- ◇ 製造に従事するPMA企業は、自社製品のみならず、他の製造業者の製品を輸出することができる。
- ◇ 製造品の輸出を行う目的で、PMAの輸出専門商社を、設立することができる。

## 4. インフラ開発における民間投資

港湾、道路、発電、通信、工業団地などの公共施設にも、内外民間資本の参入が認められている。

### (B) 投資の有効期間、出資比率等

#### 1. 外国投資の有効期間

PMA企業の認可期間は、会社設立の時点から30年間だが、追加投資が行われた場合には、それが認可された時点から、さらに最長30年延長可能である。

#### 2. 最低投資額

PMA企業の投資額は最低100万ドルであるが、一定の条件を満たせば、最低25万ドルまで選択的に許可される。ここでいう投資額は、借入金を含めた総投資額であり、選択的に許

可されるのは、以下のいずれかの条件を満たす場合であるが、合弁のインドネシア側パートナーが「経済的に弱いグループ」(いわゆるプリブミのこと)、または共同組合の場合を優先するとされている。

- ◇ 50人以上を雇用する。
- ◇ 製品の65%以上を輸出する。
- ◇ 他の産業に材料、半製品、部品を供給する。
- ◇ 遠隔地に立地する(12州が指定されている)。

### 3. 出資比率と資本委譲義務

PMA企業設立時の外資側出資比率は、通常80%以下でなければならず、商業生産開始後20年以内に、マジョリティー(51%)を現地側に譲る義務がある。正し、表6に示すようにいくつかの例外規定がある。追加投資が行われる場合は、その都度上述の出資比率または表6の出資比率と資本委譲年限の規定が適用される。資本を委譲する際の株式の価格について、当事者間で合意に達しない場合は、中立的な第三者に価格設定を委任する途も開かれて居る。国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行、イスラム開発銀行などの国際機関あるいはベンチャー・キャピタルが資本参加する場合、それらの機関の出資分は、出資比率の計算上、国内資本とみなされる。また資本金の20%以上を上場することにより、20年を越えて、外資側55%またはマジョリティーを維持する途もある。

### 4. 既存の国内企業への資本参加

既存の内資企業に、外資が資本参加することは可能である。其の際次の条件を満たす必要があり、外資参加後はPMA企業として扱われる。

- ◇ 当該既存内資企業の事業分野が、外資に開放されている。
- ◇ 既存企業の財務状況の改善、または輸出市場の開拓のため、外資の参加が必要である。
- ◇ 外資の参加比率は、財務救済の場合は最高49%まで、製品の大部分が輸出される場合80%まで。

### 5. PMA企業の再投資

PMA企業はその所得またはその他の資金を、自らに再投資できるだけでなく、新規企業の設立、さらに新規または既存の、他の企業の株式取得にあてることができる。新規企業設立の場合は、出資比率と資本委譲に関して、既存のルールが適用される。ただし、PMA企業の出資分は、すべて外資とみなされる。既存のPMA企業に出資する場合は、その企業の内資の比率が20%以下であってはならず、投資の有効期間は、買収される企業のそれによる。既存の内資企業に出資する場合は、やはり上述の20%ルールが適用され、投資の有効期間は、その株式取得の認可から30年となる。

表1. 開発5カ年計画毎の投資認可状況

各5カ年計画別、新規、拡張投資認可額

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
PMDN(10億ルピア)	1,242	1,993	17,085	44,064	164,011
PMA(100万ドル)	1,448	3,440	7,900	9,577	38,393

セクター別投資認可分布状況(PMDN)

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
第1次産業(%)	17	17	18	25	13
第2次産業(%)	68	73	72	62	71
第3次産業(%)	15	10	10	13	16

セクター別投資認可分布状況(PMA)

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
第1次産業	12	25	10	7	9
第2次産業	71	68	82	78	60
第3次産業	17	7	8	15	31

注: ◇ 第V次5カ年計画の数字は1993年8月15日までのもの

◇ BKPW資料に依る

表2. PMDN, PMA認可の推移

(BKPW資料に依る)

	国内投資				外国投資			
	案件数	前年	金額(Rp. 1 bil.)	前年比	案件数	前年	金額(US\$1 mil.)	前年比
1978	188	%	678.8	%	23	%	207.1	%
1979	166	-12	654.8	-4	13	-43	248.6	20
1980	159	-4	2,817.3	320	20	54	1,074.4	332
1981	164	3	2,291.8	-19	24	20	706.5	-34
1982	205	25	3,616.0	58	31	29	2,416.9	242
1983	333	62	6,476.0	79	46	48	2,470.8	2
1984	145	-56	2,109.0	-67	23	-50	1,096.9	-56
1985	245	69	3,736.2	77	45	96	853.2	-22
1986	315	29	4,411.5	18	93	106	847.6	-1
1987	570	80	10,449.6	137	130	40	1,520.3	79
1988	844	48	14,238.3	36	145	12	4,481.6	195
1989	858	2	19,439.0	37	294	103	4,718.8	5
1990	1,316	53	55,278.4	184	432	47	8,751.0	85
1991	802	-39	41,084.8	-26	376	-13	8,778.2	0
1992	436	-46	29,341.7	-29	305	-19	10,313.2	17

表3. 投資の実施率

	PMDN		PMA		日 本	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
承認 ~1989(①)	5,801	83,123	1,362	28,443	315	7,232
取消 ~1992(②)	1,493	16,758	142	2,226	N A	N A
取消率 ②÷①×100(③)	24.7%	20.2%	10.4%	7.8%		
実施率 100-③	75.3%	79.8%	89.6%	92.2%		

注: 金額の単位は、PMDNは10億ルピア、PMAと日本は100万ドル。承認、取消とも累積ベース。すなわちPMDNは1968年以来、PMAと日本は1967年以後の累積値。

表4. 投資の貢献、1992年度(A)と1967/1992累積(B)

A: 1992

	PMDN	PMA	Japan	NIES
投資	14,670	10,750	1,503	2,646
輸出	5,795	4,504	340	1,198
雇用	328,950	121,108	14,354	70,904

B: 1967-1992(累積)

	PMDN	PMA	Japan	NIES
投資①	113,749	63,016	13,068	14,201
輸出②	69,664	23,018	4,653	10,777
雇用③	4,667,989	1,136,353	195,554	576,210
①÷③	US\$2,400	US\$5,500	US\$6,700	US\$2,500
②÷①	61.24%	36.53%	35.61%	75.89%

注: ◇ 特に表示の無い金額の単位は100万ドル。A表の交換レートは

US\$1=Rp. 2,000, B表はUS\$1=Rp. 1,900。

◇ NIESとは韓国、香港、台湾とシンガポール。

◇ BKPMの資料による。

表5. 外国投資に対する日本の投資の分野別占有率  
(1967年-1993年8月31日)

(単位:100万ドル)

番号	産業分野	PMA		日本		日本の占有率(%)
		件数	金額	件数	金額	
1	農産物	18	323.1	3	14.7	4.5
2	農園	42	759.1	5	14.9	2.0
3	畜産	10	227.7	2	3.2	1.4
4	水産	57	324.0	31	129.7	40.2
5	林業	27	521.5	3	22.9	4.4
6	鉱業	121	6,219.8	1	0.3	0.0
7	食品工業	116	1,911.5	18	322.6	16.9
8	繊維工業	373	4,646.8	67	1,484.5	31.9
9	木工業	127	848.7	30	199.7	23.5
10	製紙工業	44	4,620.8	5	103.8	2.2
11	薬品工業	40	342.7	5	23.4	6.8
12	化学工業	341	13,142.9	66	1,982.1	15.1
13	非鉄金属工業	64	3,109.3	17	1,220.7	39.3
14	製鉄業	50	4,524.5	15	2,407.0	53.2
15	金属製品・機械工業	472	6,404.8	136	2,964.6	46.3
16	その他工業	71	348.1	8	136.7	39.3
17	建設	121	679.7	25	34.8	5.1
18	ホテル	104	7,200.9	16	345.6	4.8
19	オフィス・ビル	32	1,880.4	8	439.9	23.4
20	不動産	43	4,527.7	13	438.1	9.7
21	運輸	38	1,559.5	14	384.3	24.6
22	その他サービス	287	3,448.1	64	713.3	20.7
合計		2,598	67,572.6	552	13,387.8	19.8

**表6. 投資額と出資比率の規定**  
(1992年政令第17号および1993年政令第7号による)

原則として、総投資額(借入金を含む)は100万ドル以上。ただし、サービス業の一部(商品売買など多額の運転資金を必要としないもの)は25万ドル以上で可能。

外国側出資比率は下表の通り(サービス業は「一般」に含まれる)

	設立時	資本譲渡義務
一 般	80%まで	20年以内に49%以下
特例 - 1	95%まで	10年以内に80%以下 20年以内に49%以下
特例 - 2	100%まで	5年以内に95%以下 20年以内に80%以下
特例 - 3	100%まで	5年以内に95%以下

「特例-1」は以下の条件を満たす場合に可能。

- a. 50人以上の直接労働者を雇用し、かつ
- b. 製品の65%以上を輸出。または、
- c. 他の産業に材料、部品などを供給。

「特例-2」は、以下の条件のいずれかを満たす場合に可能。

- a. 払込資本金が5000万ドル以上。
- b. 遠隔地に立地(イリアンジャヤ、マルク、東チモール、東/西ヌサテンガラ、スラウェシ全4州、カリマンタン全4州、ベンクル、ジャンビの15州が指定されている)。
- c. シンガポール政府とのリアウ州共同開発構想に基づく特定案件(ビンタン島の観光、工業団地など)

「特例-3」は、保税地域に立地し、かつ製品のすべてを輸出する場合に可能。此の際、外国に輸出した総量の3分の1、即ち生産量の25%は正規の輸入手続きを経て、インドネシア国内市場に供給出来る。

## 4. 農業

及川 章 専門家  
大澤 慶幸 専門家  
農業省大臣官房計画局



## 1. 過去五次の五カ年計画の推移と現状及び今後の課題

第1次25カ年長期開発計画（PJPTI）が1969年に開始されて以来、インドネシアの経済は途中原油価格の暴落で停滞した時期もあったが、年間実質成長率平均7%と着実に成長してきた。農業セクターは当初経済成長の牽引者としての役割を果たし、1984年には悲願であった米の自給の達成を宣言した。

過去5次に渡る5カ年計画の概要は以下のようによまとめられる。

### 第1次5カ年計画(1969.4-1974.3)

食料自給達成のための農業及び農業関係インフラの拡充強化

### 第2次5カ年計画(1974.4-1979.3)

第1次と同様農業セクター開発に重点を置きつつ、雇用機会の増大を目的とした 軽工業化

### 第3次5カ年計画(1979.4-1984.3)

開発成果の公平な分配、十分な経済成長と雇用機会の拡大及び福祉の向上

### 第4次5カ年計画(1984.4-1989.3)

農業、工業両分野の開発に重点。物質的、精神的国民福祉の改善、平等な所得分配の促進、雇用機会の一層の拡大

### 第5次5カ年計画(1989.4-1994.3)

経済的離陸を可能にするための力強い農業セクターの実現

第5次5カ年開発計画（レプリタV）において農業セクターは、以下の5つを課題として位置づけ取り組んできた。

- (1) 食料の品質向上と自給の安定化
- (2) 輸出、国内工業原料及び飼料（家畜、養魚向け）の需要に対応した農産物生産の拡大
- (3) 農業の生産性向上と農産物の付加価値向上
- (4) 農家所得の向上
- (5) 地域開発の促進と環境の保全

これらの課題に対応するため次の4つを重点項目として開発を推進してきた。

#### (1) Diversification（多様化）

地域で生産される農産物の種類の多様化（水平方向）と農産物とその副産物の加工、製品開発による多様化（垂直方向）による国民栄養の改善及び農家経営の改善を図る。

#### (2) Intensification（集約化）

地域の資源を最大限に活用し、土地生産性を向上させるための生産資材の投入及び栽培管理技術の向上を図る。

#### (3) Extensification（拡大化）

外領特に東部インドネシアにおける農地面積の拡大

#### (4) Rehabilitation（修復化）

灌漑施設の改修、荒廃水田の回復、エステート作物の更新等農業資源の修復を図る。

レプリタV期間中における農業セクターの開発の動向についてみると以下のようなものである。GDPの産業別構成について、1988年と1991年を比較すると、農業（林業を除く）セクターのGDPは年率2.4%で上昇したが、全GDPに占めるシェアは20.2%から17.7%へと低下した（表1）。これは、引き続き農業から工業及び商業へと経済構造の変化が起こっていることを示している。

表1 産業分野別国内総生産（1988,1991年 1983年基準Rp.）

	1988		1991		年率
	(百万Rp)	(%)	(百万Rp)	(%)	
農業*)	20.201	20,20	21.665	17,65	2,36
鉱業	15.893	15,89	19.108	15,57	6,33
製造業	18.182	18,18	24.461	19,93	10,39
電気ガス飲料水	549	0,54	843	0,68	15,37
建設	5.259	5,25	7.403	6,03	12,07
商業	15.657	15,65	19.557	15,93	7,70
運送	5.212	5,21	6.816	5,55	9,36
金融	3.752	3,75	5.517	4,49	13,71
サービスその他	15.276	15,27	17.335	14,12	4,30
計	99.981	100,00	122.705	100,00	7,06

Note : \*) 林業を除く

Source : 中央統計局統計年報

農業セクターでの内訳は、食用作物サブセクターはそのシェアは減少しているものの依然として農業セクターのGDPの中で最大のシェアを誇っている（実質成長年率1.3%）エステート作物サブセクター、畜産サブセクター、水産サブセクターのシェアは増加しており、実質成長率も比較的高い（表2）。

表2 農業分野別国内総生産（1988,1991年 1983基準Rp.）

分野	1988		1991		年率
	百万Rp.	(%)	百万Rp.	(%)	
食用作物	12.974	64,22	13.479	62,22	1,28
エステート作物	3.458	17,11	3.913	18,06	4,21
畜産	2.212	10,94	2.441	11,27	3,33
水産	1.557	7,70	1.832	8,46	5,57
農業総計	20.201	100,0	21.665	100,0	2,34

Source : 中央統計局

産業別就業人口については、農業就業人口は1985年から1990年の間年の間、年率0.8%で増加したものの全就業人口に占めるシェアは減少した。この間、他のセクターでの就業人口は大きく増加したため、国家全体では年率2.9%の増加であった(表3)

表3 産業別就業人口 (1985,1990年)

	就業人口			年率
	1985	1990	増加	
	----- (000 人) -----			(%)
農業	34,141 (54.67)	35,450 (49.24)	1,309 (13.74)	0.80
工業	5,796 (9.28)	8,221 (11.42)	2,425 (25.45)	7.24
商業	9,345 (14.96)	10,593 (14.72)	1,248 (13.10)	2.54
サービス等	13,175 (21.09)	17,720 (24.62)	4,545 (47.71)	6.11
計	62,457 (100.00)	71,984 (100.00)	9,527 (100.00)	2.88

Note : 括弧内は %

Source : SUPAS 1985 and Census 1990, CBS.

サブセクター別内訳についてみると、食用作物は依然として最も労働力吸収力の大きなサブセクターではあるが、そのシェアは減少し、また絶対数においても減少した。この事実は、将来とも食用作物、特に米と2次作物ではもはや大きな雇用を創出できないことを示しているが、園芸作物は成長を続けていることから今後とも創出が期待できる。エステート作物はもっとも大きな成長を示し、農業就業人口におけるシェアも増加したが、これはこの10年間で面積が350万ha増加し、このうち小規模営農による増加が270万haであったことによるものである。畜産、水産も絶対数、シェアとも増加した(表4)。

表4 農業セクター内分野別雇用吸収 (1985,1990年)

分野	1985		1990		年率 (%)
	(000人)	(%)	(000人)	(%)	
食用作物	27,705	81.15	26,446	74.60	-0.93
エステート作物	3,106	9.10	5,105	14.40	10.45
畜産・水産	2,307	6.75	2,730	7.70	3.42
林業	1,024	3.00	1,169	3.30	2.68
農業計	34,141	100.00	35,450	100.00	0.80

Source : ILO/UNDP Project on "Sectoral Employment", 1992.から

このように、農業セクターは、その産出額に比較し非常に多くの雇用を吸収していることを特徴としている。産業別労働生産性について、一人当たり生産額（産業別生産額／産業別就業人口）を指標としてみた場合、1990年における農業セクターの労働生産性は工業に対して0.24、商業に対して0.36、全産業平均に対しても0.40にすぎない（表5）。

表5 産業別労働生産性 (1985,1990年 1983年基準Rp.)

	1985		1990		年率 (%)
	---- (Rp 000) ----				
農業	565		638		2.46
工業	2,317		2,710		3.18
商業	1,327		1,760		5.81
サービス	1,453		1,316		0.93
運送	2,291		2,400		2.00
建設	2,151		2,363		1.90
電気ガス飲料水	5,177		4,987		-0.75
金融	12,058		14,529		3.80
鉱業	37,256		23,919		-8.48
計	1,362		1,604		3.33

Note : 生産性 = GDP/就業者数

Source : Calculated from CBS data.

こうした農業セクターにおける著しい労働生産性の低さが、今後の農業開発、さらに現在政府がテーマとしている貧困軽減を考える際の大きな着眼点になると言えよう。

農家の所得についてみると、1987年から1990年にかけて、主要州における農家世帯の一人当たり年間実質所得は年率1%で増加し、1990年には18万9000ルピア（1983年基準）となった。農家所得における農業所得のシェアは1987年の46.8%から1990年には45.1%へと減少しており、一方、家庭内工業、商業、サービスによるシェアは28.9%から30.6%に増加した。地域別の農業所得のシェアは西ジャワが最も小さく、東部インドネシアは農業所得が依然として支配的と言える（表6）。

表6 農家家計における一人当たり実質所得と農業所得のシェア(1987,1990年)  
(1983年基準Rp.)

地域	一人当たり所得 (Rp 000)		成長率 %/年	農業所得の シェア (%)	
	1987	1990		1987	1990
西ジャワ	171.3	188.2	3.2	28.1	35.7
東ジャワ	170.5	175.2	0.9	40.7	45.3
中部ジャワ	146.5	157.6	2.5	39.9	37.5
北スマトラ	190.2	183.2	-1.2	50.8	43.5
その他スマトラ	203.3	201.1	-0.4	48.9	51.2
カリマンタン	187.0	205.2	3.1	48.4	46.7
南スラウェシ	154.2	176.5	4.6	58.3	51.6
その他スラウェシ	215.8	208.0	-1.2	47.1	47.0
ヌサテンガラ	169.6	185.9	3.1	61.5	49.3
インドネシア平均	183.5	189.0	1.0	46.8	45.1

Source : Susenas, 1987, 1990.

レブリタVにおける最初の4年間、米生産は年率3.7%で増加した。生産の増加をもたらしたファクターとして面積が年率2.3%、収量は年率1.4%で増加したことが上げられる（表7）。

表7 稲 生産量、収穫面積、ha 当り収量 (1988-1992年)

		1988	1989	1990	1991	1992	年率 (%)
1. 水稲							
生産量	(000 ton) a)	39,316	42,371	42,825	42,331	45,414	3.67
収穫面積	(000 ha)	8,925	9,375	9,377	9,169	9,799	2.36
収量	(qu/ha)	44.05	45.20	45.67	46.17	46.34	1.28
2. 陸稲							
生産量	(000 ton)	2,360	2,354	2,353	2,357	2,826	4.61
収穫面積	(000 ha)	1,213	1,136	1,125	1,113	1,304	1.82
収量	(qu/ha)	19.46	20.36	20.92	21.18	21.67	2.73
3. 計							
生産量	(000 ton)	41,676	44,725	45,178	44,688	48,240	3.72
収穫面積	(000 ha)	10,138	10,531	10,502	10,281	11,103	2.30
収量	(qu/ha)	41.11	42.47	43.02	43.46	43.45	1.39

注：quはquintalで100kgのこと。

Source：中央統計局

他のセクターの発展は特にジャワにおいて農地の非農地への転用を引き起こしている。こうしたジャワにおける急速な農地の転用もあって、農地の拡大は外領で進んできたが、

表8に、インドネシアにおける地域別の灌漑・非灌漑別水田面積の推移を示した。これを見るとジャワ島において、灌漑水田がわずかに増加しているものの、水田全体としては減少が著しいこと、スマトラ、スラウェシなどで水田の増加が見られる一方で、水資源に限りのあるヌサテンガラなどで、水田造成に遅れが見られることがわかる。

ジャワは依然としてインドネシアの米生産において大きな役割を果たしている。収量は一般的に言って上昇しており特にカリマンタン、スマトラは大きい伸びを示している(表9)

表8 インドネシアにおける水田開発地域別推移

地域（島）	1988	1989	1990	1991
----- (000 ha) -----				
ジャワ				
灌漑田	2,523.15	2,534.50	2,535.66	2,546.12
天水田等	920.24	911.05	884.86	873.41
スマトラ				
灌漑田	860.63	870.35	899.91	910.08
天水田等	1,367.99	1,387.00	1,314.55	1,309.18
カリマンタン				
灌漑田	173.98	187.81	168.60	139.91
天水田等	1,061.28	1,094.50	1,143.32	1,162.52
スラウェシ				
灌漑田	452.20	486.12	496.94	-528.59
天水田等	329.42	345.15	320.06	336.87
バリ及びヌサテンガラ				
灌漑田	305.38	308.66	308.41	307.46
天水田等	106.43	101.25	105.01	100.83
インドネシア計	8,100.70	8,226.39	8,177.33	8,214.98
灌漑田	4,315.34	4,387.44	4,409.53	4,432.17
天水田等	3,785.36	3,838.95	3,767.80	3,782.81

Source : 中央統計局

表8 インドネシアにおける水田開発地域別推移

地域(島)	1988	1989	1990	1991
----- (000 ha) -----				
ジャワ				
灌漑田	2,523.15	2,534.50	2,535.66	2,546.12
天水田等	920.24	911.05	884.86	873.41
スマトラ				
灌漑田	860.63	870.35	899.91	910.08
天水田等	1,367.99	1,387.00	1,314.55	1,309.18
カリマンタン				
灌漑田	173.98	187.81	168.60	139.91
天水田等	1,061.28	1,094.50	1,143.32	1,162.52
スラウェシ				
灌漑田	452.20	486.12	496.94	528.59
天水田等	329.42	345.15	320.06	336.87
バリ及びヌサテンガラ				
灌漑田	305.38	308.66	308.41	307.46
天水田等	106.43	101.25	105.01	100.83
インドネシア計	8,100.70	8,226.39	8,177.33	8,214.98
灌漑田	4,315.34	4,387.44	4,409.53	4,432.17
天水田等	3,785.36	3,838.95	3,767.80	3,782.81

Source : 中央統計局

表9 稲生産量、収穫面積の地域別割合(1988,1992年)

	ジャワ	スマトラ	カリマンタン	スラウェシ	その他
----- (%) -----					
生産					
1988	60.20	21.01	4.84	8.73	5.22
1992 a)	58.61	22.02	5.08	9.22	5.08
収穫面積					
1988	51.37	25.03	8.52	9.43	5.64
1992	50.01	25.91	8.99	9.87	5.22
収量上昇率					
1988-1992	1.40	1.70	1.89	1.60	1.65

Source : Calculated from Bulletin Ringkas, April & June 1991, CBS.  
 主要畑作物、園芸の生産の推移は表10、11に示した。

主要畑作物、園芸の生産の推移は表10、11に示した。

表10 パラウィジャ（主要畑作物）の生産（1988-1992）

品目	1988	1989	1990	1991	1992	年率 (%)
とうもろこし						
生産量 (000 ton)	6,652	6,193	6,734	6,256	7,995	4.70
収穫面積 (000 ha)	3,406	2,944	3,158	2,909	3,629	1.60
収量 (qu/ha)	19.53	21.04	21.32	21.50	22.03	3.06
キャッサバ						
生産量 (000 ton)	15,471	17,117	15,830	15,954	16,516	1.65
収穫面積 (000 ha)	1,303	1,408	1,312	1,319	1,351	0.91
収量 (qu/ha)	118.73	121.57	120.66	121.90	122.00	0.68
甘藷						
生産量 (000 ton)	2,159	2,224	1,971	2,039	2,171	0.14
収穫面積 (000 ha)	248	240	209	214	230	-1.87
収量 (qu/ha)	87.06	92.67	94.31	95.00	94.00	1.94
大豆						
生産量 (000 ton)	1,270	1,315	1,487	1,555	1,869	10.14
収穫面積 (000 ha)	1,177	1,198	1,334	1,368	1,666	9.01
収量 (qu/ha)	10.79	10.98	11.15	11.37	11.22	0.98
落花生						
生産量 (000 ton)	589	620	651	652	739	5.84
収穫面積 (000 ha)	608	621	635	628	720	4.32
収量 (qu/ha)	9.69	9.98	10.25	10.38	10.27	1.46
マングビーン						
生産量 (000 ton)	285	262	273	237	327	3.50
収穫面積 (000 ha)	361	332	342	345	393	2.15
収量 (qu/ha)	7.87	7.89	7.95	7.91	8.31	1.37

Source : 中央統計局

表 1 1 園芸生産 (1988-1992年)

品目	1988	1989	1990	1991	1992a)	年率 (%)
<b>野菜</b>						
生産量 (000 ton)	4,276	4,935	5,703	5,620	4,906	3.70
収穫面積 (000 ha)	1,290	1,487	828	911	635	-12.33
収量 (qu/ha)	33.15	33.18	68.88	61.58	77.26	30.64
<b>果実</b>						
生産量 (000 ton)	5,267	4,526	5,484	5,641	6,660	6.00
収穫面積 (000 ha)	699	598	698	721	757	3.52
収量 (qu/ha)	75.66	75.69	78.52	81.06	87.97	3.88

Note : a) 予測値

1990年における農村部の年間一人当たり平均食料消費支出は19万5500ルピアであり、これは平均消費支出全体の67.4%にあたる。都市部では27万1600ルピアで同割合は51.4%であった。このように、特に農村部においては一人当たり平均収入は依然として低いことから収入の多くのは食料に当てられており、米をはじめ、畜産物、水産物、野菜・果実の消費量及びそのシェアも増加傾向にあることから、収入の増加が即食料消費の量的増加、質的改善につながると言える。

こうした状況を所得階層別食料消費により見ると、1990年のジャワの農村部の最低所得階層(20%づつ5分位した時の最低所得層-I階層-)での1人1年当たり食料消費は、生鮮肉0.24kg、卵0.74kg、生鮮魚2.10kg、砂糖3.46kgであり、このときの最富裕階層(V階層)の同品目の消費量は、それぞれ6.24kg、4.61kg、11.64kg、9.80kgであった。これは、農村部における食料の消費は、収入が増加すれば量的質的に顕著に向上して行くであろうことを示している。しかしながら上下階層間のギャップは依然としてかなり大きい。

米の消費はジャワの都市部を除き所得が増大するにつれはつきりと増加する傾向にあり、従来、米を主食としなかった地域でさえ、収入の増加に従い主食が米にシフトしてゆく傾向がある。こうした状況は、米は主食として依然、非常に重要な品目であることを物語っており、将来においても米の自給を維持してゆくため、真剣な取り組みが必要なことを示している。

農産物の国際貿易は、国家経済の構造的変化に対応し変化を遂げつつある。農産物(加工品を含む)の輸出額は1988年から1991年の間、年率2.1%で増加したが、非石油関連全輸出額に占めるシェアは、35.1%から25.4%に減少した。農産品輸出のシェアの減少は、他のセクター、特に工業セクターの輸出増加によるものである。農産品輸出に最も寄与しているのはエステート作物であり、1991年のシェアは62.3%であった。ついで水産28.3%、食用作物6.6%、畜産2.8%と続いている。

一方、農産物の輸入額は、1988年から1991年の間、年率17.9%で増加したが、これは1次産品、加工品の輸入額がそれぞれ年率17.9%、17.8%で伸びたことによるものである。輸入額が最も大きかったのはエステート作物で、綿、砂糖を中心に1991年の全輸入額に占めるシェアは46.4%、ついで食用作物（小麦、大豆）、畜産物と続き、水産物のシェアは2.8%と比較的小さかった。

## 農業開発の課題と目標

このように、経済の構造転換が進むに従い、その地位は従来に比べ相対的に低下しているとはいうものの、農業セクターは就業人口の約5割をかかえ、農民の所得水準、栄養水準は依然として低く、また他のセクターとの格差はますます広がっているのは事実である。貧困の軽減が国家政策の中心課題として位置づけられ、その貧困の多くが農村に存在するという事実を考えたとき、農業セクターの発展と農村部における所得向上が、インドネシア経済が離陸しようとする時代にとって、依然として最重要課題ということができよう。

今後の農業の発展のために取り組まねばならない課題として、具体的には次のようなものが上げられる。

- (1) 農業生産における潜在生産性と実際の生産性との間の顕著なギャップの縮小。これは潜在的に存在する農地・水資源の有効活用、優良品種・種子の利用等生物的に起因する技術、天敵の利用や適正な作付計画等栽培技術及び機械技術の適用による効率性の向上等、農業生産の多角化、集約化の推進による対応が考えられよう。
- (2) 付加価値の向上。これは、生鮮・加工農産物の質的向上及び園芸作物等高付加価値品目の選定等による対応が考えられよう。
- (3) 潜在需要の開拓。需要とは直接消費用又は加工原料用、国内消費用又は輸出用等、生産物の利用目的や、加工、包装、マーケティングの方法により、多様化、拡大してゆく。
- (4) 制度的組織的改善。関連する施設・インフラ整備の促進、各種規制緩和、公正な利益享受関係等農業に対する魅力的投資環境を整備する。

以上のような農業の現状及び課題を踏まえ、今後の農業開発の目標は以下のようなものと考えられる。

- (1) 就業人口の約半数を占める農業従事者の所得の向上を図る。所得の向上は栄養水準の向上につながる。
- (2) 食糧生産の多様化による消費の多様化を通じ、国民の栄養の質的改善を図る。
- (3) 多くの人口を抱える農村において雇用機会の創出を図る。
- (4) 輸出による外貨獲得を促進する。

こうした目標を達成するため最も重要なことは、農産物の生産を現在の伝統的、生業的生産から現代的、市場指向型生産とすることである。このためには農民の意識改革とともに技術的経済的効率性の向上が不可欠である。効率性への移行のためには進んだ技術、経営能力、専門性等を必要とする。絶ゆまない効率性向上に向けての努力によってのみ比較優位性は持続可能となり、世界市場における競争も可能となろう。

## 2. 第6次五ヶ年計画の計画内容及び第二次25カ年計画の内容

(第6次五ヶ年計画は、第二次25カ年計画目標の達成のための準備フェーズと位置づけられている。よってそのプログラム等の設定も、現在のところ両者とも共通である。)

今後の農業開発の目標を達成するための基本戦略として考えられているのは、持続的・総合的アグリビジネスシステムの確立である。インドネシアにおける営農は、小規模農民が支配的であり、これは生産資材の不足、家族的経営、伝統的技術、加工・マーケティングとの連携が希少なことをその特徴としている。アグリビジネスシステムの確立とは農産物生産ばかりでなく、下流に位置するアグロインダストリーや流通サービスをも考慮しながら、農産物生産の生産性、効率性を増大し、付加価値を付け、国内外のマーケットにおける競争力を獲得することを目指したものである。

ここで言うアグリビジネスとは広い意味において、農業生産のため投入される物資の供給から、農産物及びその加工品のマーケティングに至るまでの全ての活動と定義される。それ故、アグリビジネスというシステムは、

- (1) 農業生産のために投入される物資の供給、流通、農業技術及び人的資源の改善
  - (2) 農産物生産そのもの
  - (3) 農産物加工、つまりアグロインダストリー
  - (4) 農産物の販売、マーケティング
- という4つの構成要素—サブシステム—よりなる。

持続的・総合的アグリビジネスシステムは、農村地域において、家計所得の向上を第一の目的に地域間のバランスある成長を考慮しつつ、その経済サイズに応じ、比較優位性を有し、収益性のある品目を生産する拠点を作っていくことにより具現化される。広大なインドネシアには、地域により様々なタイプ、ポテンシャル、質の資源が存在する。故に地域農業開発とは、それぞれの地域の資源の賦存状況及び社会文化等をベースに、地域の多様性、特徴を考慮の上策定、実施される必要がある。

地域農業開発における計画策定は、行政区画ごとのボトムアッププランニングと国家開発のフレームワークに即したトップダウンプランニングのバランスある調整のもと行われる。ボトムアッププランニングにおいて、計画策定の最小単位は県(kabupaten)レベルとなる。この戦略は、農業開発計画は地域により密着したところで策定され実施されるべきであるとするものであるから、計画の策定、推進に関わる地域レベルでの人的資質の改善は必要不可欠である。

ある期間内に得られる農業生産物は天然資源と環境の管理状況に依存するとも言えることから、農業生産を持続させ増加させていく際には、天然資源と環境の保全に対する努力が必要不可欠である。

### レプリアVIにおける実施プログラム

1993年9月13-16日ジャカルタで開催された農業省全国業務会議で、レプリアVI中の農業政策の基幹となる4つのプログラムが討議され、討議の結果、これに関し、次のとおりの決定がなされた。

農業開発は、農業セクター内及び他のセクターとの間のプログラム上の調和をさらに進めることとする。このことは、基幹プログラム、すなわち農業セクターと他のセクターの発展を助けるものと、サポートプログラム、すなわち基幹プログラムとともに農業発展を助けるよう期待される他のセクターのプログラムの調和である。

以下は、この4つの農業開発基幹プログラムと14の補助プログラム（他省庁の農業関連プログラム）の説明部分である。なおこの基幹プログラムは、レプリタVIの期間のみならず、同計画が準備フェーズと位置づけられているP J P T II全体を通じて、事業展開される。また補助プログラムは五カ年計画の後、見直される。

基幹プログラムとサブプログラムは、中央の総局等でそれぞれの傘下プロジェクトにより実施されるのみならず、むしろ各州でKanwil（農業省地域事務所）のコーディネーションの下、州政府や、他省庁下部機関との統合化（インテグレーション）がなされることが強く期待されている。

## 1. 基幹プログラム

### (1). 小農開発総合プログラム（アグリビジネス庁を除く8つの総局等（エスロ）にそれぞれ一つのプロジェクトを設ける）

本プログラムで優先するものは、小農（Pertanian Rakyat 農民大衆 以下「小農」と訳する）の参加、効率性と生産性の向上である。この目的は、営農活動と、アグリビジネスシステムによる加工と販売の間の統合性の向上と市場指向を高めるところにある。

本プログラムにおける優先的活動は、以下のとおりである。

(a) 営農活動を強化し、小農のha当たり生産量を増加させること。

この活動はとりわけ、作物栽培と家畜飼養、バイオテクノロジーの利用、保証種子、融資機能、総合害虫防除及び農産物加工の強化向上を図るものである。イネのha当たり収量は年平均1.01%増を図るものとし、同様とうもろこしは1.73%、大豆1.24%、キャッサバ1.0%、ゴム1.54%、オイルパーム2.09%、コーヒー2.16%、茶2.48%及び砂糖/シュガー1.23%を見込む。

(b) アグリビジネスシステム教育訓練とアグリビジネス野外学校における技術情報の役割を通じた農民と商人の人材の質的向上。

(c) 農業インフラ活用の促進、育成。

(d) 農民グループの発展を通じた農協の育成。協同組合は、諸経済団体との「サービス」形成の強力な牽引者として、小農のビジネス組織となることが期待される。

(e) 農業検疫を含む既存の法規の運用により、農民の参加の増進が期待される。

(f) いかなる資源があるか、地域住民の欲するものはなにか、インフラの需要、市場の可能性及び必要な組織についてのイメージを明らかにするため、小農地域の農地の特定を図る。

(g) すでに過剰を経験した農産物の転換を図り、いくつかの天然資源に生産増加をシフトすることを通じて農産物の多様化に努める。

(h) 農業の発展をサービスする組織（JPP）を発展させ、市場情報、技術情報、人材育成及び住民に対する政府のサービス向上のためのセンターとする。

(i) 農作業レベルと土地の適正、市場の状況からみた最小の経済規模を持つ、小農の農地面積の拡大。

(j)病虫害を監視する農民の能力向上を図り、環境に配慮した病害虫との戦いを行える自助能力の向上に努める。この中で総合害虫防除の実施が強化される。

(k)環境に配慮した営農を推進し、保全技術の運用による限界農地のリハビリを行い、併せて雇用機会の増加を図る。

小農農業開発と関連し、民間企業、国営企業の一層の投資増加が期待される。とりわけ重要なのは、農産物加工、肥料・種子等資材、ポストハーベスト技術、農機具である。

(2). 営農開発プログラム (ビマス庁を除く8つの総局等(エヌツリ)にそれぞれ一つのプロジェクトを設ける)

本プログラムのプライオリティはアグリビジネスの発展と民間企業と国営企業の投資の増加を押し進める環境を作り上げるところにある。この目的は、(a)アグリビジネス分野への投資を増加させる環境づくり、(b)大中小の事業規模相互の関連付けを保証するアグリビジネス発展方式の確立、(c)農業生産物の効率性と販売の向上、(d)村落における銀行・金融機関の発展である。

本プログラムにおける優先的活動は、以下のとおりである。

(a)許認可、土地使用権利期間、金融措置及び農産物販売に係るような施策の各種を用意し、アグリビジネス分野への投資を促進すること。

(b)営農活動を振興する地域を特定し、その人的物的資源の存在、技術情報の需要、物的社会的経済的なインフラの需要について明らかにする。

(c)規制強化と規制緩和を通じた市場システムの改善により、生産活動のみならずその他の農業活動による農民の収益の向上を促す。

(d)原料生産・供給者である農民とアグリビジネス経営者との間で、相互に融合的に儲けあう協力方式の確立。

(e)生産物・製品の損失を減少させるために有効な加工、貯蔵及び包装技術の開発

(f)民間企業、国営企業及び政府との協力、とりわけ人的資源、商品分析及び市場情報に関するアグリビジネス開発センターを設立する。

(g)民間及び国営企業の投資を環境を造成しうる法制の整備。

(h)種子種苗、肥料及び農業薬品、農業機械器具、農産品、残留環境汚染物質を含むの農業の規格化を推進する。

(i)法的組織的インフラに関わりのある市場経済関連諸機関の育成を図る。

(j)技術とマニラの教育機関の発展を通じ、人材の質の向上を図る。

本プログラムを通じ、民間及び国営企業の投資が期待される。分けても園芸、家禽畜産、海洋漁業、エコー作物及び村落で売買されるアグリビジネス産物の生産が期待される。以上の民間及び国営企業の投資は、農協の育成とともに小農の発展に関連づけられる。民間企業の開発事業は、組織、必要なインフラ、道路、水利、電気、金融機関及び販売組織の開発をもってサポートされる。

(3). 食料栄養配分プログラム (官房に1プロジェクトを設け、4つの総局等にサブプロジェクトを置く)

本プログラムは、国民が高品質の多種の食品を消費し得るよう食料と栄養の配分に努めることを優先課題とする。プログラムの目的は、国民すべてが栄養必要量を充すよう、食料を多様に手当するところにある。そのほか本プログラムは食糧の保存、安全性及び備蓄の調整についても適用されることとなる。

本プログラムにおける優先的活動は、以下のとおりである。

- (a) 家庭の需要を満たすに足る園芸、家畜と魚の種苗の提供により、家庭の空き地の活用を向上する。
- (b) マスメディアや大衆社会団体との協力により、質が高く健康によい食生活方式に関する普及の強化。
- (c) 食品加工分野での投資の促進のための食料政策の形成。
- (d) 食糧の備蓄、保存及び安全性に関する分析とモニタリングの実施。
- (e) 村落における食料分配にとっての農家女性の役割の向上。

(4). 農業人材・資源開発プログラム (9つの総局等で総計12のプロジェクトを設ける)

本プログラムは、質が高く、自立し、さらに農業資源を継続的、効率的かつ環境に配慮して活用することが可能な人材の向上を目指すことを最優先の方向とする。そのほか本プログラムは、必要な農業インフラ、機器等を最大限に効率的に利用することを目指す。このプログラムの目的は、(a) 人材の質と生産性の向上、(b) 農業インフラ、機器等の効率的活用の向上、(c) 自然と環境の安定性を目指す土地資源の活用向上である。

本プログラムにおける優先的活動は、以下のとおりである。

- (a) アグリビジネスと環境維持にかかる農業学校、訓練機関のカリキュラムを改善し適正化する。
- (b) 農業開発プログラムの実施を助けるため農業関連職員の短期、長期の訓練。
- (c) 天然資源の地図化と需要分析を通じ、天然資源についての情報の収集。
- (d) 総合的な農業振興を通じ、適正な各種の土地での農地の開発。
- (e) アグリビジネス野外学校を通じたアグリビジネス訓練の実施。
- (f) 農業生産活動全体のため地域の特殊条件に適合した効率的な機械化向上。
- (g) よい機能を持った漁港、陸揚施設及び卸売市場等インフラの整備。
- (h) 原々種農場、原種農場及び種子品質検査所の改善強化。
- (i) 小農地域における生産物搬出道路のような生産物輸送道路インフラのリハビリと整備。
- (j) 作物保護試験所、家畜衛生試験所及び普及所のような既存の農業機関の有効活用。

貯蔵種子及び配布種子の改善は、民間及び国営企業によってなされる。さらに、民間及び国営企業も、営農、建設、施工管理及び農業生産物の販売を強化することができる。

## 2. サポートプログラム

以上述べた基幹プログラムは、以下のサポートプログラムによって補助され、拍車をかけられる。

(注：以下は農業省が主所掌とならないプログラムであり、上記の基幹プログラムの補助として、レプリタVIで事業展開される。以下、該当プログラムにおける優先的活動のうち、農業関連のものを述べる。なお本資料は9月中旬の農業省全国業務会議の資料であり、その後9月23日BAPPENASから出たセクター・サブセクター(BAPPENAS区分)別のプログラムでは、少数ながら変更のあったものも見られる。)

### (1). 協同組合振興プログラム

- (a)協同組合の強化を通じ、開発に適合した農業活動の特定化を図る。
- (b)営農活動に適合した農協の構築。
- (c)営農活動に関する組合事業に対して助成し、協力で発展した農協を育成する。
- (d)種々の形態の訓練普及により、協同組合における人的資源の質を高める。
- (e)農業分野における協同組合事業の金融と資金力を強化する。
- (f)パートナーシップに基づく他の経済諸組織と協同組合との関係の強化。

### (2). 移住及び森林伐採民定住化促進プログラム

- (a)今後事業として取り上げるべき移住及び森林伐採民の特定及びリストアップ。
- (b)営農活動を通じなされる移住及び森林伐採民の生産性効率性の向上の障害、問題点及び可能性の同定。
- (c)移住及び森林伐採民の就業機会増加と所得の向上のため、総合的な営農活動に必要な営農やその他の活動の技術パッケージの確立。
- (d)移住及び森林伐採民への営農及びアグロインテグレイション活動を含む普及訓練の提供。

### (3). 海洋資源賦存評価プログラム

- (a)インドネシア内外海域すなわち経済専管水域(ZEE)における水産資源能力賦存量及びその評価。
- (b)水産資源の種類、活用可能技術及び最適漁労地域から見た安定的海洋水産資源能力の評価。
- (c)安定的な海洋漁業資源の活用のための障害要因、制限要因並びに可能性の評価。
- (d)包括的かつ統合的な海洋漁業資源の加工システムの評価と振興。

### (4). 海洋資源活用プログラム

- (a)装備の整った漁船を含む漁労インフラ、機械器具の導入設置。
- (b)最大の成果を挙げかつ資源の維持を伴う漁労科学技術の強化発展。

- (c)水産教育とりわけ海洋水産物加工に必要な教育の向上。
- (d)海洋水産資源の利用に必要な法律及び組織の確立。
- (e)最適な海洋水産資源の活用を可能にする事業への投資環境の確立。
- (f)最適に海洋水産資源を活用すべく参画する漁民の能力の向上。

#### (5). 沿岸地域建設プログラム

- (a)遺伝資源の保持、原材料の供給、生活環境の保護及び観光資源としてのマングローブ林と沿岸の保全とりハビリ。
- (b)沿岸資源の評価。
- (c)沿岸生物の賦存評価及び同定。
- (d)沿岸水域の漁業資源量の構築。
- (e)沿岸の空き地の活用開発。
- (f)沿岸住民の開発。
- (g)沿岸資源の活用と維持にかかる科学技術の強化。

#### (6). 生活環境汚染制御プログラム

- (a)食用作物と園芸、イースト、畜産及び水産を含む農業活動に係るモニタリングと制御活動の効率及び効果の向上。
- (b)化学原材料の利用新たな品種または農業システムへの新たな技術の適用の結果としての、生活環境の破壊の恐れの見込み能力の向上。
- (c)環境アセスメントの重要性の認識の向上及びそれを効率的効果的に実施しうる職員的能力の向上。
- (d)生活環境管理としての農業環境関連組織の能力の向上。

#### (7). 公務員教育プログラム

- (a)教育と訓練を通じた農業関連職員技術、知識の向上。
- (b)農業関連学校の質の向上により、卒業者が勤労意欲と高い訓練度を伴いつつ技術と知識を付与。
- (c)農業関連学校における教育訓練インフラ機器を整備し、教育法を改善して、高い教育を持った卒業者を育成する。

#### (8). 女性の役割プログラム

- (a)女性に対する教育、訓練及び普及の強化を通じ、農業開発活動の実施における技術と知識の向上。
- (b)労働市場における女性の保護の強化により、生産性にかんじた諸権利を獲得。

(c)女性の食品と栄養に関する知識、技術の向上を図り、家庭の食料栄養の向上への役割を持たせる。

(d)子どもと家族の教育に関する女性の考え方と知識を高め、家庭の富の向上のための能力を向上。

(e)男性と並び、女性の仕事と教育の機会を高める。

#### (9). 生産技術プログラム

(a)新しい作目、とくに園芸、エステート作物、畜産及び水産の新たな優良種苗をねらったバイオテクノロジーによる創出。

(b)プライオリティの与えられたすべての農業活動の各段階及び作目に係る機械器具の創出。

(c)農産工業の生産性向上のための主原料、補助原料の生産性の向上。

(d)貯蔵、輸送等の農業関連施設の確立整備。

#### (10). テクノロジー強化プログラム

(a)農業技術研究開発。この活動の目的は、作目、原料、農業機械器具の特質にあった技術のみならず、資源管理技術を含む農業技術の実施者による管理の向上といったソフトウェアをも含む農業技術の強化にある。

(b)インフラ・機械器具の技術研究開発。この目的は、海産魚類の漁労設備、輸送設備、木材工業の設設計画、工業配置、加工機械等農業諸インフラ・機械器具に係る創出、活用、稼働、育成及び開発技術の強化にある。

(c)天然資源と環境技術の研究開発。この目的は、活用され、実施され、あるいは保存されるアグロエコシステムの性格にあった天然資源と環境技術の強化にある。

#### (11). 調査応用研究プログラム

(a)農業生産性と生産量の及び農家所得の向上のための営農システムの研究開発。

(b)付加価値の向上という観点でのアグロインダストリー開発研究。

(c)マーケティングの効率効果の向上により、効率的で公正な市場を得るという観点での商品マーケティング開発研究。

(d)人的資源の研究開発を含めた農業社会経済研究開発。

(e)政策と組織に係る研究開発。これは、得られた知見が知見として受け入れられるだけでなく、国民の効率性の向上、積極的な参加及び生産性の向上をもたらす政策や機構改革に現れることを方向とする。

#### (12). 統計整備発展プログラム

基本的な活動としては、農業及び関連セクターのデータの収集加工、データの処理分析、統計分析技術の確立、網集配布システムの開発、及び農業統計網の構築である。

(13). 機能的技術教育訓練プログラム（9月23日のBAPPENASのリストからは削除されている  
農業省説明では「国家公務員教育訓練プログラム」となった。内容が変わったかは不明）

- (a)学卒者（ポストグラデュエイト）教育プログラムを通じた農業担当公務員の教育向上。
- (b)段階的教育訓練による農業教育担当者を含む農業担当職員の訓練向上。
- (c)農業開発事業に関連のある民間企業労働者、民衆を含む職員以外の者の訓練実施。
- (d)農業教育訓練手法において必要なインフラ、機械器具、材料の向上と開発。
- (e)訓練に必要な計画の立案、農業教育担当者のカリキュラム講義内容の向上。

(14). システム効率化監理強化プログラム

- (a)開発目標をできる限り達成するため、農業開発計画の質を高める。
- (b)民衆の生産性と参加を高めるため農業開発事業の効率性と効果を高める。
- (c)資源の浪費を避けるため、開発管理システムの効率性と効果を高める。

### 3. 他の援助国・国際機関の動向

#### (1) 農業省の予算に占める外国援助の比重

農業省の予算は、他省庁同様、開発予算と経常予算に分かれる（以下次の表を参照）。後者が専ら職員給与に充てられ、かつ少額であるのに対し、事業費用には開発予算が充当される。農業省予算に占める外国援助の比率は大きく、毎年事業予算額の4分の1から3分の1が外国援助資金に依存している。この依存度は総局・庁によって様々であり、エステート総局及び研究開発庁の援助依存は、時に50%を超えるものとなる（87/88年度の研究開発庁予算の対外依存度はじつに79%に達した）。よってこれらの総局・庁を中心に、農業省において、外国援助の消長が当該行政の活力に決定的なものとなっていることは否定できない。

なお、1992/93年度の農業省の開発プロジェクト総数は、275が数えられ、このうち33が外国援助絡みのものであった。

農業省総局別予算額（1993/94年度）

（下段1992/93年度）

【開発予算】

（単位1000Rp.）

総局等	予算総額		合計	外国援助比率 (%)
	内国計上予算	外国援助予算		
官房	13,362,575 (11,365,125)	10,392,253 (5,839,436)	23,754,828 (17,204,561)	43.7 (33.9)
監査総局	1,993,000 (1,770,000)	- -	1,993,000 (1,770,000)	- (-)
食用作物生産総局	197,065,317 (171,036,718)	60,800,445 (33,493,011)	257,865,762 (204,529,729)	23.6 (16.4)
水産総局	68,182,562 (56,467,655)	12,494,743 (17,819,506)	80,677,305 (74,287,171)	15.5 (24.0)
畜産総局	52,498,764 (41,522,512)	3,340,968 (7,020,346)	55,839,732 (48,542,858)	6.0 (14.5)
ビマス庁	26,042,684 (23,016,060)	5,450,077 (3,545,095)	31,492,761 (26,561,155)	17.3 (13.3)
エステート総局	121,939,716 (105,816,597)	136,221,756 (62,886,231)	258,161,472 (168,702,828)	52.8 (37.3)
教育訓練庁	25,969,594 (21,505,238)	5,244,938 (4,806,955)	31,214,532 (26,312,193)	20.2 (18.3)
研究開発庁	38,376,133 (30,777,850)	27,104,570 (33,544,688)	65,480,703 (64,322,538)	41.4 (52.2)
総計	545,430,345 (463,277,765)	261,049,750 (168,955,268)	806,480,095 (632,233,033)	32.4 (26.7)

【経常予算】 1993/94年度

総局等	予算額 (Rp. 1,000)	うち人件費 (Rp. 1,000)	左の割合 (%)
官房計上合計	190,283,420	156,281,390	82.1
官房	12,189,128	8,458,390	69.4
データセンター	351,788	158,538	45.1
地域農業事務所	101,761,584	98,432,959	96.7
検疫センター	6,170,605	2,847,357	46.1
海外派遣農務官	472,000	-	-
ピマス庁	1,321,801	1,001,521	75.8
研究開発庁	27,752,672	19,592,572	70.6
教育訓練庁	19,444,424	10,154,313	52.2
食用作物地域事務所	11,389,835	10,098,710	88.7
畜産地域事務所	4,629,900	2,938,340	63.5
水産地域事務所	4,800,485	2,598,690	54.1
監査総局	1,397,983	905,230	64.8
食用作物総局	5,319,053	3,848,360	72.4
エステート作物総局	4,076,880	3,022,680	74.1
畜産総局	2,857,220	2,196,650	76.9
水産総局	2,903,360	2,241,610	77.2
農業省総合計	206,787,920	168,495,920	81.5

なお内国計上予算といっても、資金ソースが純内国資金と言う訳ではない。農業省には現在のところOECF（海外経済協力基金）によるプロジェクトローンがなく、セクタープログラムローンが配分されているのみであるが、これらはすべて予算区分上、内国計上予算となるため予算上外国援助のかたちをとらない。しかし、ちなみに1992/93年度の配分額計253億ルピアは、当年度の農業省内国計上予算の5.5%にも相当し、食用作物総局では10%のシェアをこれに依存している。

以下借款、グラントの順に農業省の現状を見ることとする。

(2) 借款

農業省の外国借款は、1992/93年度末時点L/A締結済みのもので337プロジェクト、約定額9億8,435万米ドルで、このうち資金ソースと貸付先（融資充当先）を表にすると、次のようになる。

表：農業省の借款プロジェクト実績（プロジェクト数）

	世銀	CDC (加)	A D B	イスラ 開銀	USAI D	IFAD	KfD (独)	合計
食用作物総局	2	-	6	-	-	-	-	9
イースト総局	3	2	3	-	-	-	1	9
畜産総局	2	-	1	-	-	1	-	3 注1
水産総局	1	-	2	1	-	-	-	3 注2
ビマス庁	-	-	-	-	-	1	-	1
研究開発庁	4	-	1	-	1	-	-	6
教育訓練庁	1	-	-	-	1	1	-	3
農業省計	13	2	13	1	2	3	1	33 (35)

注1:このほか世銀とIFADの協調融資1件

注2:このほかADBとイスラ開銀の協融1件

表：農業省の借款プロジェクト実績（プロジェクト契約金額） (1992/93末)  
(単位100万米ドル)

	世銀	CDC (加)	A D B	イスラ 開銀	USAI D	IFAD	KfD (独)	合計
食用作物総局	28.64	-	48.18	-	-	-	-	76.82
イースト総局	224.20	58.0	252.50	-	-	-	24.56	559.26
畜産総局	34.22	-	43.71	-	-	16.01	-	93.94
水産総局	24.50	-	85.00	7.40	-	-	-	116.90
ビマス庁	-	-	-	-	-	20.00	-	20.00
研究開発庁	48.10	-	7.10	-	3.35	-	-	58.55
教育訓練庁	55.00	-	-	-	0.53	3.35	-	58.88
農業省計	414.67	58.0	436.49	7.40	3.88	39.36	24.56	984.35

各総局別に見た借款プロジェクトは、次のとおりである（畜産水産を除く。公共事業省等と共管のプロジェクトは、農業省分のみ計上）。

食用作物総局		千ドル
・ 第二次スワンプ開拓（世銀）LN2431IND （開拓用機材、イネ種子、農薬、肥料、普及活動、イネ・ハラカシ・育種）	1984/6-1993/6	1,844
・ P I A D P（世銀）LN3302IND （地方灌漑農業開発計画）	1991/8-1996/7	26,800
・ Arahundo Jambu Aye灌漑洪水制御 （A D B）LN685IND	1984/12-1993-7	1,904
・ 第三次灌漑パッケージ（A D B）LN799IND （5つのモデル地区に水管理、施肥、作付等の指導、国内外での指導）	1987/2-1993/3	3,989
・ Irrigated Command Area Development （A D B）LN818IND （ランポン、ベンクルで目標31,000haの開田と農業開発）	1987/5-1992/12	13,960
・ 第三次灌漑セクタープロジェクト （A D B）LN806IND（普及施設機材、訓練）	1988/2-1993/9	5,100
・ 総合（Integrated）灌漑セクタープロジェクト （A D B）LN1017IND	1990/9-1995/3	14,920
・ ヌサテンガラ農業開発（A D B）LN952IND （東西ヌ州で、農地開発、営農、収穫後処理等の指導）	1989/5-1994/3	8,302

このほか同総局では1992/93から中部ジャワ地下水開発プロジェクト（ADB）、南スマトラ小規模果樹開発プロジェクト（IFAD）の実施に向けての調査が開始された。

エステート総局		
・ T C H R D P（世銀）LN2292IND	1989/1-1994/12	18,400
・ T C P P（世銀）LN3000IND オイルパーム	1989/3-1993/6	118,200
・ T C S D P（世銀）LN346414 D Tree Crop Smallholders	1992/6-1997/6	87,600
・ N E S VI（CDC）CDC-NES VI Nucleur Estate & Smallholders カカオ	1982/4-1993/3	28,000
・ N E S VII（CDC）CDC-NES VII カカオ	1985/12-1993/12	30,000
・ N E S Oil Palm II（A D B）LN789IND	1986/9-1994/6	70,000
・ N E S コブ/ココナ（A D B）LN910IND	1989/3-1995/6	47,500
・ T C S S P（A D B）LN118IND	1992/3-1999/3	135,000
・ N E S OPHIR（K f W）KfW8066383 オイルパーム	1982/1-1992/12	24,563

研究開発庁		
・ 第二次スワンプ開拓（世銀）LN2431IND	1984/6-1993/6	7,200
・ N T A S P（世銀）LN2638IND （ヌサテンガラ農業支援）	1986/4-1993/10	3,100
・ 農業研究管理 I（世銀）LN3031IND	1989/7-1995/6	35,300
・ ジョグジャカルタ畑地開発（世銀）LN3305IND	1991/7-1996/7	2,500
・ 畑地農業・保全（USAID、世銀）USAID497T	1984/7-1993/7	3,345
・ 土地資源評価・計画（A D B）LN1099IND	1992/1-1997/1	7,103

教育訓練庁		
・ 全国農業普及計画（世銀）LN2748IND	1986/10-1993/5	55,000
・ 畑作農業・保全プロジェクト（USAID世銀）	1985/4-1993/6	528
・ 限界地農業のための所得向上プロジェクト（IFAD）	1989/8-1996/7	3,347

(3) 無償援助 (1992/93年度実施分)

1992/93年度のわが国を除く諸外国及び国際機関から農業省への無償援助(技術協力を含む)は、農業省資料によれば、以下の23件(他に水産2件)である。

食用作物総局

・ GCP/INS/059/NET (FAOを通じオランダ) 圃場での水利用水管理訓練開発プロII	1991-1995	US\$ 5,865,767
・ TCP/INS/0154 (FAO) 特定栄養指標現地調査	1989-1992	...
・ TCP/INS/2255 (FAO) 圃場水管理訓練開発	1992/6- 1993/7	US\$ 340,000
・ RAS/89/040 (UNDP) アジアの食用豆科作物粗粒穀物改良のための地域 協力プログラム	1989-1992	US\$ 2,400,000
・ ATA-437 (ドイツ) カリマンタン畑作農業システム	1991-1994	DM 4,700,000
・ ALA/INS/86/21 (EC) パラウィジャ(二次作物)種子生産マーケティング	1988-1994	9,700,000 ECU

エステート総局

・ INS/92/004 (FAO/UNDP) 東部島嶼域小規模カシュエナツツ生産F/S及び事 前調査	1992/1993	US\$ 383,000
・ ATA-146 (ドイツ) オイルパーム農園開発指導IV	1990-1995	DM 1,750,000

研究開発庁

・ INS/88/001 (UNDP) ポストハーベスト機器開発利用II	1988-1992	US\$ 689,500
・ TCP/INS/8959(T) (FAO) サビ病抵抗アラビカコーヒー育種	...	...
・ TCP/INS/8852 (FAO) 前栽土地活用	1991/1992	US\$ 159,000
・ RAS/86/031 (UNDP) 小規模食品工業ネットワーク	1989-1992	US\$ 392,500
・ RAS/099/JPN (UNDP) インド洋東南アジア地域マクロ開発管理	1989-1992	US\$ 1,052,000

教育訓練庁

・ Gcp/ins/061(Swi)スイス 農業及び村落開発の準備、モニタリング及び評価の訓 練	1989-1993	US\$ 2,146,350
・ INS/88/034 (UNDP) 限界地農民及び土地無し農民のための所得増大プ ロジェクト	1989-1996	US\$ 3,121,860
・ ATA-438 (ドイツ) 小規模農産工業及びアグリビジネス開発プロジェクト	1992-1995	DM 4,500,000

4. 日本の援助の実績及び今後の課題（資料は農林水産省のため畜産水産林業灌漑を含む）

1. 日本の農林水産業協力援助の実績

(1992年度末現在)

技術協力	
プロジェクト方式技術協力	34件
（このほか林業実証事業	1件）
開発調査	41件
専門家の派遣	3,607人(91末)
研修員の受入れ	1,860人(91末)
青年海外協力隊の派遣	4人(91末)
資金協力	
一般無償	31件(24,301百万円)
KR食糧援助	10件(21,807百万円)
食糧増産援助	18件(33,350百万円) (含93)
円借款	52件(228,260百万円) (91末)
国際協力事業団投融資	20件(4,068百万円)
日本米の延払い輸出	10件(74,033百万円)
海外漁業協力財団による協力	
専門家の派遣	22人(90末)
研修員の受入れ	108人(90末)
融資等	19件(4,043百万円) (90末)

I. 技術協力

I-1. プロジェクト方式技術協力

プロジェクト名	協力期間
東部ジャワとうもろこし開発計画	1967.12.16～1975.07.31
西部ジャワ食糧増産計画	1968.05.29～1976.05.28
漁業技術計画	1969.07.18～1972.07.17
農業研究協力計画	1970.10.23～1978.10.22
タジウム農業開発計画	1971.02.16～1976.02.15
ランボン農業開発計画	1972.11.14～1982.11.13
養蚕開発計画	1976.03.30～1985.02.27
南スラウエシ州地域農業開発計画	1976.12.25～1981.06.23
ポゴール農科大学計画	1977.10.14～1984.10.13
家畜衛生改善計画	1977.07.07～1985.07.06
ジャワ山岳林収獲技術計画	1978.04.20～1986.03.31
浅海養殖開発計画	1978.08.30～1980.04.01
農業研究計画	1978.10.23～1985.10.22
中堅農業技術者養成計画	1979.03.29～1988.03.31
南スマトラ森林造成計画	1979.04.12～1988.03.31
リモート・センシング計画(I)	1980.04.01～1987.03.31
作物保護計画(I)	1980.06.18～1987.03.31
灌漑排水施工技術センター計画	1981.04.01～1988.03.31
バイオマス・エネルギー研究開発計画	1982.10.22～1986.10.21
熱帯降雨林研究開発計画	1985.01.01～1989.12.31
動物医薬品検定計画	1985.04.01～1991.03.31
農業研究強化計画	1986.04.01～1991.03.31
家畜人工受精センター強化計画	1986.04.01～1991.03.31
作物保護強化計画(II)	1987.06.18～1992.03.31
適正農業機械技術開発センター計画	1987.04.01～1992.03.31
農業開発リモート・センシング計画(II)	1988.06.06～1993.06.05
南スラウエシ治山計画	1988.07.21～1993.07.20
貿易研修センター計画	1988.09.02～1993.09.01
エビ養殖計画	1988.10.26～1993.10.25
浅海養殖開発計画アフターケア	1989.02. ～1991.02.

熱帯降雨林研究開発計画(Ⅱ)	1990.01.01~1994.12.31
南東スラウェシ農業農村開発計画	1991.03.01~1996.02.29
林木育種計画	1992.06.01~1997.05.31
種子馬鈴薯増殖研修計画	1992.10.01~1997.09.30
(マングローブ林資源保全開発現地実証調査)	1992.12.01~1997.11.30)

## I-2. 開発調査

A	F/S	ウオノギリ多目的ダム計画	1975
A	F/S	ワイラレム・アブン地区灌漑計画	1975
A	F/S	ウラル川総合河川改修計画	1975~76
A	F/S	ウオノギリ多目的ダム計画関連 灌漑および河川改修計画	1975~76
Fo	F/R	中部ジャワ森林資源	1976~77
A	F/P	南スラウェシ中部水資源開発計画	1976~79
A	F/S	リアム・カナン灌漑計画	1977~78
Fo	F/R	南スマトラ森林資源	1977~78
A	F/S	ウラル川治水および灌漑排水改良	1977~78
Fi	F/S	ブラブハンラトウ漁港計画	1979
A	F/S	サンレゴ灌漑計画	1981~82
A	F/S	コメリン河上流域農業開発計画	1977~81
A	F/S	ランケメ農業開発	1976~80
Fo	F/R	ムシ河林業資源	1976~80
A	F/S	ポスト・ハーベスト	1980~82
A	F/S	ピラ灌漑開発	1980~81
A	F/S	作物病虫害発生予察調査	1980~82
Fo	F/S	マルンダ木材流通団地	1980
Fo	F/S	未利用樹利用	1980
A	F/S	ジュネベラン治水計画	1980~81
A	F/S	種子生産配布計画	1981~82
A	F/S	北バンテン水資源開発計画	1981~83
A	P/F	米増産協力計画	1981~86
A	M/P	ネガラ川流域地形図作成計画	1982~85
A	F/S	ウイダス川流域開発計画	1983~85
A	F/S	カリアン多目的ダム建設計画	1983~84
A	F/S	パタンクム農業開発計画	1984~88
A	F/S	優良種子の増殖配布 (主要食用作物生産振興計画)	1986~87
A	F/S	アサハン河下流域総合開発計画	1982~90
A	F/S	ネガラ河灌漑開発計画	1987~89
A	F/S	北部スマトラ地域総合開発計画	1987~90
Fi	F/S	産業造林計画	1988~90
A	F/S	農民レベルの米の収穫後処理 および流通改善計画	1988~89
A	F/S	アイルスラガン灌漑開発計画	1989~90
A	F/S	ニアス島灌漑農業開発計画	1989~91
A	F/S	小規模灌漑施設整備計画	1990~92
A	M/P	南スマトラ地域総合開発計画	1991~92
A	F/S	ローカン河流域灌漑開発調査	1990~92
Fo	M/P/F/S	チタリック水源林造成計画	1991~
Fo&Fi	F/S	沿岸資源管理強化計画	1991~
A	M/P	インドネシア全国灌漑プログラム形成計画	1991~

注：A：農業、Fi：水産、Fo：林業

## II. 資金協力

### II-1. 一般無償

交換公文		金額 百万円
1976.04.13	水産開発	420
1976.04.29	水産開発	600
1977.01.25	中央農業研究所	102.6
1977.07.13	ランボン地方普及センター	120
1977.08.13	家畜衛生研究センター	600
1979.02.17	漁業調査船	600
1979.02.17	栄養改善計画	250
1979.11.01	熱帯降雨林造林研究センター	1.500
1980.06.17	灌漑排水施工技術センター	1.500
1980.09.29	中堅農業技術者訓練センター	400
1981.03.25	南スマトラ・ブナカット 試験造林訓練センター	100
1981.10.12	バイオマス・エネルギー 研究開発センター	1.550
1981.10.12	リアムカナン末端灌漑施設	760
1983.09.12	動物医薬品検定所設立計画	900
1984.12.20	バイオマス・エネルギー 研究開発センター改良計画	66
1985.04.26	稲病害虫発生子察防除計画	445
1986.02.28	稲病害虫発生子察防除計画	2.061
1986.02.28	適正農業機械技術開発 センター建設計画	1.729
1986.04.02	森林造成機材供与計画	481
1986.08.20	稲病害虫発生子察防除計画	1.230
1987.03.19	熱帯降雨林造林研究センター 拡充計画	235
1987.07.02	稲病害虫発生子察防除計画	1.978
1987.07.02	パラウイジャ作物基礎的研究 強化施設整備計画	387
1987.12.28	貿易研修センター設立計画	2.024
1988.10.27	米穀処理技術改善計画	845
1989.04.07	プメリ川下流域農業開発機材 整備計画	389
1989.04.07	東カリマンタン造林機材整備 計画	580
1990.04.14	家畜衛生・生産改善	544
1990.08.15	林木育種改良センター整備計画(I)	803
1990.09.10	優良種子馬鈴薯増産配布プロジェクト計画	931
合計	31件	24.301

### II-2. KR食料援助

第1回交換公文(1969.10.17)から第10回交換公文(1979.11.01)まで累計10回に亘り、合計21,807百万円(69,500千ドル)相当の日本米83,045t、タイ米306,294t、ビルマ米168,869tおよび農業物資の供与を行った。

### II-3. 食糧増産援助

第1回交換公文(1978.01.27)から第18回交換公文(1993.06.23)まで累計14回に亘り、合計33,350百万円相当の農業機械、農薬、肥料等の供与を行った。

### II-4. 再借款

交換公文 金額 百万円

1968.07.02	ワイジャバラ灌漑	669
1969.07.04	ボネ製糖工場	1. 113
1970.06.23	ブランクスデルタ灌漑	326
1970.06.23	マグロ漁業	2. 231
1971.06.30	ブランクスデルタ灌漑	142
1971.06.30	マグロ漁業	597
1973.07.27	ワイウンブーングブアン 灌漑	775
1974.02.20	ワイウンブーングブアン 灌漑	1. 548
1974.09.20	ウリンギ多目的ダム	5. 440
1974.09.20	ウオノギリ多目的ダム (E/S)	430
1975.10.14	ウリンギ多目的ダム	710
1975.10.14	ウオノギリ多目的ダム	10. 127
1976.11.19	ウオノギリ灌漑 (E/S)	513
1976.11.19	ワイラレム灌漑 (E/S)	322
1977.08.13	ジャカルタ漁港市 (E/S)	224
1977.08.13	ウオノギリ灌漑	9. 800
1977.10.11	食糧借款	6. 500
1977.12.20	ワイラレム灌漑	7. 365
1977.12.20	ウラル河改修及び灌漑改良 (E/S)	420
1977.12.20	ヴィタス灌漑	1. 833
1977.12.20	ジャカルタ漁港市場	4. 430
1979.11.30	ワイラレム灌漑	10. 245
1979.11.30	ジャカルタ漁港市場	3. 622
1979.11.30	リアムカナン灌漑 (E/S)	450
1980.12.23	ウラル河河川改修	8. 140
1982.01.23	ランケメ灌漑 (E/S)	320
1982.01.23	クルン・アチェ (E/S)	380
1983.04.23	コメリン上流域灌漑 (E/S)	1. 180
1983.04.23	プリ・ポストハーベスト・ サービス	5. 800
1983.09.22	リアムカナン灌漑	8. 636
1983.09.22	ピラ灌漑 (E/S)	550
1984.07.14	稲種子生産配布事業	3. 000
1984.07.14	ジャカルタ漁港市場 (E/S)	372
1985.12.26	ランケメ灌漑計画	6. 951
1986.09.08	ワイウンブーングブアン 灌漑修復計画	1. 392
1987.07.11	既往案件活性化内貨融資 (農業案件 8件)	437
	(ウオノギリ灌漑事業	73)
	(農業機械拡充事業	59)
	(コメリン上流域灌漑	51)
	(リアム・カナン灌漑	125)
	(ピリピリ多目的ダム (E/S)	44)
	(ピラ灌漑 (E/S)	6)
	(稲種子生産配布事業	28)
	(ランケメ灌漑事業	51)
1987.12.04	ワイラレム灌漑計画	3. 027
1988.04.30	ワイジェバラ灌漑修復事業	1. 082
1988.10.18	セクター・プログラム・ローン (全体72.400百万円)	7. 520
1988.10.18	パマラヤン・チウジエン 灌漑修復	5. 667
1988.10.18	既往案件活性化内貨融資 (農業案件 7件)	12. 507
1988.10.18	既往案件活性化内貨融資 (実施中の世銀・ADB案件に対する貨融資:世銀26件、ADB21件-) (農業案件 世銀15件、ADB14件)	11. 855

1989.09.08	民間農園信用計画	16,955
1989.12.07	小規模灌漑管理事業	1,896
1989.12.07	灌漑洪水防御修復事業	21,518
1989.12.07	セクタープログラム・ローン	8,370
1990.12.13	アチェ灌漑事業計画	6,333
1990.12.13	ゼラ灌漑事業計画	6,460
1990.12.13	セクタープログラム・ローン	10,029
1991.09.19	セクタープログラム・ローン	5,011
1991.09.19	ワイ・チュルップ灌漑事業計画	1,422
1991.09.19	ワイ・ワラム灌漑事業計画(IV)	1,623
合計	52件	228,260

## II-5. 国際協力事業団投融資 承諾日

承諾日	事業名	日本側企業	備考
1975.03.28	マリノ試験造林	三井物産	(台湾桐40ha)
1975.03.28	ブラウ林業開発	伊藤忠林業	(道路、学校、病院等)
1975.03.31	バンガジュネ製糖	日商岩井	(1,000haの農園)
1975.03.31	薬草開発	エイザイ	(15ha)
1975.03.31	バリクババン林業開発	三菱商事	(バルサ等2,000ha)
1975.03.31	薬草開発	エイザイ	(道路、給水施設等)
1975.03.31	バリクババン林業開発	三菱商事	(道路、学校、病院等)
1975.06.20	タラカン林業開発	M. D. I	(道路、乗合船、集会所等)
1975.10.30	モンゴリ林業開発	三菱商事	(道路、学校、モスク等)
1976.02.23	北スマトラ試験造林	ヨネヤマ	(檜、カリビヤ松180ha)
1976.06.23	カテインガン林	三井物産	(公民館、診療所等)
1976.07.06	南スラウエシ・紅茶試験	山陽国策バルブ	(茶園30ha)
1976.07.06	南スラウエシ・タバコ試験	日商岩井	(展示農場1.4ha、委託30ha)
1977.09.10	パデイコ林業開発	三井物産	(道路、診療所、公民館等)
1977.12.16	ランボン・キャサバ栽培	三井物産	(100haの栽培、収穫加工)
1978.07.28	トギアン試験造林	アローエム	(人工更新170ha、天更40ha)
1978.07.28	トギアン未利用樹開発	アローエム	(乾燥、腐朽、製材技術の解明)
1978.07.28	トギアン未利用樹開発	アローエム	(道路、船舶、栈橋、通信施設等)
1978.10.06	南スラウエシ・紅茶試験	山陽国策バルブ	
1978.10.06	ランボン農業開発	三井物産	(道路改修、側溝整備)
合計	20件		4,068百万円

## II-6. 日本米の延払い輸出

第1回交換公文(1970.07.27)から第10回交換公文(1983.10.06)まで累計10回に亘って、合計74,033百万円相当の精米550,584t及び玄米810,000tの延払い輸出を行った。  
この他、円借款(交換公文1977.10.11)による米(92,857t:6,500百万円)の供与がある。

## III-2. 研修員の受入れ

累計 92人(1989年度実績 13人)(1980年度末現在)

III. 海外漁業協力財団融資等(この他専門家の派遣及び研修員の受入れがある。)

第1回契約(1976.01.08)から第19回契約(1990.03.30)まで累計19回に亘り、漁船(12回)、冷蔵施設(2)、船員宿舎(1回)、冷蔵庫、給水施設、株式取得(1回)、現地合併への投融資(2回)に対する総額4,043百万円の融資を行った。

## 2. 今後の課題

### 2-1. 日本の経済協力の基本的な考え方

日本の開発途上国に対する経済協力の基本的な考え方には、平成4年6月30日閣議決定のなされた、政府開発援助大綱があり、このなかで、アセアン地域を含むアジア地域に引き続き重点地域とし、重点事項としては、地球環境問題への取り組み、基礎生活分野等、人造り及び研究協力等技術の向上・普及をもたらす協力、インフラストラクチャー整備及び構造調整等の5点を挙げている。

また、農林水産省も、平成4年6月に発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」の中で、国際協力を取り上げ、食料・農業・農村についての協力に関する国際的取り組みをいっそう積極的に推進するとしている。

### 2-2. インドネシアに対する農林水産業協力量針

日本の開発途上国に対する農業分野の国別援助方針については、日本の関係機関の間でそれぞれの立場から検討がなされてきている。

日本の最大の経済技術協力国であるインドネシアの経済技術協力量針については、I G G . I 会合の『総論：我が国の対インドネシア経済協力基本方針』示されており、その中でインドネシアの社会経済の基盤が農業・農村にあること等から、農業・農村分野を日本の協力重点分野の一つとして協力していくことを表明してきている。具体的にはその『各論』の項で毎年実施方針をプレッジしている。

その他、国内の関係機関が作成している横断的観点からのインドネシアの農林水産業分野の経済技術協力量針等がある。その主なものは下記のとおりである。

#### ○農政審議会報告(昭和61年11月)

『21世紀に向けてのた農政の基本方向』

第11章：国際農業協力の振興方策

#### ○林政審議会報告(昭和61年11月)

第9項：海外林業協力の推進

#### ○我が国の政府開発援助-上巻：外務省経済協力局編

各論：第3節1. 農業分野

#### ○J I C A

農林水産業協力業務の当面の課題

国際協力事業団運営審議会 第16回農林水産部会資料

#### ○J I C A (1990年1月)

インドネシア国別援助研究

4. 開発援助で特に推進すべき事項とそれへの提言-

4-3：農業発展への協力

(本件については現在J I C Aで見直しを検討中)

#### ○O E C F (平成元年8月)

インドネシア・カントリー・セクター調査報告書

#### ○(財)国際開発センター(1989年3月)：農林水産省委託事業

海外農林業開発協力国別(インドネシア)方針基礎調査

#### ○(財)国際開発センター(平成3年2月)：農林水産省委託事業

地球環境保全のための農業資源管理基礎調査-焼畑移動耕作による森林の破壊・農地劣化-(ブラジル・ナイジェリア・インドネシア)

以上のインドネシアの農林水産業分野の経済技術協力量針の調査研究報告書等を要約してみると以下のような協力分野が指摘されている：

最近の協力量針の特徴は、地球環境保全に係る分野が強調されている。すなわち、熱帯林、野生生物等の自然資源の保全と共に開発途上国に応じた技術の開発・移転及び環境分野における人材の育成である。この関係において、地球環境のための農業資源管理の協力の在り方が鋭意検討されている。とりわけ焼畑移動耕作による森林破壊・農地劣化防止、すなわち焼畑農業を抑制し持続的農業のための協力、農業資源ポテンシャルおよび管理・保全の調査等の協力の必要性が指摘されている。

- 一方、従来から指摘されている協力分野は、
- 農業分野としては食料（米など）増産・生産安定、作物多様化、種子生産管理、病虫害防除の技術開発、生産基盤（水稲に加え畑作物・果樹など）の整備・拡充、農産物の流通・加工・市場開発、農産物加工産業（アグロインダストリー）の育成、ポストハーベスト、農作物の品種改良、バイオテクノロジーや植物遺伝子源の保存・利用、乾燥地・半乾燥地の農業開発、
  - 畜産分野としては家畜繁殖・衛生の基礎・応用研究および加工・酪農、
  - 水産分野としては水産資源調査、漁港整備、漁業訓練、えび等の養殖技術・研究・教育、内水面漁業・養殖、資源管理・保護、水産物加工・流通システム、水産物品質管理、
  - 林業分野としては熱帯林の維持・造成およびアグロフォレストリーの導入、林業資源調査・管理計画、熱帯林の保全・砂漠化防止等の環境保全及び洪水対策等への協力、
  - その他の協力分野等としてはハード・ソフトの両面において明確な全体計画のもとでの総合的な対応、農業・農村の総合的開発、農業情報・統計の整備、緊急食料援助、農民参加による農業開発、農産物輸出振興、移住地総合開発、プランテーション農業支援、K U D（村落協同組合）の拡充強化等である。

他方、インドネシアでは、農業セクターと他のセクターとの格差が、農村の貧困という形で現れている。貧困の軽減が国家政策の中心課題として位置づけられ、その貧困の多くが農村に存在するという事実を考えたとき、農業セクターの発展と農村部における所得向上が、依然として最重要課題であると指摘されている。

インドネシア政府は、今後の農業発展の課題として、先述したように、(1)農業生産における潜在生産性と実際の生産性との間の顕著なギャップの縮小（ここでは、天敵の利用や適正な作付計画等栽培技術及び機械技術の適用による効率性の向上等、農業生産の多角化、集約化の推進による対応を考えている）(2)付加価値の向上。（ここでは生鮮・加工農産物の質的向上及び園芸作物等高付加価値品目の選定等を考えている）(3)潜在需要の開拓（ここでは、生産物の利用目的の拡大や、加工、包装、マーケティングの向上が挙げられている）、(4)制度的組織的改善（ここでは、関連する施設・インフラ整備の促進、各種規制緩和、公正な利益享受関係等農業に対する魅力的投資環境整備を考えている）を挙げている。

インドネシア政府が、こうした開発課題すべてに、わが国の援助を期待すると言うわけではないが、アグリビジネスの発想にも現れているように、従来の増産指向の農業から、質の高く効率的な農業を作り上げることを通じ、農村に余剰を生み出し、もって貧困の克服に資するというインドネシア長期計画の意向を汲み取った方向での協力の観点も重要である。

ただし、例えばインドネシアにおいて米の生産は、すでに充分であり、今後の開発目標は、米を除いた方向を指向すべきとの意見など、生産面での開発努力を軽視することは、長期的観点からは誤りであり、既述の長期計画の内容から見てもインドネシア側もそこまでは言っていない。すなわち、ジャワ島は食料生産の基盤という点で見ると他の地域に優越した地位を占めるが、ここでの将来の生産が、他セクターとの競合等で、今後十分な期待が持てないこと、いったん天候不順があれば食糧不足地域が叫ばれる脆弱な生産体質、輸送手段の不備からくる食料の地域自給主義（長期計画中でも食料のデ・インフラクションが課題となっている）等、きわめて不安定な食料生産をめぐる背景を考えると、主要食料の安定生産への努力は今後とも必要であり、協力の余地があるといえよう。